

# 太田川圏域流域水循環計画

(案)

令和●年●月

静岡県

## 目 次

<b>第 1 章 流域水循環計画とは .....</b>	<b>1</b>
第 1 節 健全な水循環 .....	1
第 2 節 流域水循環計画.....	2
第 3 節 太田川圏域における流域水循環計画の策定 .....	4
<b>第 2 章 太田川圏域の概要.....</b>	<b>6</b>
第 1 節 太田川圏域の範囲 .....	6
第 2 節 太田川圏域の概要.....	7
第 3 節 地形・地質 .....	11
第 4 節 気象 .....	14
(1) 現在までの降水量、気温及び日照時間の動向 .....	14
(2) 将来予測.....	19
第 5 節 利水 .....	20
第 6 節 地下水 .....	22
第 7 節 水収支 .....	25
<b>第 3 章 太田川圏域の現状と課題 .....</b>	<b>26</b>
第 1 節 太田川圏域の現状と課題 .....	26
(1) 水質に関する現状と課題 .....	26
1) 河川・湖沼・海域の水質 .....	26
2) 地下水塩水化 .....	29
3) 太田川ダムからの濁水放流の長期化.....	31
4) 天竜川から取水する用水への泥等の混入.....	34
(2) 水量に関する現状と課題.....	35
1) 太田川圏域の水利用 .....	35
2) 水利調整等の対応 .....	39

(3) 災害・治水に関する現状と課題 .....	40
1) 気候変動の影響に伴う災害の激甚化・頻発化 .....	40
2) 流域治水による対応 .....	42
3) 海岸における対応 .....	49
4) 災害時の生活用水の供給 .....	50
(4) 自然環境に関する現状と課題 .....	51
1) 森林の公益的機能の維持・増進 .....	51
2) 圏域の生態系 .....	54
3) 自然公園・鳥獣保護区域 .....	56
(5) 暮らしに関する現状と課題 .....	58
1) 農業・農村 .....	58
2) 林業 .....	59
3) 歴史・民俗 .....	60
4) 地域と協働した取組 .....	61
5) 雨水・再生水利用等の持続可能な水利用の支援 .....	63
第2節 太田川圏域で実施している水循環に関する取組 .....	64
(1) 行政が主に実施している計画 .....	64
(2) 民間団体等の取組 .....	66
(3) 課題への対応状況 .....	67
(4) 太田川圏域における水循環の課題のまとめ .....	69
<b>第4章 太田川圏域の理念、目指すべき健全な水循環の姿 .....</b>	<b>70</b>
第1節 理念 .....	70
第2節 目指すべき健全な水循環の姿 .....	70
<b>第5章 健全な水循環の維持又は回復に関する目標 .....</b>	<b>73</b>
第1節 健全な水循環の維持又は回復のための目標 .....	73

(1) 水質に関する目標 .....	73
(2) 水量に関する目標 .....	73
(3) 災害・治水に関する目標 .....	73
(4) 自然環境に関する目標 .....	73
(5) 暮らしに関する目標 .....	73
第 2 節 将来自目指すべき健全な水循環の姿と目標の関係 .....	74
<b>第 6 章 目標を達成するために実施する施策 .....</b>	<b>75</b>
第 1 節 水質の目標に対する施策 .....	75
第 2 節 水量の目標に対する施策 .....	77
第 3 節 災害・治水の目標に対する施策 .....	78
第 4 節 自然環境の目標に対する施策 .....	80
第 5 節 暮らしの目標に対する施策 .....	82
第 6 節 施策の体系と主な実施地域 .....	84
<b>第 7 章 健全な水循環の状態や計画の進捗状況を表す指標 .....</b>	<b>86</b>
第 1 節 指標の設定の考え方 .....	86
第 2 節 目標、及び施策の指標 .....	87
(1) 水質の目標に対応する指標 .....	87
(2) 水量の目標に対応する指標 .....	88
(3) 災害・治水の目標に対応する指標 .....	89
(4) 自然環境の目標に対する指標 .....	90
(5) 暮らしの目標に対する指標 .....	91
(6) 目標及び施策の指標とりまとめ .....	92
<b>第 8 章 流域水循環計画の推進 .....</b>	<b>93</b>
第 1 節 施策の実施主体の役割分担 .....	93
(1) 国 .....	93

(2) 県 .....	93
(3) 市町 .....	93
(4) 企業・団体等 .....	93
(5) 住民 .....	93
第2節 計画の推進と進捗管理 .....	94

## 参考資料

(1) 水質 .....	95
(2) 関連計画 .....	99
(3) 民間団体等の取組 .....	105
1) 活動している団体等の概要 .....	105
2) 現在の取組状況 .....	106
3) 今後の取組 .....	107

## コラム

コラム1 【流域総合水管理とは】 .....	108
コラム2 【水循環に関する国民の意識】 .....	108
コラム3 【水収支と地表水・地下水の流動】 .....	109
コラム4 【静岡県でのプラスチックごみ対策】 .....	111
コラム5 【静岡県の有機フッ素化合物(PFOS・PFOA)への対応】 .....	112
コラム6 【静岡県でのバイオマス活用の取組】 .....	113
コラム7 【理念及び目指すべき健全な水循環の姿の設定検討における意見聴取】 ....	114

## 第1章 流域水循環計画とは

### 第1節 健全な水循環

水循環とは、「水が、蒸発、降下、流下又は浸透により、海域等に至る過程で、地表水又は地下水として河川の流域を中心に循環すること」をいう。

水は生命の源であり、絶えず地球上を循環し、大気、土壤等、他の環境の自然的構成要素と相互に作用しながら、人を含む多様な生態系に多大な恩恵を与え続けてきた。また、水は循環する過程において、人の生活に潤いを与え、産業や文化の発展に重要な役割を果してきた。このように、人の活動と環境保全に果たす水の機能が適切に保たれた状態でめぐり続ける水循環を、「健全な水循環」という（水循環基本法第2条第2項）（図 1.1）。水循環を健全に保つことが、持続的な社会を築く上で極めて重要になる。

水循環の過程において、一つの施策を行うとそれが他の環境に影響するため、それぞれの施策の効果と影響について明らかにしながら、流域に関わるさまざまな立場の人々が地域の水循環のあり方を考え、総合的かつ一体的に取り組むことが必要になる。



図 1.1 健全な水循環の概念図

出典：内閣官房水循環政策本部事務局(2022)「令和4年度版水循環白書」

## 第1章 流域水循環計画とは

---

### 第2節 流域水循環計画

---

水循環基本法第13条に基づき国が策定した水循環基本計画では、流域総合水管理の考え方を踏まえつつ、流域マネジメントの基本方針等を定める「流域水循環計画」を策定し、行政などの公的機関が中心となって各構成主体が連携しつつ、流域の適切な保全や管理等を地域の実情に応じて実施するよう努めることが記載されている。

令和7年6月に流域総合水管理のあり方についての答申がとりまとめられ、健全な水循環の保全に係る様々な課題等に対応するためには、治水に加え利水・環境も流域全体であらゆる関係者が他者を尊重しながら協働して取組を深化させるとともに、「流域治水」・「水利用」・「流域環境」の間の「利益相反の調整」や「相乗効果の発現」を図ることで、「水災害による被害の最小化」「水の恵みの最大化」「水でつながる豊かな環境の最大化」を実現させる「流域総合水管理」に取り組む必要があると記載されている。

本県では、静岡県水循環保全条例第15条第1項の規定により、健全な水循環の保全に関する施策の効果的な推進を図るために、必要と認める流域について流域水循環計画を定めることとしている。

流域水循環計画を策定し、「流域総合水管理の考え方を踏まえた流域マネジメントの一層の推進」を図ることにより、流域における一体感の創出、流域に応じた課題への解決策の効率的な実施、流域のブランド力の向上による地域の活性化など、様々な効果を生み出すことが期待される。

流域水循環計画を策定した後、県は国の内閣官房水循環政策本部事務局に情報提供を行う。計画が認定されると、国のホームページで公表される。

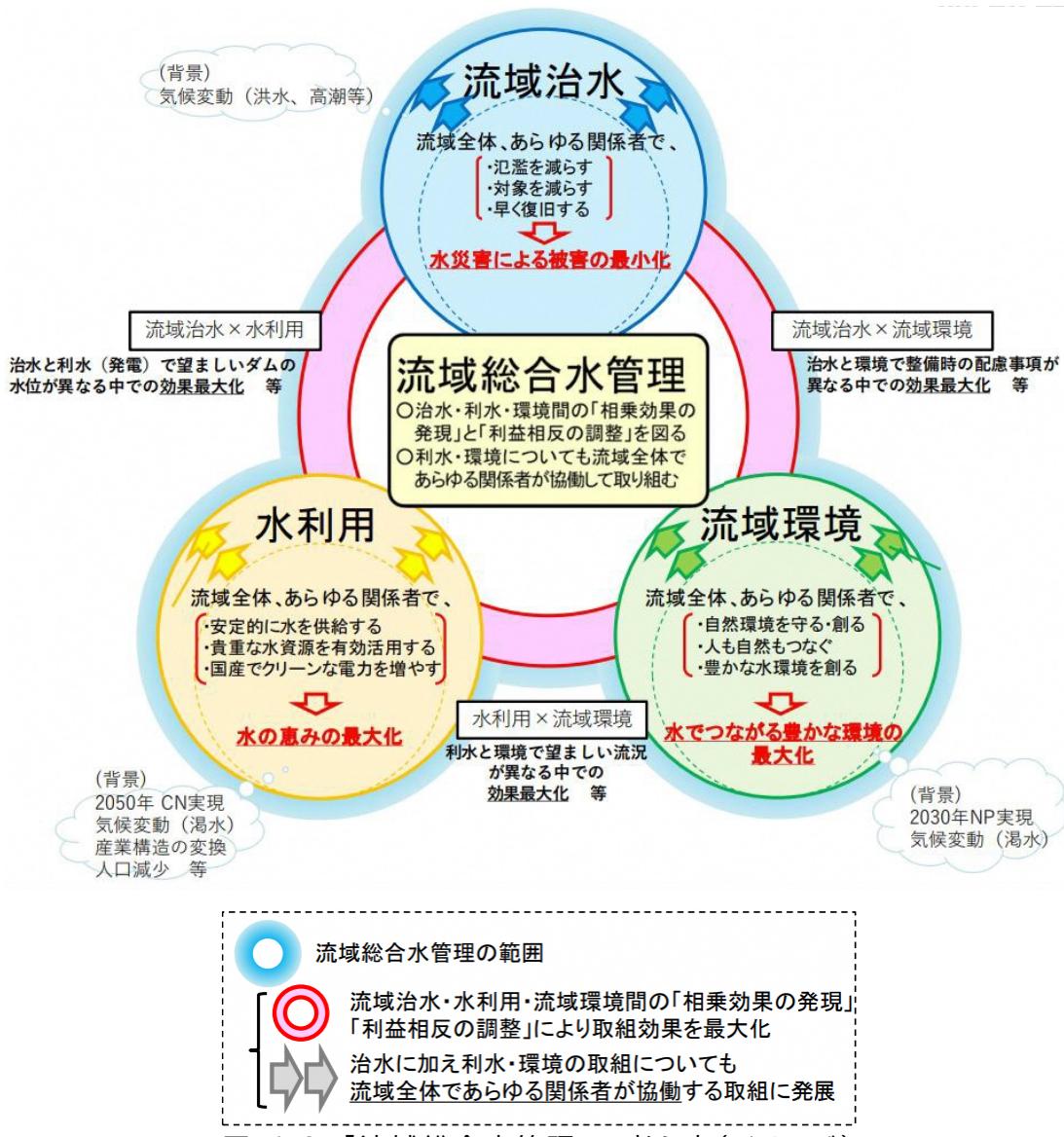


図 1.2 「流域総合水管管理」の考え方(イメージ)

出典：国土審議会水資源開発分科会流域総合水管管理のあり方検討部会・社会资本整備審議会河川分科会流域総合水管管理のあり方検討小委員会(2025)「流域総合水管管理のあり方について 答申 参考資料(令和7年6月)」より作成

相乗効果を発現させる取組：流域の関係者が同じ目的のもと、各々ができる取組をその効果が最大となるように連携し実施する取組

利益相反を解消させる取組：便益の分配、不利益を被る可能性のある者への補償、さらには、河川環境への影響の回避・低減など、利害が異なる関係者間で必要な調整を行いつつ取組を進める取組

### 第3節 太田川圏域における流域水循環計画の策定

---

太田川圏域における健全な水循環の保全に関する施策の効果的な推進を図るため、太田川圏域流域水循環計画（以下「本計画」という。）を定める。

太田川圏域の南部は磐南平野といわれ、縄文時代には海の底にあったが、地震による隆起を繰り返すことで、徐々に陸地が広がり現在の地形が形成された。しかし、海拔が低い平坦な土地が多く、太田川水系の河川は、過去から度々災害を繰り返し、沿川住民の生活を脅かしてきた。その一方で、太田川や原野谷川の水量は耕地面積に対して少なく、水不足にも悩まされてきた。現在は、圏域外の天竜川や大井川からも農業用水、工業用水、水道用水を導水することで、必要な水量を確保している。

また、太田川はアユやカワセミに代表される清らかな流れを有し、多様な動植物の良好な生息・生育・繁殖の場となっているほか、自然性に優れた河川景観を有しており、ふるさとの原風景として親しまれてきた。現在も、釣りやハイキングなどの自然にふれあう野外活動が行われ、身近な自然とふれあえる自然学習の場、レクリエーションの場として多くの人に親しまれている。

こうした観点を踏まえ、太田川圏域における健全な水循環を保全するため、本計画は以下の二点に留意して策定することとする。

一点目は、理念や将来目指すべき姿を共有し、これまで個々に実施してきた計画や施策を連携して実施することである。理念と目指すべき姿を共有することで、上中下流域での連携や、国、県、市町の連携、あるいは同一区域、同一課題において取組を実施している民間団体や市民活動団体等と連携していく。静岡県水循環保全条例第3条の基本理念では、「健全な水循環の保全は、①県民が、良質な飲料水等を確保でき、その他水循環のもたらす恵みを持続的に享受できるよう適切に行う、②流域の豊かな自然環境が県民生活に潤いを与える、産業、文化の発展に重要な役割を果たしていることを踏まえ、将来にわたり持続的に行う、③水循環への負荷の少ない持続的発展可能な社会を構築するため、県、事業者、土地所有者等及び県民の適切な役割分担により持続的に行う、④科学的知見の充実の下に、健全な水循環を保全する予防的な取組方法により対応する」、としており、これらを踏まえて圏域の理念や目指すべき姿を定めていく。

二点目は、既存施策で対応できていない課題を新たな取組につなげることである。抽出した課題の中で、各組織で対応できていない課題がある場合は、対応を検討し、必要に応じて新たな取組を推進することを検討する。

取組の連携や新たな課題への対応は、国、県、市町の各関係部局により構成する「太田川圏域流域水循環協議会」により検討を進める。また、静岡県環境審議会を通じて有識者の意見を聴くほか、関係団体等の活動状況等も踏まえ、適宜連携して施策を推進していく。

---

本計画の計画期間は 10 年とし、策定から5年後に中間評価を実施し当該時点での水循環を取り巻く状況を踏まえ、PDCA サイクルによって指標や目標値を再検討する(図 1.3)。

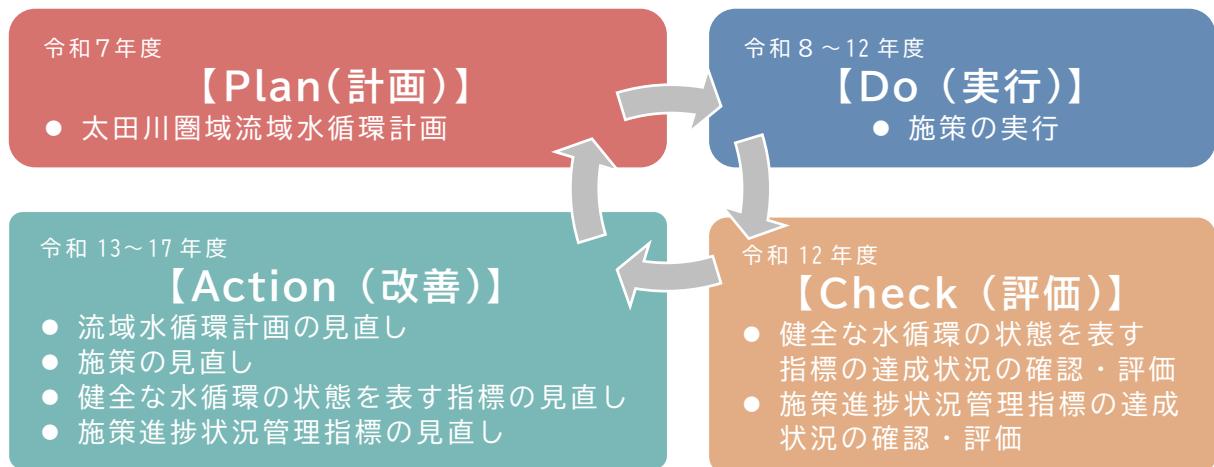


図 1.3 計画の推進

## 第2章 太田川圏域の概要

### 第1節 太田川圏域の範囲

本県における流域水循環計画の策定流域は、一級河川や主要な二級河川の水系を中心とした複数の河川を包含する地域を基本単位とし、人の活動による水の利用状況も考慮し、県内に8つの圏域を設定した。本計画で対象とする太田川圏域は、小笠山丘陵から磐田原台地にかけての一帯の地域であり、太田川水系、弁財天川水系及び前川水系の流域を対象とする面積 549km<sup>2</sup> の圏域である(図 2.1)。磐田市の一部、掛川市の一部、袋井市全域、森町全域が対象範囲となっている。

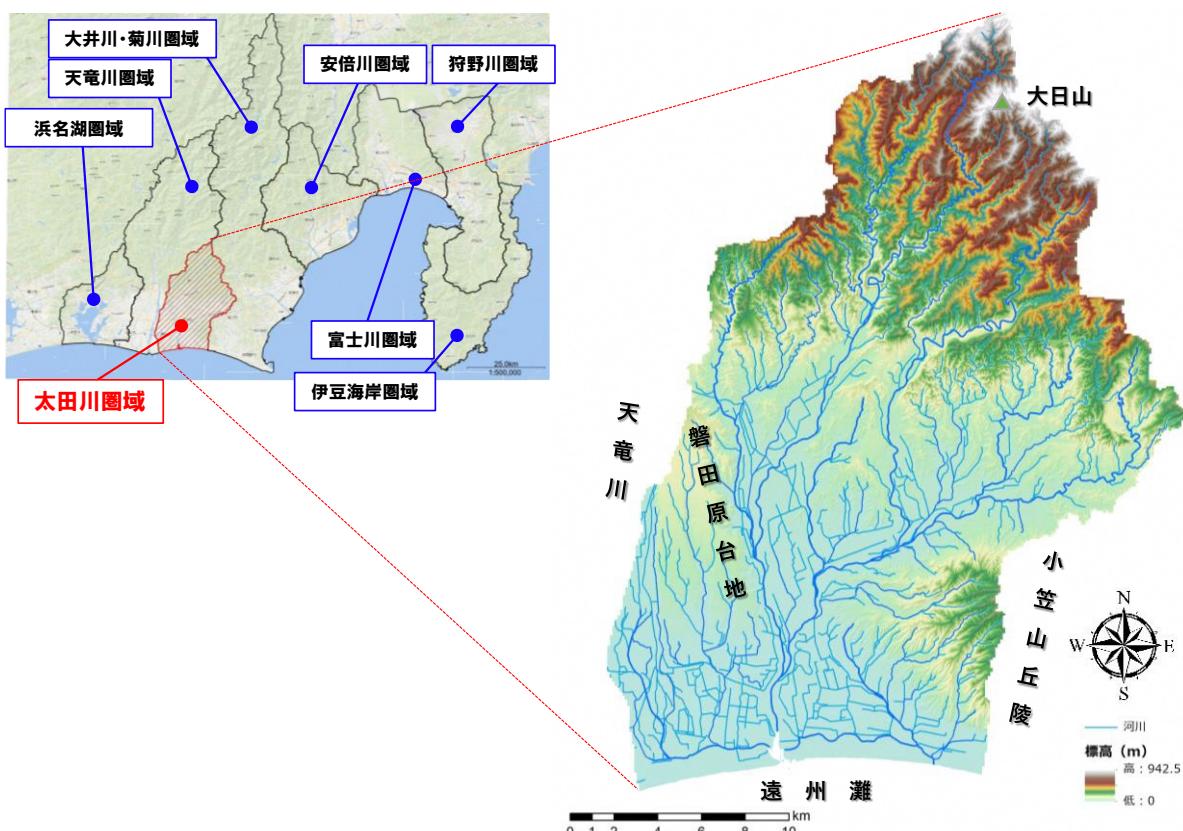


図 2.1 本計画の範囲

出典：国土交通省「国土数値情報（河川データ）」、  
国土地理院基盤地図情報数値標高モデル 10m メッシュデータ、  
静岡県地理情報システム／Maptiles by MIERUNE, under CC BY. Data by OpenStreetMap  
contributors, under ODbL.より作成

## 第2節 太田川圏域の概要

太田川圏域は、太田川水系、弁財天川水系及び前川水系の流域で構成される(図 2.2)。

太田川水系の太田川は、その源を森町大日山に発し、森町を縦断しつつ、途中、三倉川、瀬入川を合わせ、平野部に流れ、さらに南流し、磐田市域で敷地川を、袋井市域で原野谷川を合わせ、さらに河口付近でぼう僧川(「ぼう」は人偏に方、以下同様)と合流し遠州灘に注ぐ二級河川である。流域は、磐田市、掛川市、袋井市、森町、浜松市(旧春野町南部の一部)、菊川市(北西部の一部)の5市1町にまたがり流域面積約 488km<sup>2</sup>、幹線流路延長は約 44km である。河口から約 35km 地点には、洪水調節、流水の正常な機能の維持及び水道用水の供給を目的として、平成 21 年度に太田川ダムが竣工した。

弁財天川水系の弁財天川は、袋井市の小笠沢川に架かる豊橋付近左岸の丘陵地帯より西方に源を発し、流路を南から南東方向へ変えて水田地帯を流下し、途中、支川の三沢川、大須賀新川、下紙川、西大谷川、坊主淵川と合流して遠州灘に注ぐ、流域面積約 43.8km<sup>2</sup>、幹川流路延長約 4.0km の二級河川である。

前川水系の前川は、太田川と弁財天川の間に広がる低平地に端を発し、途中、弁財天川に分流した後に西流し遠州灘に注ぐ、流域面積約 17km<sup>2</sup>、県管理区間延長約 7.2km の二級河川である。

圏域の土地利用は、令和3年度時点で、森林が約 46%、田やその他の農用地が約 28%、建物用地、道路、鉄道、その他の用地の市街地が約 22%、河川及び湖沼の水面が約 3%となっているが、特にぼう僧川流域において市街化の進展が著しい(図 2.3)。

これらの概要のうち主要な項目については、表 2.1 にまとめた。

## 第2章 太田川圏域の概要

表 2.1 太田川圏域の概要

対象水系	太田川水系、弁財天川水系、前川水系
圏域面積	549km <sup>2</sup> (太田川水系:488km <sup>2</sup> 、弁財天川水系:44km <sup>2</sup> 、前川水系:17km <sup>2</sup> )
関係市町	磐田市の一部、掛川市の一部、袋井市、森町
土地利用(R3 現在)	森林:約46%、農地:約28%、市街地:約22%、水面:約3%、その他:約1%
特徴	<ul style="list-style-type: none"> <li>・太田川水系の流域や河川空間には比較的良好な自然が残っており、様々な魚類や鳥類等が生息する豊かな生物相が形成されている。</li> <li>・弁財天川水系は流路のほとんどが標高2m程度の低平地を流れる。</li> <li>・前川水系は低平地に端を発し、途中、弁財天川に分流した後に西流し遠州灘に注ぐ。</li> </ul>
主な水利用 (地表水)	上水 遠州広域水道、大井川広域水道 農水 天竜川下流用水、大井川用水、牧之原用水、太田川上流用水 工水 中遠工業用水、東遠工業用水
主な水利用 (地下水:湧水を含む)	<p>年間単位利用量 62.0mm/年 (R3地下水等利用量を圏域の陸域面積 531.9km<sup>2</sup>で割り、年単位に換算した値) ※R3地下水等利用量(地下水調査報告書(令和5年度版)より)</p> <p>磐田市: 62,281m<sup>3</sup>/日 (圏域外(旧豊田町の一部)を含む) 掛川市: 11,941m<sup>3</sup>/日 (圏域外(旧大東町)を含む) 袋井市: 11,731m<sup>3</sup>/日 森町: 4,450m<sup>3</sup>/日</p>

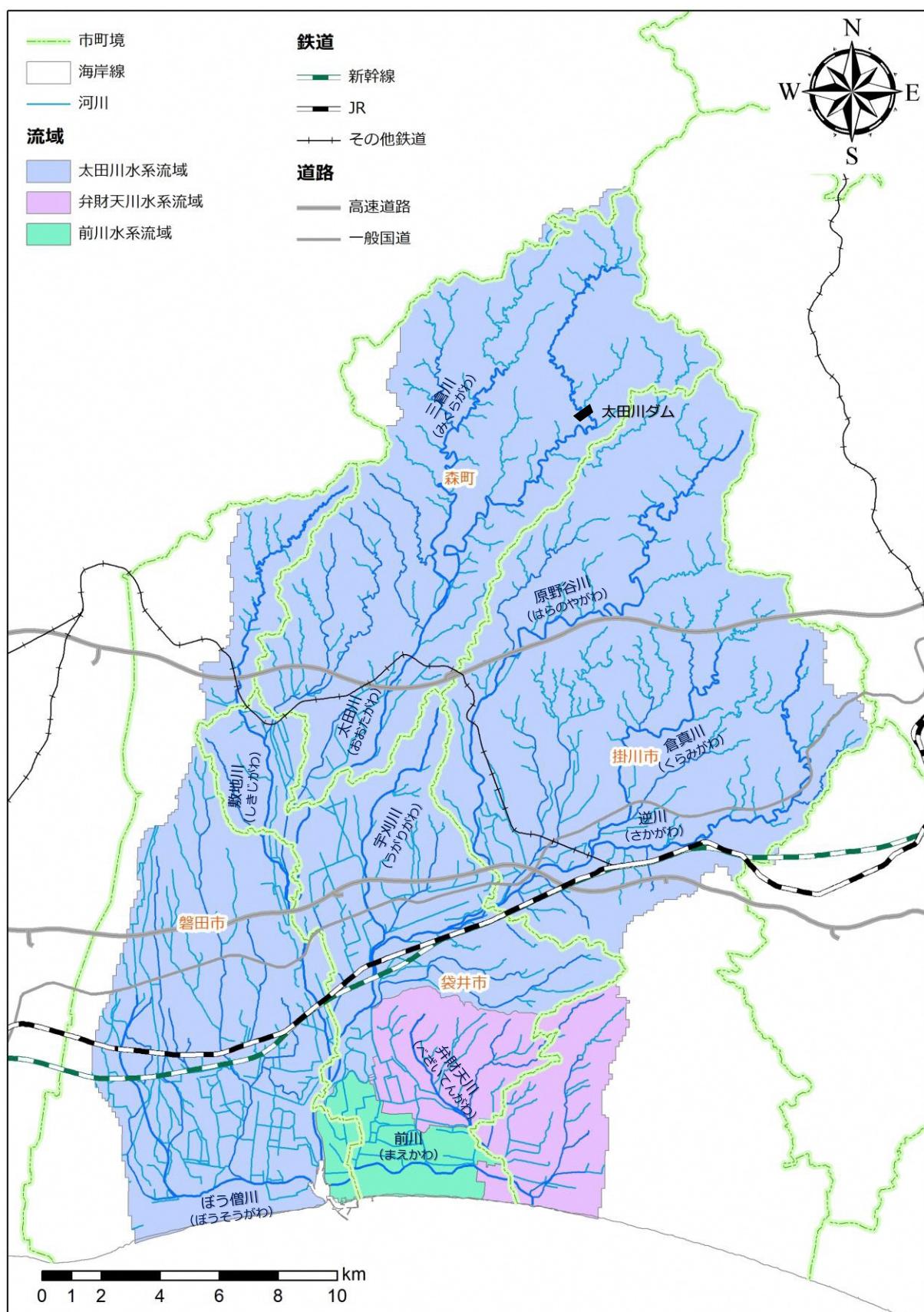


図 2.2 太田川圏域概要図

出典：国土交通省「国土数値情報（河川データ、行政区画データ、重要物流道路データ、鉄道データ）」  
より作成

## 第2章 太田川圏域の概要

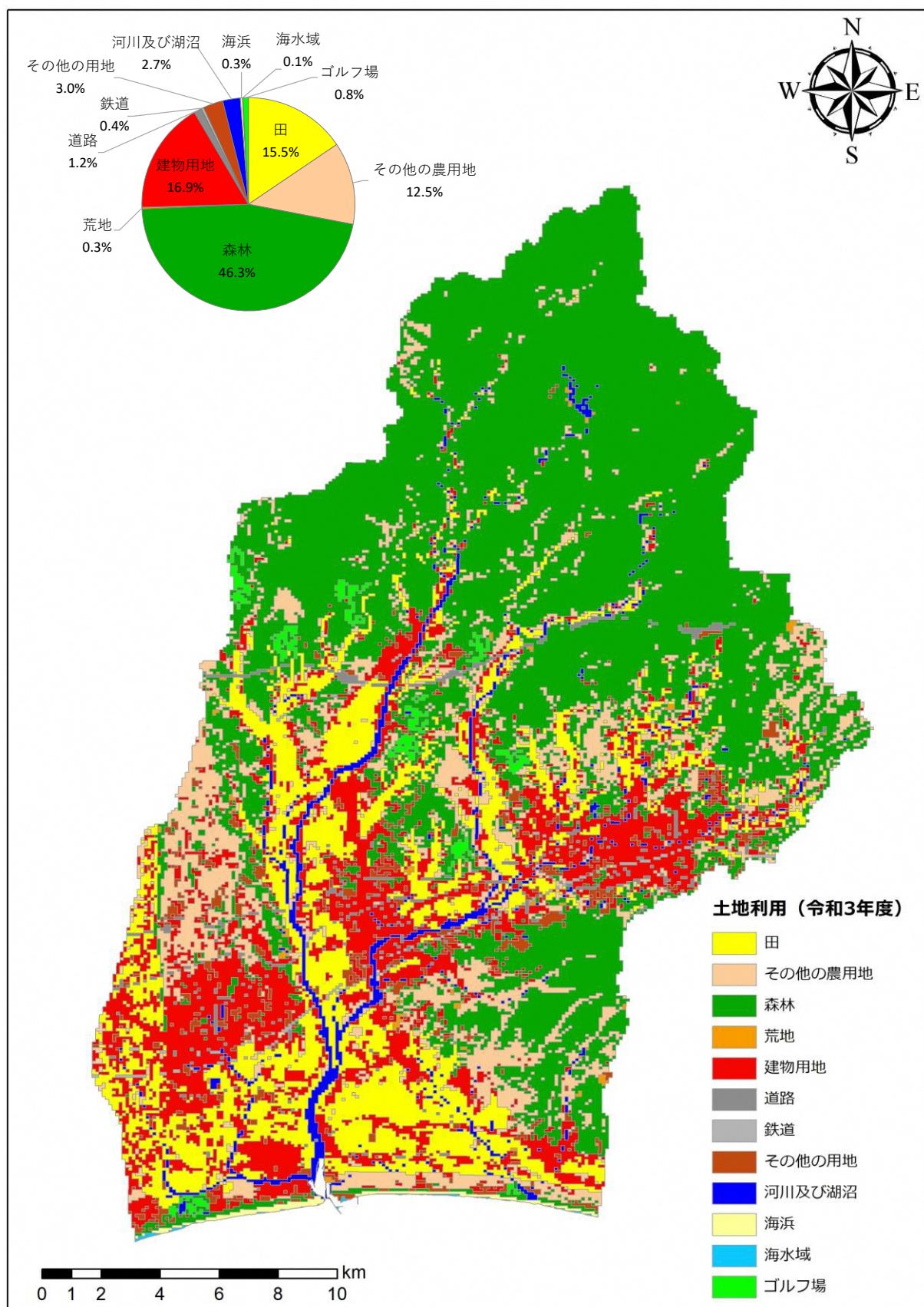


図 2.3 令和3年度の土地利用

出典：国土交通省「国土数値情報（令和3年度土地利用細分メッシュデータ）」より作成

### 第3節 地形・地質

太田川圏域の地形は、遠州灘を底辺にして北の大日山(標高 881m)を頂点に、東の小笠山丘陵、西の天竜川をその範囲としている。

太田川圏域は、赤石山脈の南端に位置し、その地形は東西を大井川と天竜川にはさまれ、南北方向には赤石山脈の南端から丘陵地・台地・扇状地・沖積平野と移り変わっており、太田川と弁財天川の間に広がる低平地は三角州性低地である。上流部の磐田市・掛川市・森町の大半は山地・山麓が占め、中流部の磐田市と袋井市は平地と台地が混在している。下流部の磐田市・袋井市は扇状地・沖積平野が占めており、海岸部には遠州海岸砂丘が東西に伸びている(図 2.4)。

太田川圏域における地形の形成について、縄文時代には海面が今より 5m 程高く、平野のほぼ全域、掛川市あたりまでが海の底であった。弥生時代になると徐々に海面が下がり、陸地は広がった。ところが、海岸近くに川からの土砂が積もるなどして砂丘ができると、平野のくぼんだ部分は沼や湖として、江戸時代中期まで広大な潟湖が残っていた。

その後、宝永地震(1707 年)や安政東海地震(1854 年)で地盤が隆起し、潟湖は姿を消したが、かつて水域であったところは今も海拔 0~1m のままとなっている。その結果、太田川水系の河川は、過去から度々災害を繰り返し、沿川住民の生活を脅かしてきた。

太田川圏域の地質は、北部、東部及び西部、河川周辺でその特徴が異なる。

圏域北部の大日山周辺の地質は、頁岩・砂岩及びそれらの互層からなり、圏域東部及び西部は小笠山丘陵及び磐田原台地は礫層を主とする未固結堆積物からなる。太田川平地の大部分は未固結堆積物からなっており透水性の小さいシルト・粘土が平地の表層に分布している。遠州海岸砂丘地は砂層を主とする未固結堆積物からなる(図 2.5 及び図 2.6)。

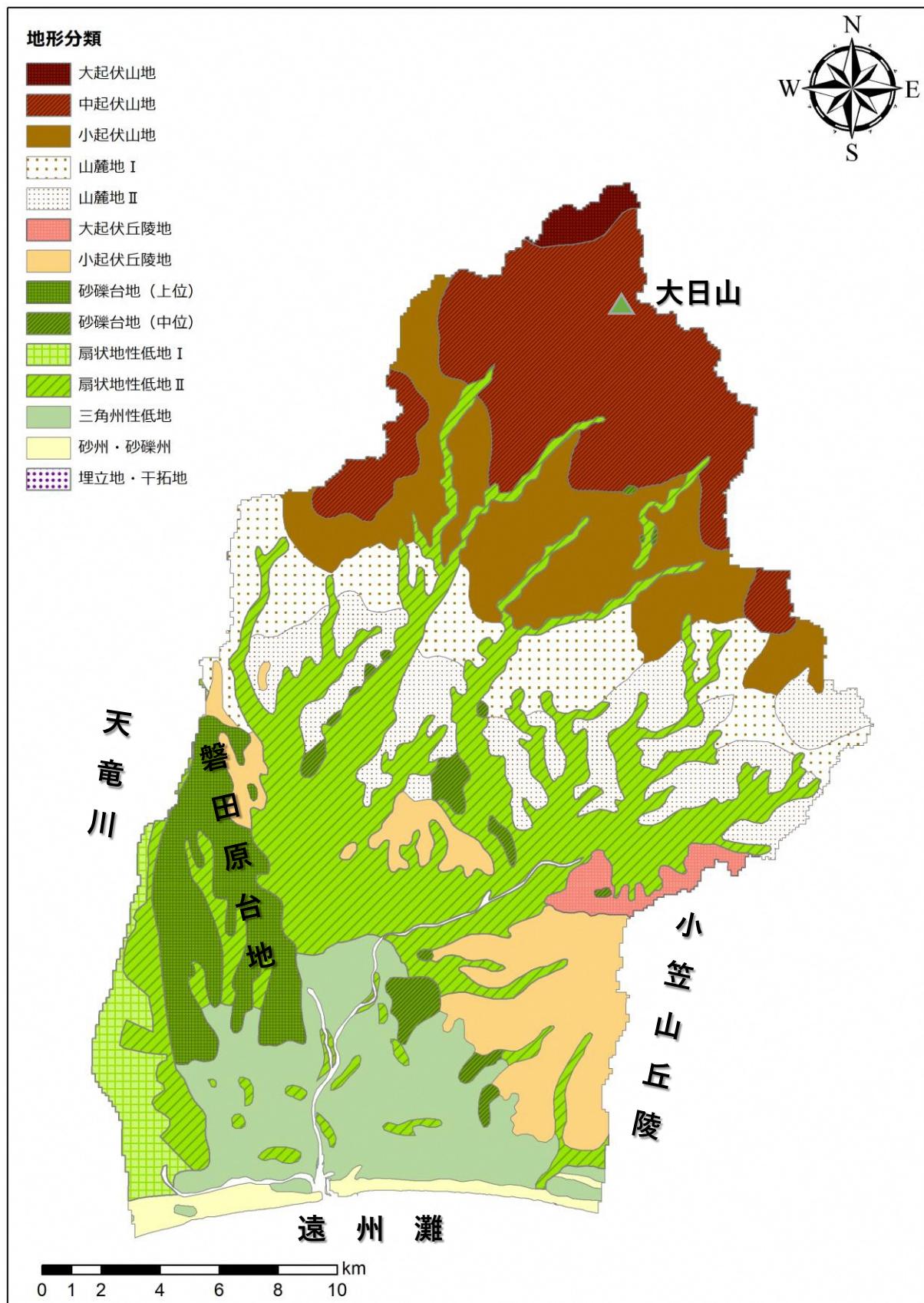


図 2.4 地形分類図

出典：国土交通省「20万分の1 土地分類基本調査」より作成

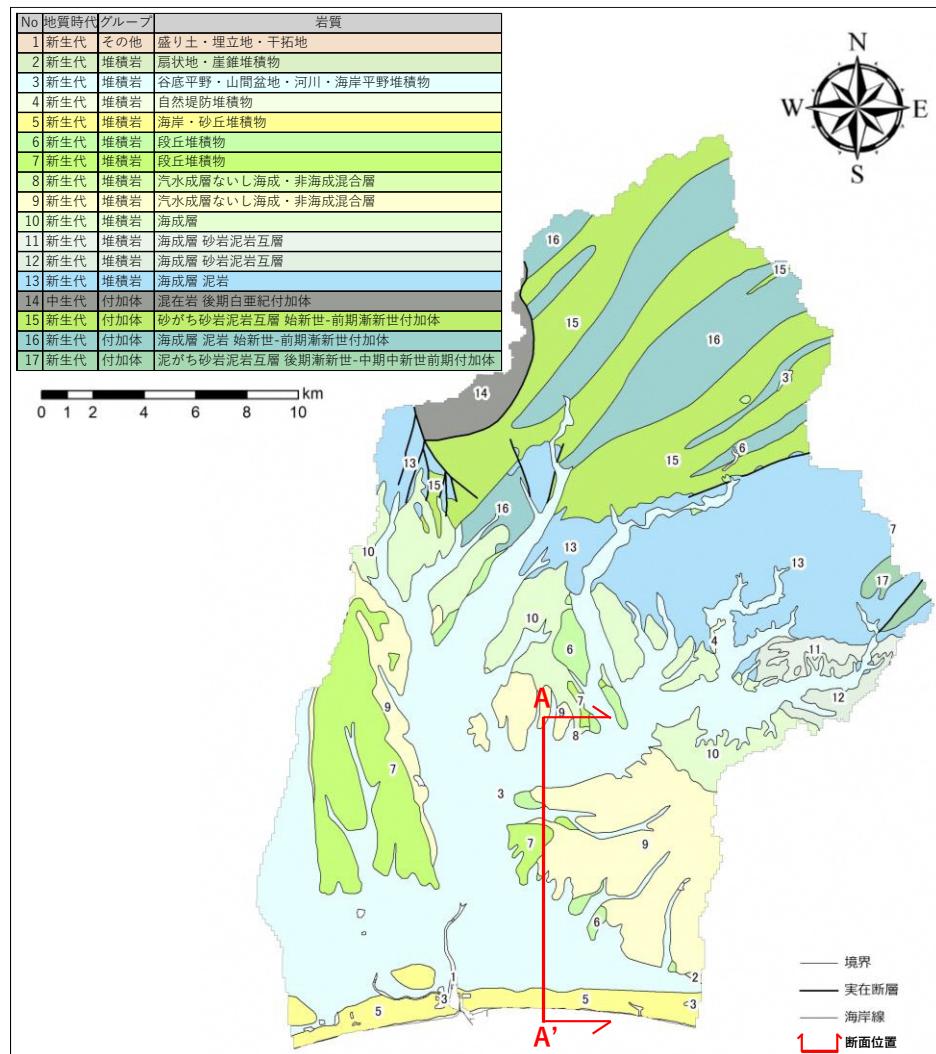


図 2.5 地質図

出典：産総研地質調査総合センター「20万万分の1日本シームレス地質図V2」より作成

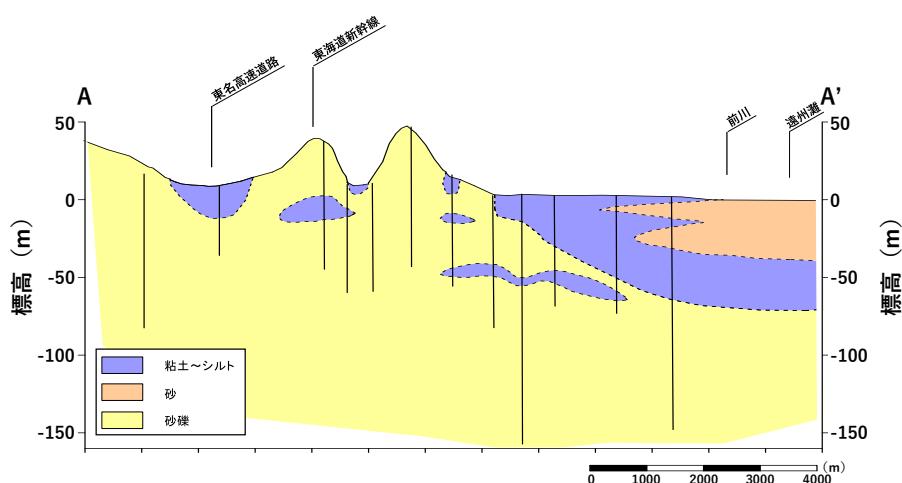


図 2.6 地質断面図

出典：静岡県（2002）「平成14年度中遠地域地下水利用実態調査業務委託報告書」より作成  
※断面位置は図 2.5 を参照

### 第4節 気象

#### (1) 現在までの降水量、気温及び日照時間の動向

本圏域は、太平洋に面し、気候な温暖多雨の太平洋岸式気候で、遠州灘に沿って流れる黒潮や豊富な日照時間から年間を通じて温暖な気候に恵まれている。夏は南よりの風のため、高温多湿で雨の日が多く、冬は西からの季節風のため、低温で乾燥した晴れの日が多い。

1991～2020 年の降水量及び気温の月別平年値の推移は、降水量は6月、7月、9月、10月が比較的多い。気温は、磐田で最高が8月の 26.8℃、最低が1月の 6.2℃である(図 2.7)。

年平均気温は、磐田で 1980 年代から 2020 年代の約 40 年で約2℃上昇、5年移動平均も統計開始から約2℃上昇しており、長期に 50 年間で約 1.8℃の割合で上昇傾向が見られる。短期的な変動を繰り返しながら上昇している。(図 2.8)。

年間日照時間は、磐田で 1990 年代から 2020 年代の約 30 年で約2割増加し、5年移動平均は近年では年間 2300～2400 時間で推移している(図 2.9)。なお、2024 年の日照時間は磐田で 2366.5 時間であり、全国的にも日照時間が長い地域となっている。

最近 10 年間(2015～2024 年)の年降水量の平均は、磐田、掛川、三倉においてそれぞれ約 1,970mm、2,202mm、2,823mm であり、全国の年降水量の平均(約 1,700mm)と比べて多い(図 2.10)。

最近 10 年間(2015～2024 年)の 100mm/日以上の平均年間発生日数(磐田で 1.9 日、掛川で 2.3 日、三倉で 4.6 日)は、過去 10 年間(1985 年～1994 年)の平均年間発生回数(磐田で 1.0 日、掛川で 1.7 日、三倉で 2.9 日)と比べて、磐田では約 1.9 倍、掛川では約 1.4 倍、三倉で約 1.6 倍に増加している(図 2.11)。

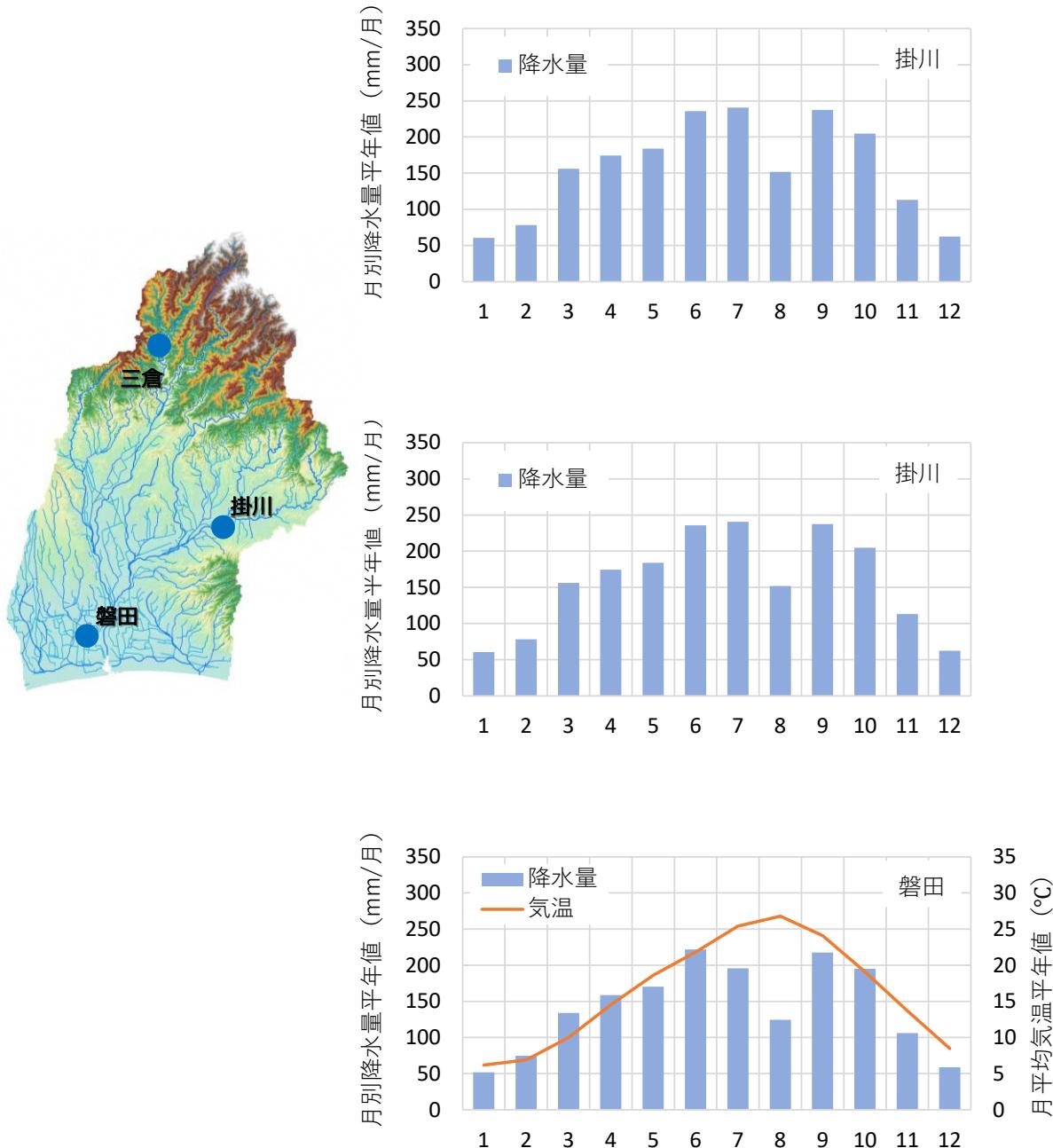
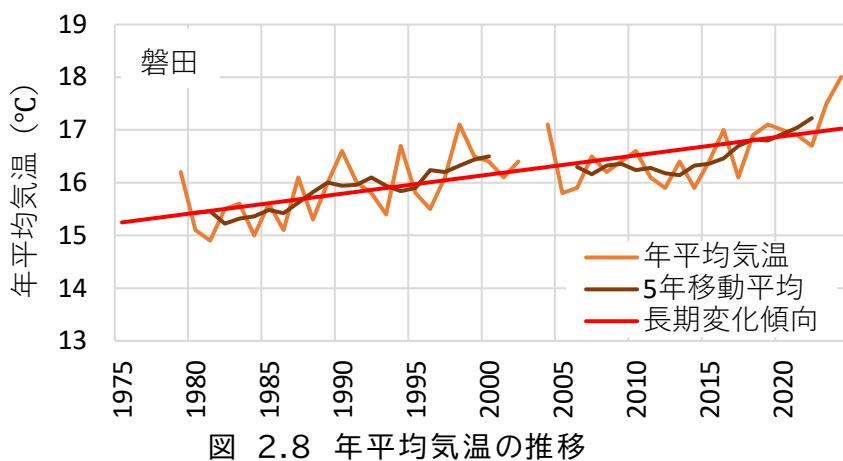
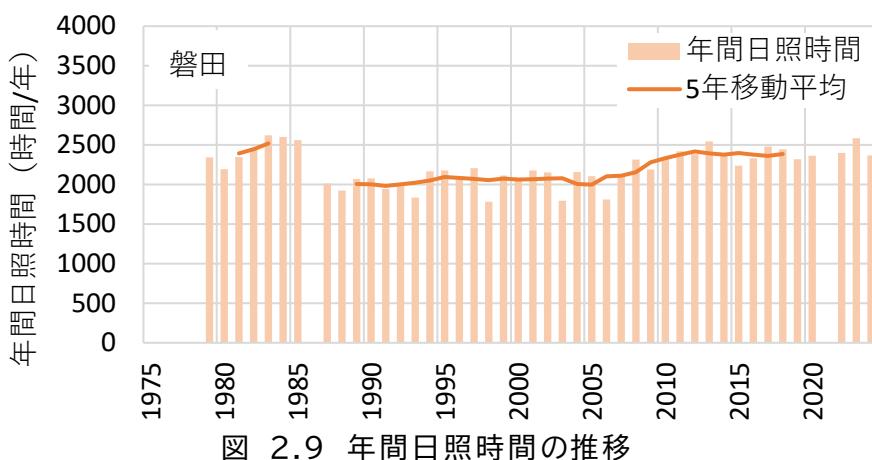


図 2.7 月別降水量平年値、月平均気温平年値の年間変化  
(左:観測地点、右上:三倉、右中:掛川、右下:磐田)

出典：国土交通省「国土数値情報（河川データ）」、  
国土地理院基盤地図情報数値標高モデル 10m メッシュデータ、気象庁データより作成  
※平年値は 1991～2020 年の 30 年間の平均値



出典：気象庁データより作成  
※1978年、2003年資料不足値  
※長期変化傾向は線形近似曲線にて算出



出典：気象庁データより作成  
※1978年、1986年、2021年資料不足値、1986年11月観測方法等変更、  
2021年3月気象衛星のデータ等から作成した推計値へ変更

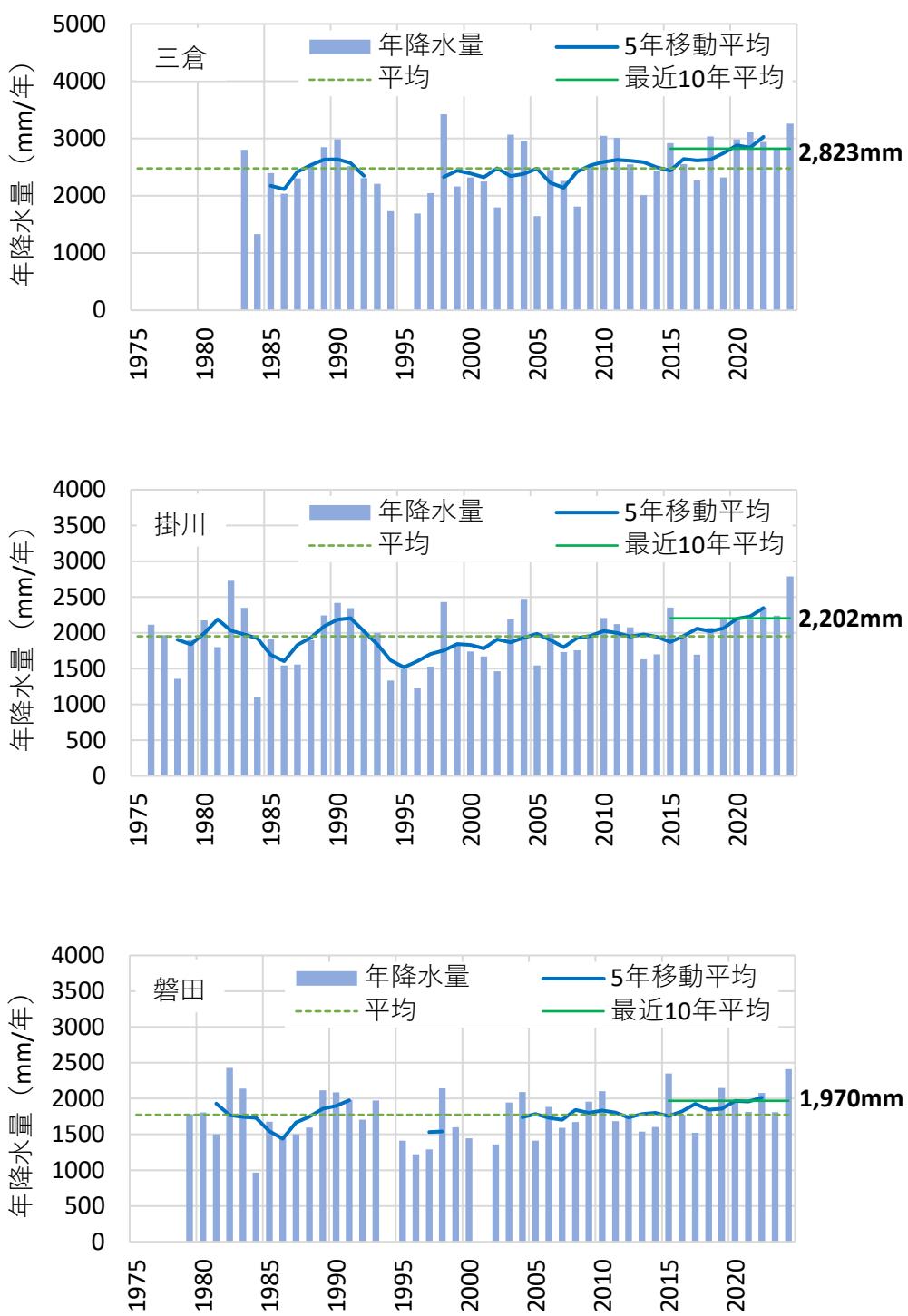


図 2.10 年降水量の推移(上:三倉、中:掛川、下:磐田)

出典: 気象庁データより作成

※磐田は 1978 年、1994 年、2001 年、三倉は 1982 年、1995 年資料不足値

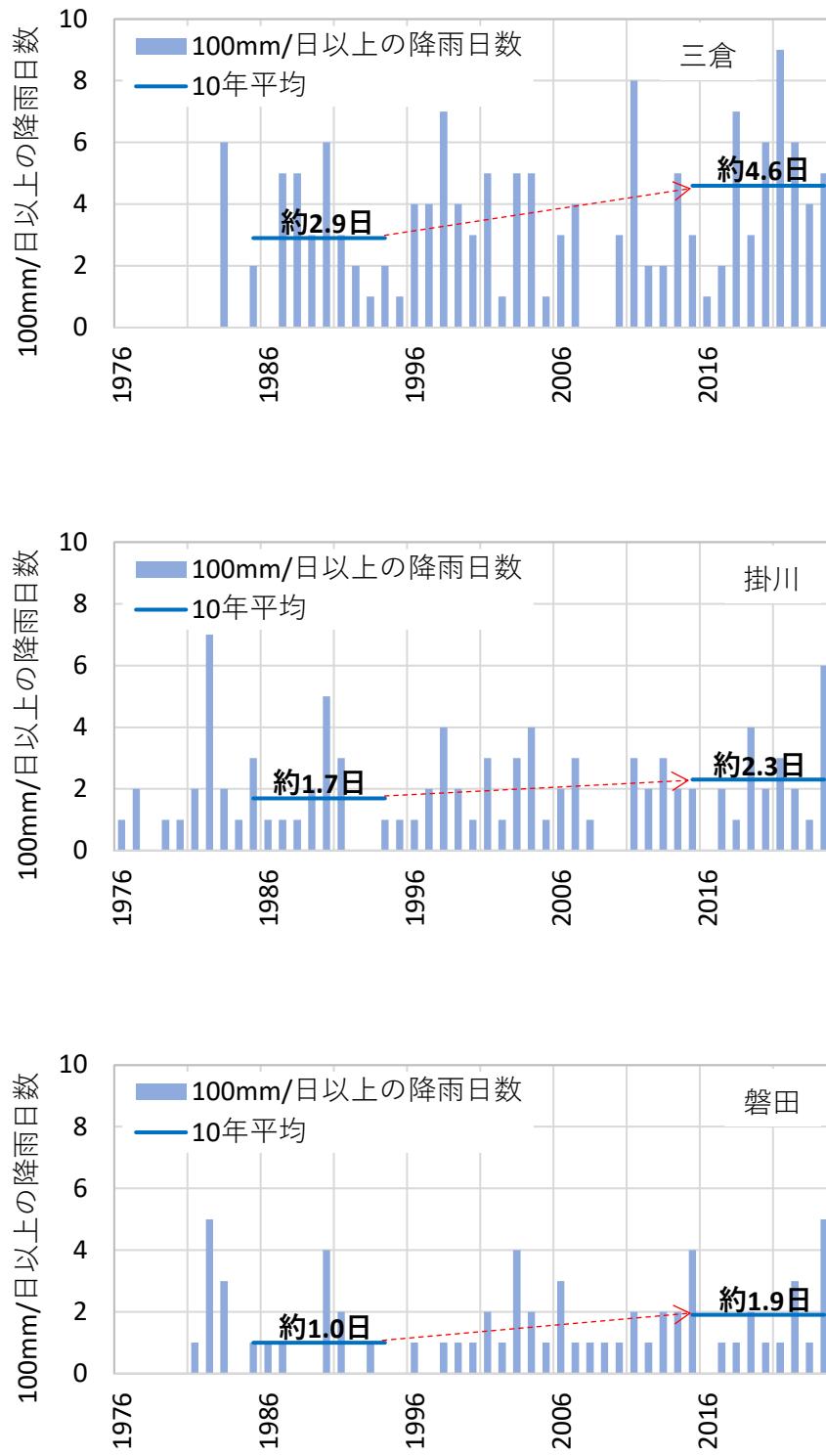


図 2.11 100mm/日以上の降雨日数の推移(上:三倉、中:掛川、下:磐田)

出典：気象庁データより作成  
※磐田は1978年、1994年、2001年、三倉は1982年、1995年資料不足値

## (2) 将来予測

「静岡県の気候変動(静岡地方気象台・東京管区気象台、令和4年3月)」によると、静岡県の年平均気温は、最も地球温暖化が進行した場合(RCP8.5 シナリオ)、21世紀末(2076～2095年:将来気候)には20世紀末(1980～1999年:現在気候)に比べて4.1℃上昇すると予測されている(図 2.12)。また、静岡県の1時間降水量50mm以上の降水の年間発生回数は、21世紀末には20世紀末の約2.1倍になると予測されている(図 2.13)。

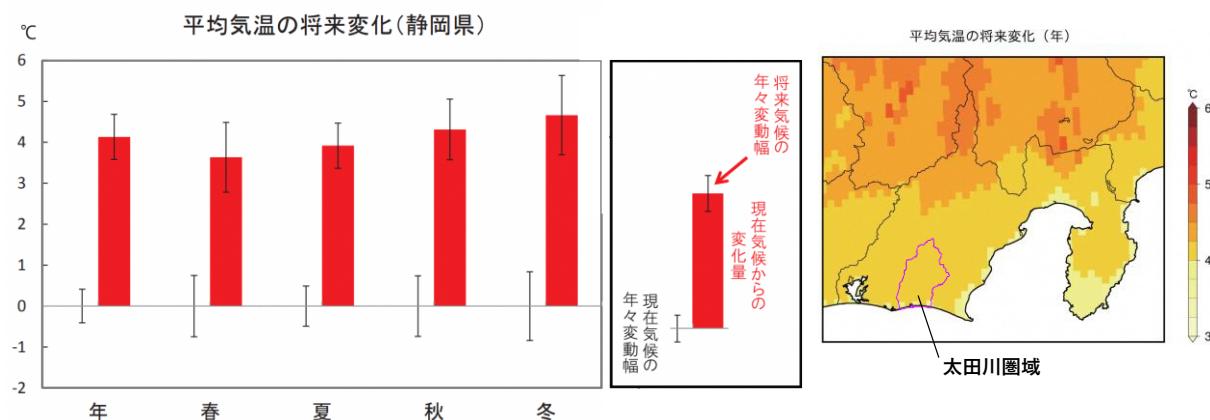


図 2.12 気温の予測

出典：静岡地方気象台(2024)「静岡県の21世紀末の気候」を改変

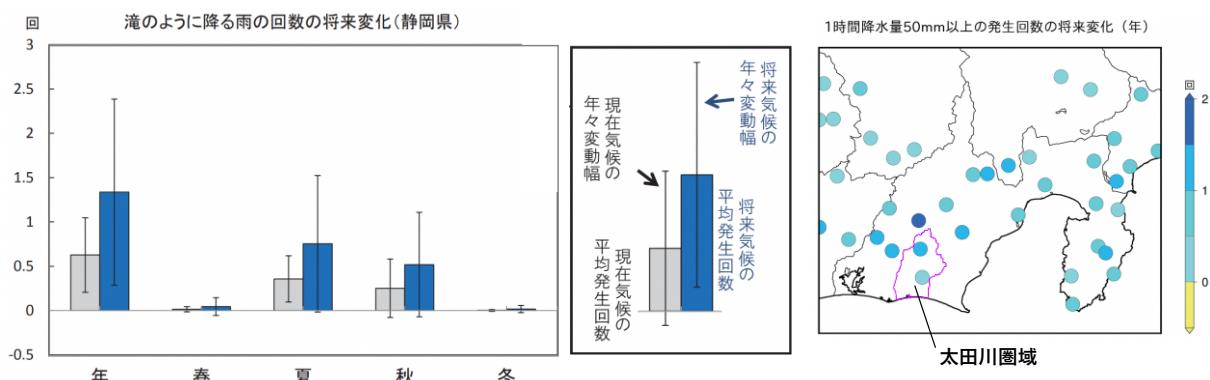


図 2.13 降水の予測

出典：静岡地方気象台(2024)「静岡県の21世紀末の気候」を改変

※1時間降水量50mm以上の発生回数について、将来変化(将来気候と現在気候の差)のアメダス地点ごとの予測を示している。ただし、増加・減少の傾向が不明瞭であった地点は記載していない。  
なお、1地点の変化に注目せず、全体的な傾向を見ること。

### 第5節 利水

---

太田川圏域における主要な利水は、天竜川水系、大井川水系、及び太田川水系を水源として形成されている（図 2.14）。

かつて、太田川や原野谷川の水量は耕地面積に対して少なく、特に下流では洪水と水不足に、上流でも同様に河川の水量の限界があり、水不足に悩まされていた。

江戸時代では、中規模な用水が開削されたものの、明治時代になっても大規模な水利開発は行われなかった。江戸時代末期から明治時代まで天竜川から水を引く社山疎水計画が何度も立ち消えたのちに、昭和 19 年に磐田用水が完成した。その後、発電や工業用水、上水道など天竜川の総合開発事業により船明ダムから直接導水する国営農業水利事業が開始し、昭和 59 年に完了した。

現在、上水道のうち天竜川及び太田川を水源とした遠州広域水道は、磐田市、袋井市及び森町へ給水している。また、大井川を水源とした大井川広域水道は、掛川市へ給水している。

天竜川を水源とした中遠工業用水は、磐田市及び袋井市へ給水している。また、大井川を水源とした東遠工業用水は、掛川市へ給水している。

農業用水のうち天竜川を水源とした天竜川下流用水は、磐田市、袋井市及び森町へ給水している。また、大井川を水源とした大井川用水は、掛川市及び袋井市へ、牧之原用水は、掛川市へ給水している。

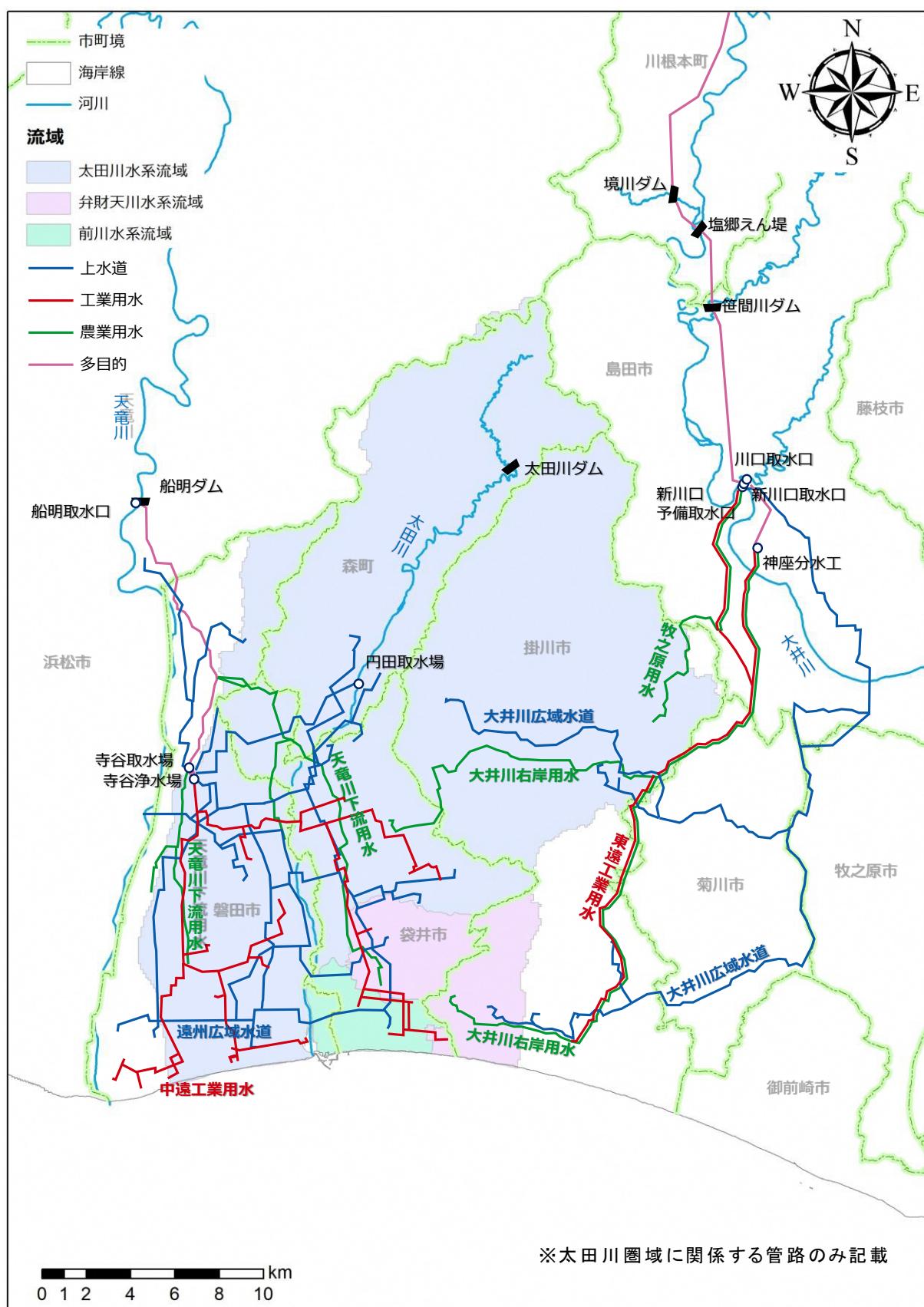


図 2.14 太田川圏域の水利状況模式図

出典：国土交通省「国土数値情報（河川データ、行政区域データ）」より作成

### 第6節 地下水

本県では、高度成長に伴う産業活動の発展や都市化の進展による水需要の著しい増大が地下水の過剰な汲み上げを招き、昭和30年代後半から地下水位の低下や塩水化などの地下水障害が県内各地で発生した。太田川圏域においても、産業の発展等に伴い地下水の塩水化などが進行していた。

昭和46年6月に地下水保全を目的として「地下水の採取の適正化に関する条例」が制定され、さらに、昭和52年にはこの条例を地下水障害の除去の強化と防止を盛り込んだ「静岡県地下水の採取に関する条例」に全面改正し、昭和53年1月からの施行をもって地下水の合理的な利用に努めてきた。

本条例では岳南、静清、大井川、中遠及び西遠の5地域(12市町)を規制地域等に指定した。これらの地域には地下水採取者と関係市町で構成する「地下水利用対策協議会」(以下「地下水協議会」という。)を設置して、地下水調査、水利用合理化及び工業用水への水源転換などの対策を推進している。本圏域内では、中遠地域地下水利用対策協議会がこれらの対策を行っている(図2.15)。

地下水障害は、各地域の協議会や市町による地下水障害に対する積極的な取組により、徐々に改善し、または一定の小康状態を保っている状況となっているが、従来の自然がもたらす地下水位の確保や塩水化の解消には至っていない。また、毎年のように発生する局所的な豪雨や少雨による渇水は、地下水に対しても影響を及ぼすことが想定されている。このため、地下水の保全対策や適正な水収支を管理するための調査や監視を継続的に行う必要がある。

中遠地域地下水利用対策協議会においては、地下水位観測、塩水化調査等を毎年実施している。また、これらの観測データをもとに地下水流动量解析調査を実施し、地下水利用可能量を推定し、今後の地下水取水基準見直しの基礎資料とする。

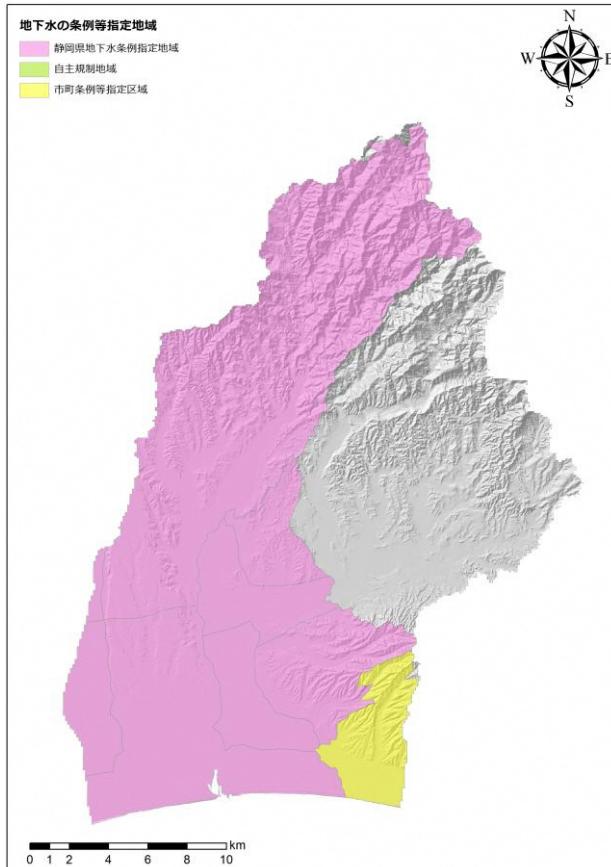


図2.15 地下水規制地域

出典：国土地理院基盤地図情報数値標高モデル  
10m メッシュデータより作成

静岡県全土の水循環を定量的に把握するために構築された、三次元数値シミュレーションによる県土水循環モデルを活用し、浜名湖圏域、天竜川圏域、太田川圏域での地表水・地下水の流動経路と浸透量分布を可視化した。圏域の地表水と地下水は概ね圏域内を流下し、海域へ流出するが、一部天竜川圏域への地表水流動が確認できる（図 2.16）。また、上流域の山地に比べ、中・下流域の台地や丘陵及び平地において浸透量が多い傾向にある（図 2.17）。

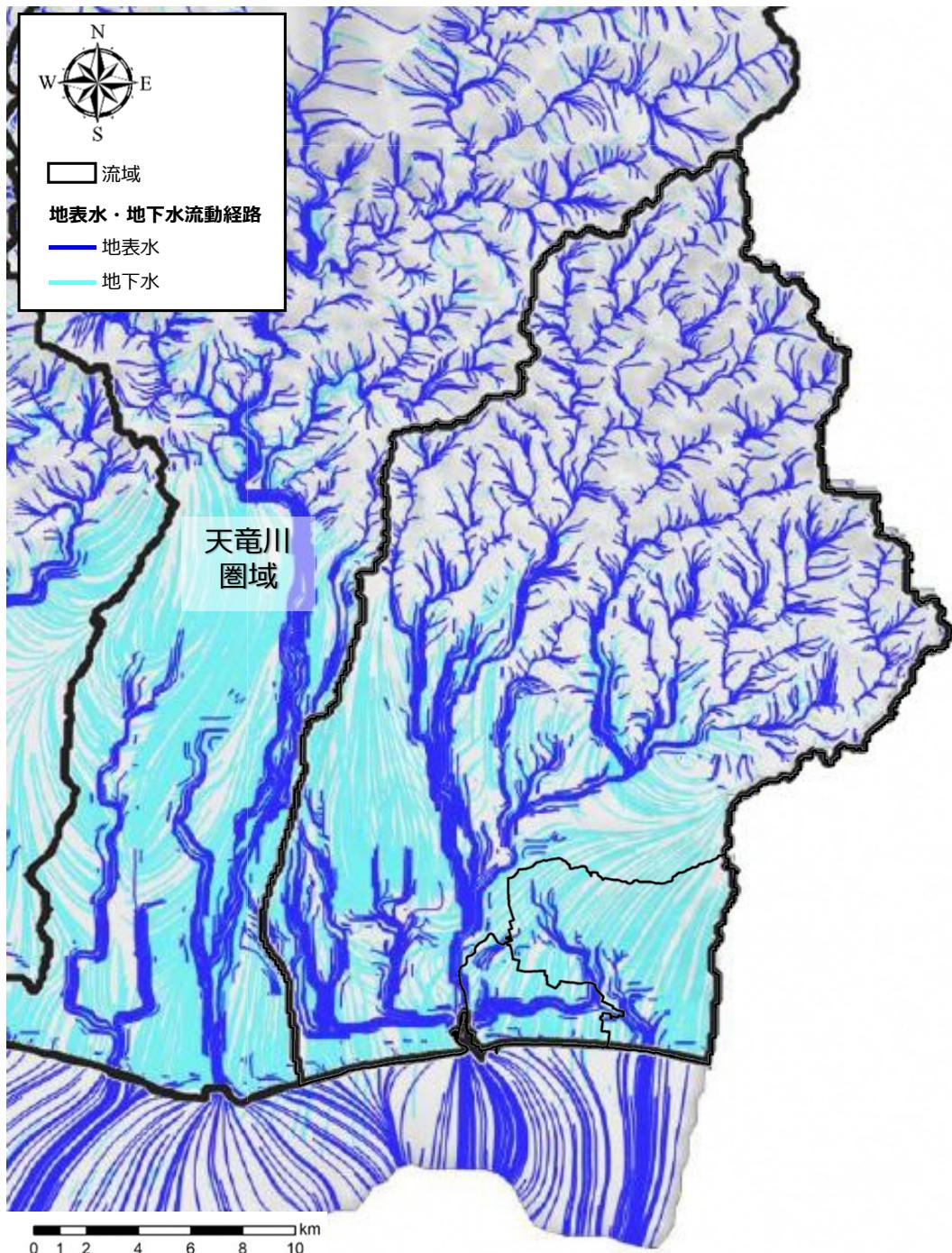


図 2.16 太田川圏域における地表水と地下水流動経路

出典：静岡県（2025）「令和6年度静岡県県土水循環モデル作成業務委託」を一部加工  
※農業用水、広域水道及び工業用水道の経路は、本図には示していない

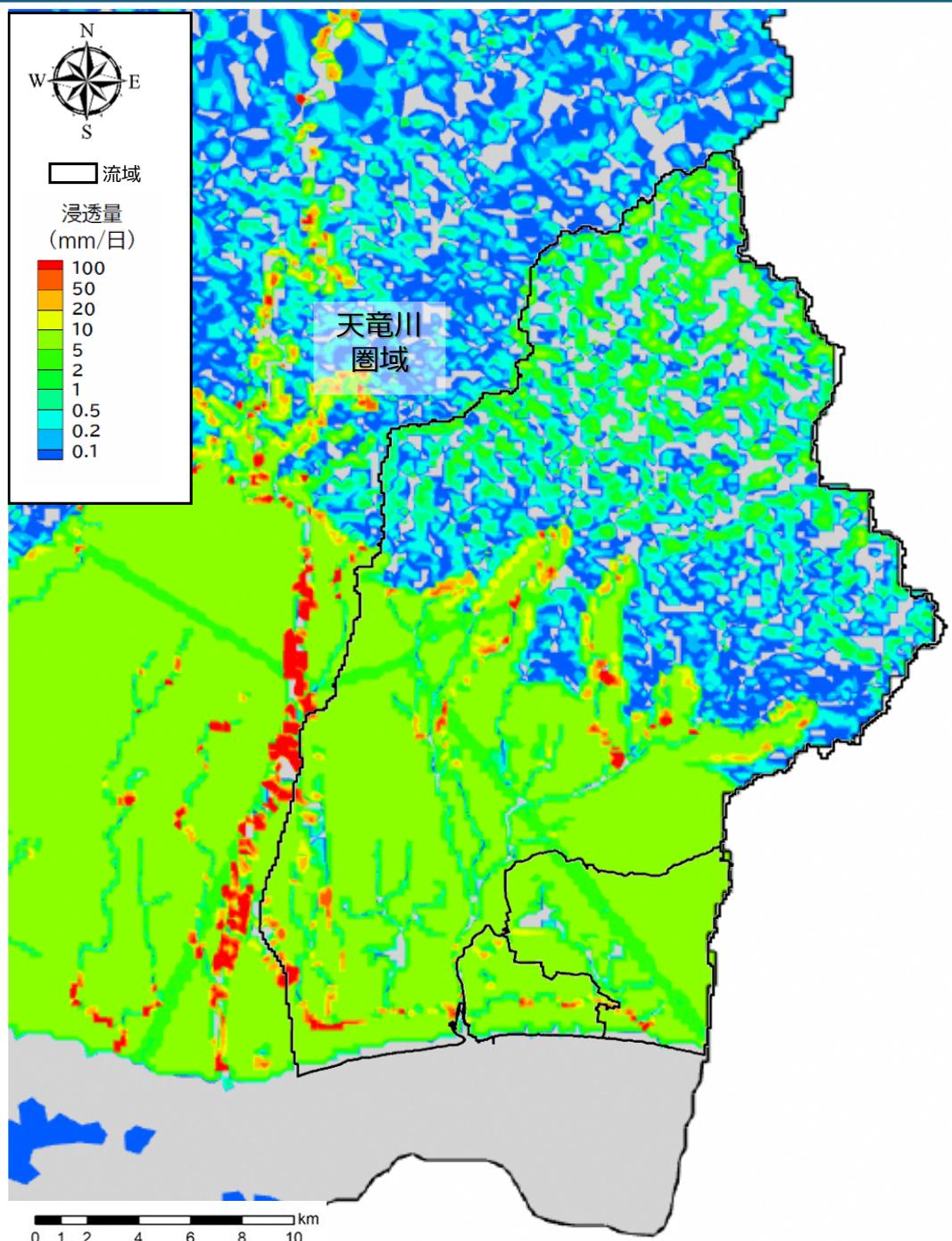
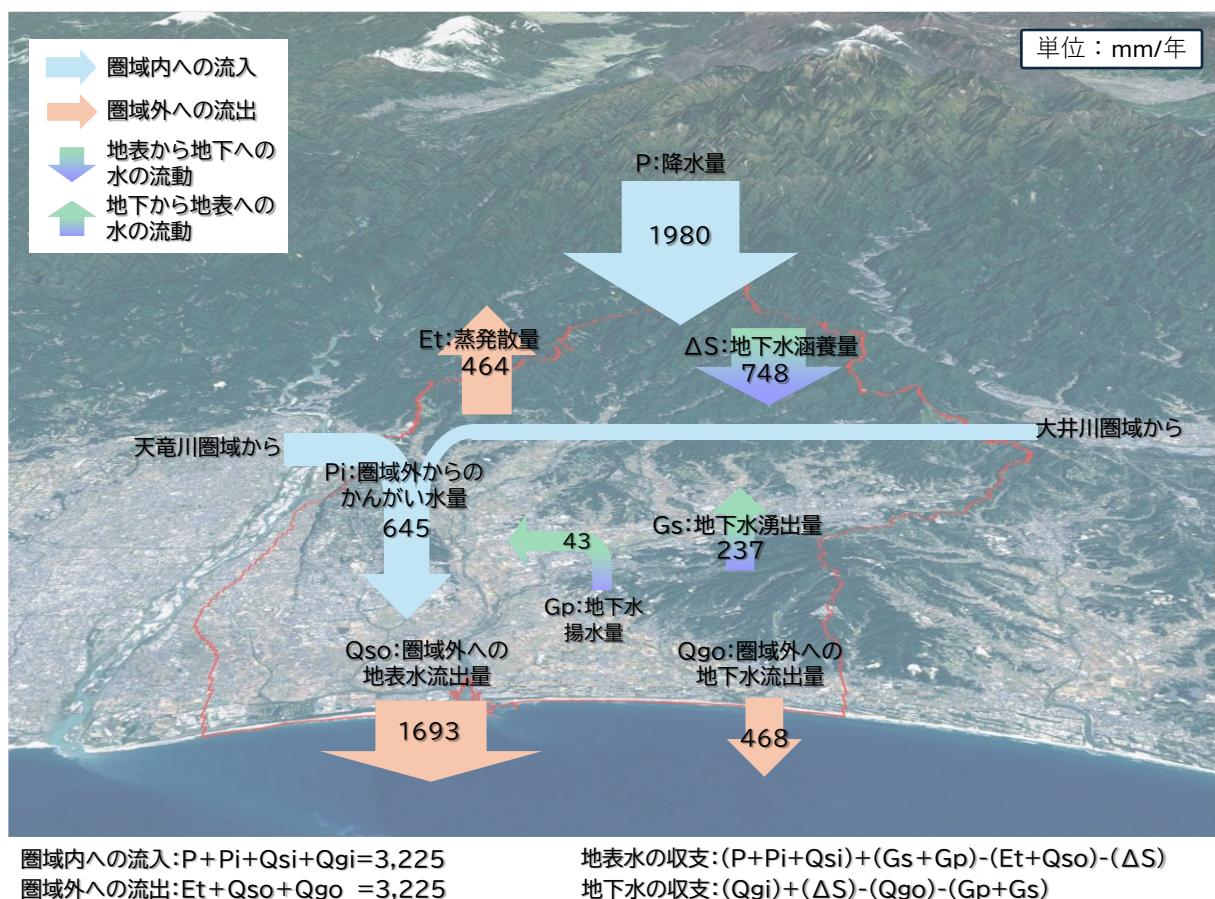


図 2.17 太田川圏域における浸透量

出典：静岡県（2025）「令和6年度静岡県県土水循環モデル作成業務委託」を一部加工

## 第7節 水収支

太田川圏域の降水量は、全国平均よりは多いものの、他の圏域と比較すると少ない。それに対し、圏域内に占める水田の割合が大きく、かんがいに必要な水量は他の圏域よりもかなり多い。このため、農業用水等を圏域外の天竜川や大井川から導水し、利用している。このモデルが示すように、他圏域からの取水による流入量が多いこと、地質の表層に透水性の小さいシルト・粘土層が平野部に分布しているため地表水流出量が多くなっていることが、太田川圏域の水収支の特徴である(図 2.18)。渴水や災害の発生等により圏域外からの導水が制限される際には、自己水源である太田川ダムや地下水の役割が大きくなるため、太田川水系の河川流量や地下水の涵養量を維持、保全する重要性は高い。



## 第3章 太田川圏域の現状と課題

### 第1節 太田川圏域の現状と課題

- (1) 水質に関する現状と課題
- 公共用水域の水質は、近年は全ての観測地点でほぼ環境基準を達成しており、引き続き水質を維持する必要がある。
  - 地下水塩水化が解消されていない地点があり、地下水塩水化の状況監視を継続する必要がある。
  - 大規模な降雨後に、太田川ダム貯水池に流れ込む細かい土砂が滞留し洪水後も継続して放流されることがあることや、ダム上下流域における斜面崩壊などによる濁水が発生しており、濁水放流の長期化に対する対策が必要である。
  - 農業用水や浄水場に流入する水に混入する泥等が増加しており、混入による被害の把握及び増加原因を特定する必要がある。

#### 1) 河川・湖沼・海域の水質

環境基準の類型が指定されている河川は、太田川、原野谷川、ぼう僧川、敷地川、逆川の5河川であり、7箇所の環境基準点と2地点の補助地点が設けられている。なお、今之浦川及び弁財天川では類型は指定されていない。また、海域に1箇所の環境基準点が設けられており、A類型に指定されている。(図 3.1)。

太田川本川では、原野谷川合流点から上流が河川 AA 類型に、下流が河川A類型に指定されており、それぞれ二瀬(西)橋、豊浜橋が環境基準点となっている。豊浜橋におけるBOD75%水質値は、基準値(2mg/L 以下)を達成する状況が続いている。二瀬(西)橋におけるBOD75%水質値は、令和4年4月1日から類型が AA に引き上げられ、同年には基準値(1 mg/L 以下)を達成できなかったが、令和5年度には達成している。

原野谷川では、河川A類型に指定されており、二瀬(東)橋が環境基準点となっている。二瀬(東)橋で指標となる BOD75%水質値は、基準値(2mg/L 以下)を達成する状況が続いている。

ぼう僧川では、河川C類型に指定されており、東橋が環境基準点に、ゴルフ場入口が補助地点となっている。東橋とゴルフ場入口で指標となる BOD75%水質値が基準値(5mg/L 以下)を達成する状況が続いている。

海域では、海域A類型に指定されており、太田川沖が環境基準点となっている。太田川沖で指標となる COD75%水質値は、基準値(2 mg/L 以下)を達成する状況が続いている。

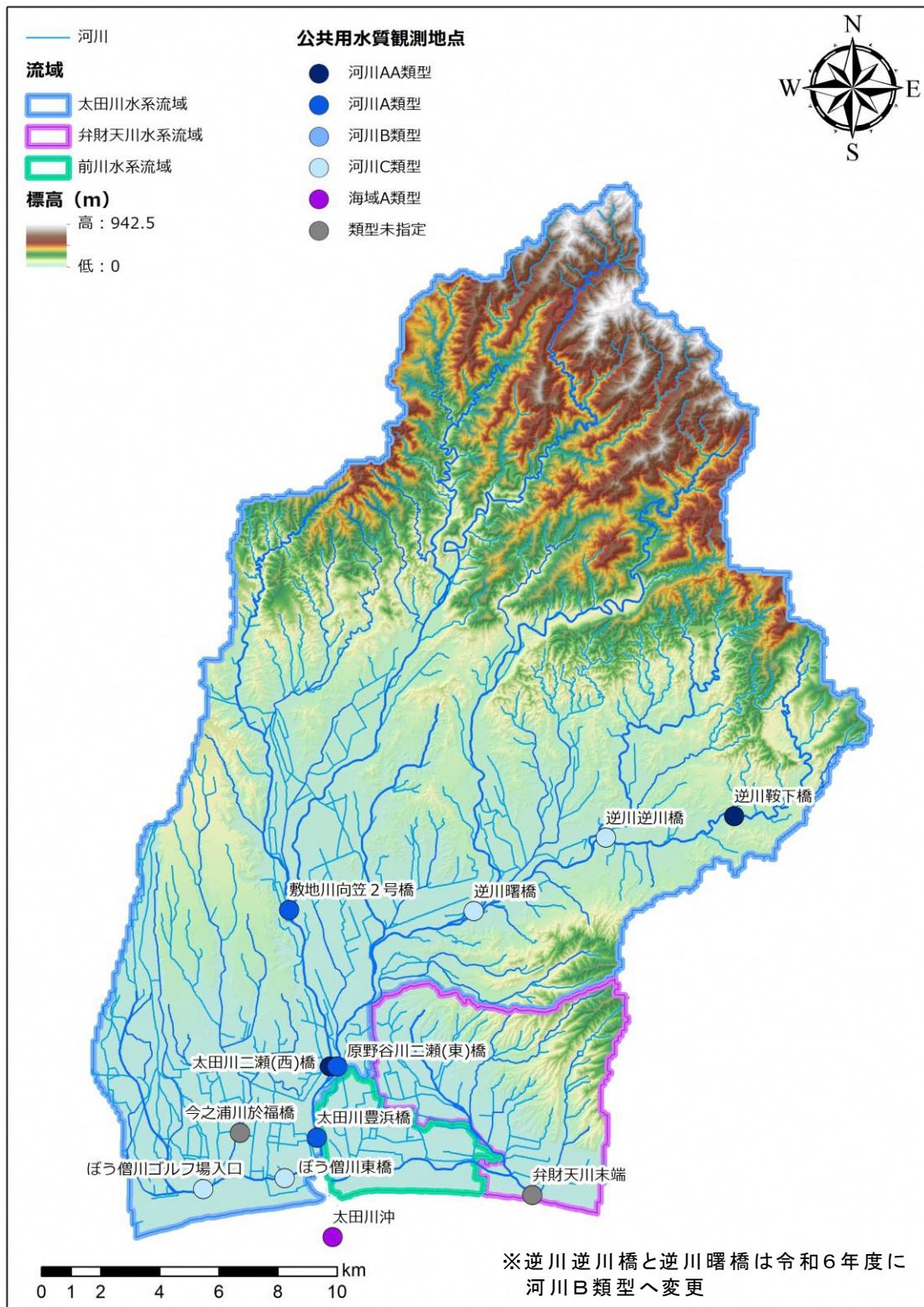


図 3.1 水質観測地点と環境基準類型指定状況(令和5年度時点、補助地点を含む)

出典：国土交通省「国土数値情報（河川データ）」、  
国土地理院基盤地図情報数値標高モデル 10m メッシュデータより作成

### 第3章 太田川圏域の現状と課題

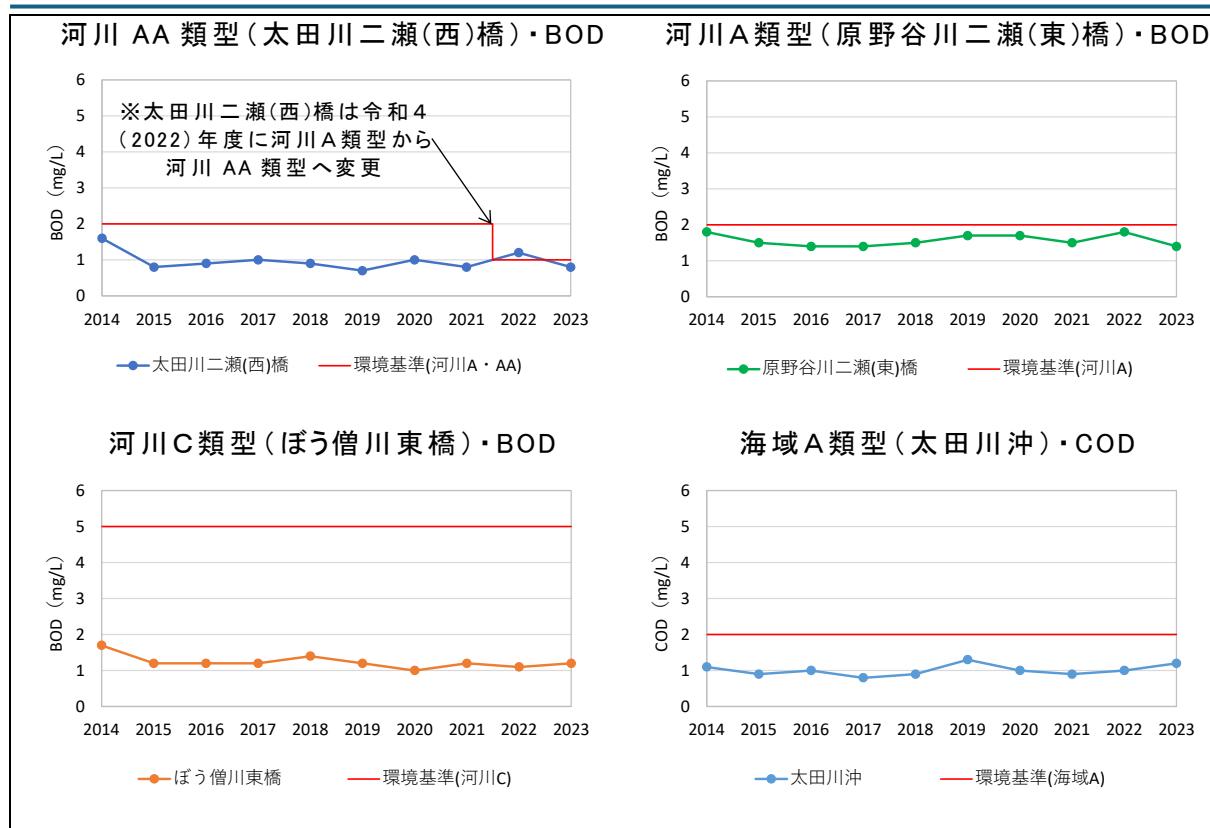


図 3.2 BOD 及び COD の水質経年変化図

表 3.1 公共用水域における BOD 等環境基準の達成状況※

測定項目		調査年度	全体	C類型	B類型	A類型	AA類型
BOD	河川	R5 (2023)	10/10	4/4	-	3/3	2/2
		H26 (2014)	10/10	4/4	2/2	3/3	-
COD	海域	R5 (2023)	1/1	-	-	1/1	-
		H26 (2014)	1/1	-	-	1/1	-

※分母：調査地点数、分子：達成地点数

環境基準点及び補助地点を集計

(令和5年度時点)

BOD: Biochemical Oxygen Demand の略。生物化学的酸素要求量。水中の有機物が微生物の働きによって分解されるときに消費される酸素の量。値が大きいほど有機物が多いことを表し、河川の有機汚濁を測る代表的な指標として使用されている。

COD: Chemical Oxygen Demand の略。化学的酸素要求量。水中の有機物を酸化剤で酸化した際に消費される酸素の量。BOD と同様に有機汚濁を図る指標であるが、湖沼、海域での指標として使用されている。

類型: 生活環境の保全に関して、公共用水域を水域の利用目的、水質汚濁の状況、水質汚濁源の立地状況などを考慮して水域ごとに、「水域類型」が設定されている。水域類型には、河川で6類型(AA、A、B、C、D、E)、湖沼で4類型(AA、A、B、C)、海域で3類型(A、B、C)に分けられており、AA ほどきれいな水である。各類型で水質の基準値が定められており、その基準値を達成するように水質保全施策が実施されている。

## 2) 地下水塩水化

中遠地域の地下水協議会において、沿岸地域の地下水の塩水化（塩化物イオン濃度200mg/L以上）状況を把握するため、塩水化調査を行っている。本圏域における地下水が塩水化していない地点は、2000年代初めには全調査地点のうち75%程度であり、その後1箇所で改善した（図3.3）。

2023年度には、小笠地域の一部及び中遠地域の一部の29箇所で調査が実施され、うち5箇所で塩水化が確認された（図3.4）。中遠地域の地下水協議会において地下水塩水化の監視を行っており、引き続き、監視等の対策が必要である。

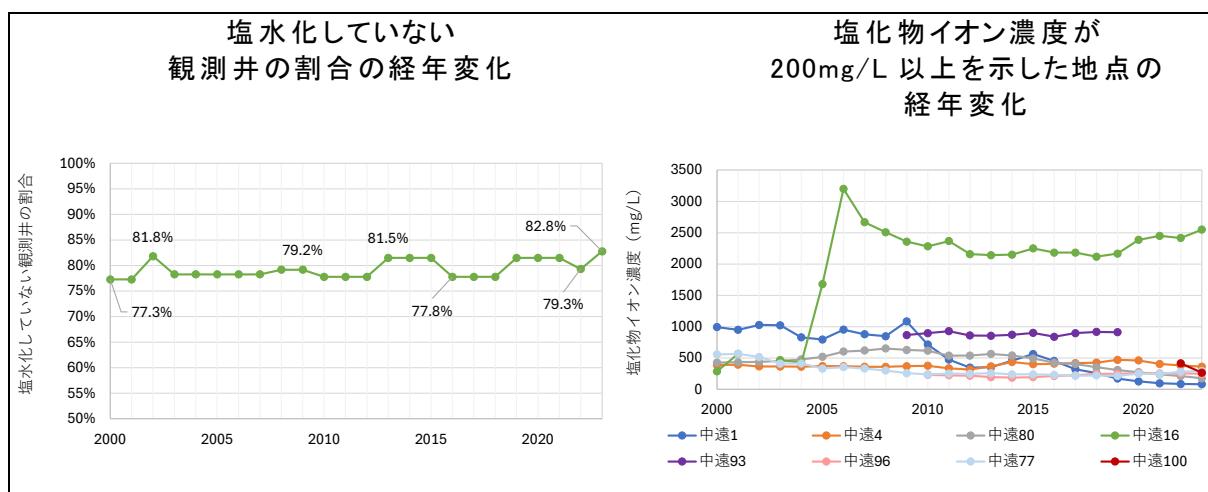


図3.3 塩水化調査結果

※中遠16は2002年度測定なし、中遠93は2009～2019年度のみ測定あり、  
中遠96は2010～2023年度のみ測定あり、中遠100は2022～2023年度のみ測定あり

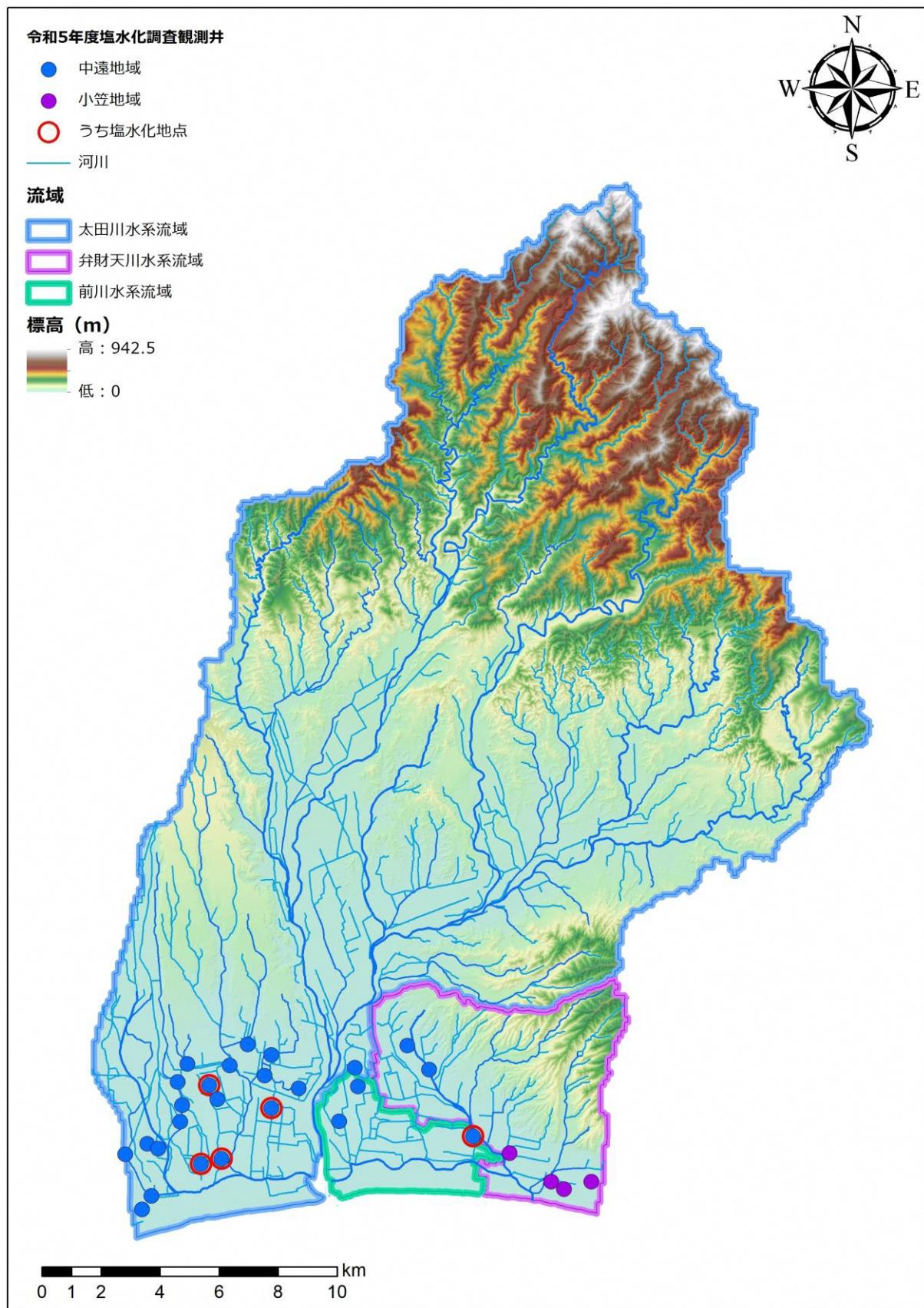


図 3.4 令和5年度塩水化調査観測井位置図

出典：国土交通省「国土数値情報（河川データ）」、  
国土地理院基盤地図情報数値標高モデル 10m メッシュデータより作成

### 3) 太田川ダムからの濁水放流の長期化

太田川ダムは、平成21年7月に供用開始した多目的ダムで、洪水調節、流水の正常な機能の維持及び水道用水の供給を目的としている。運用開始以降、太田川流域の洪水被害防止や遠州広域水道の安定給水等に期待された役割を発揮し、ダム貯水池である「かわせみ湖」の周辺は、多くの県民が訪れ散策などに利用されるなど、新たな水辺の憩いの場として県民に親しまれている。

一方で、大規模な降雨に見舞われた場合に、上流で発生する濁水が貯水池へ流れ込み、洪水が終わった後も数か月にわたり貯水池から濁った水が放流される現象が発生している。昨今、各地で記録的な豪雨が発生しており、太田川ダムにおいても大規模な出水による濁水の発生頻度が増加する懸念もあることから、県は、平成27年度に太田川ダム濁水対策検討会を設置し、濁水対策の検討を行ってきた。

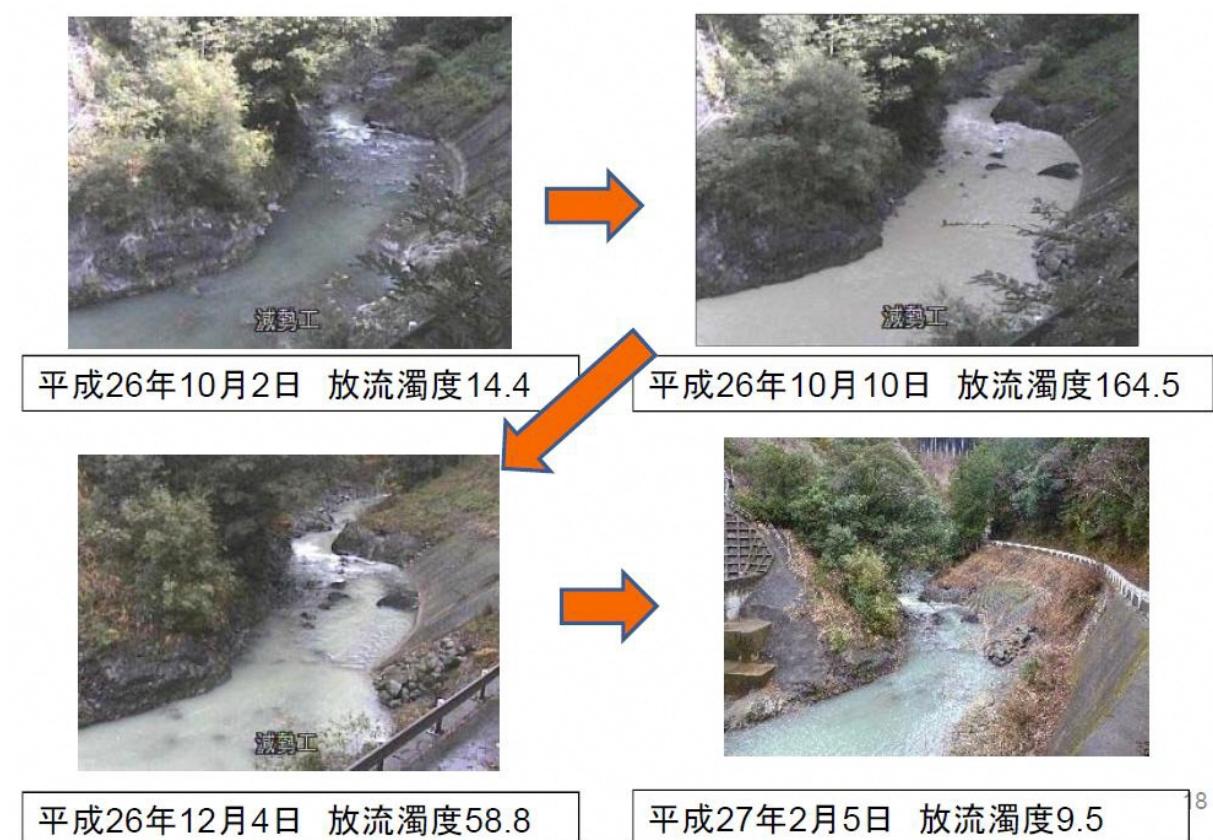


図 3.5 濁水の発生状況(平成26年10月5,6日 台風18号:ダム直下流地点)<sup>8</sup>

出典:静岡県袋井土木事務所(2015)「第1回太田川ダム濁水対策検討会(資料)」

### a) 濁水発生及び長期化の原因

太田川ダムの流域の地質は、粒径が小さい泥でできた泥岩が6割以上を占め、残る3割程度も泥岩と砂岩の互層となっている。そのため、洪水時には、粒径の小さい土粒子（沈降速度が遅い土粒子）の割合が多い濁水が流入する傾向がある。

貯水池内に流入する濁水は、成層期（3月～12月中旬）では、洪水は躍層上層に流入し、粒径の大きな土粒子は徐々に貯水池内で沈降するものの、粒径の小さな土粒子は沈降速度が遅いため躍層上部に滞留する。

一方、循環期（12月中旬～2月）に入ると外気温が低くなることから貯水池内で対流混合が発生し、沈降していない貯水池内の濁質が全体に拡散し、貯水池全体が濁った状態となる。また、少雨期で流入水が減る期間であるため、貯水池内の濁水の希釈に時間がかかる。これらが、秋期などに大規模な洪水があった場合に太田川ダムで長期間にわたり濁水放流が生じる原因だと推定されている。

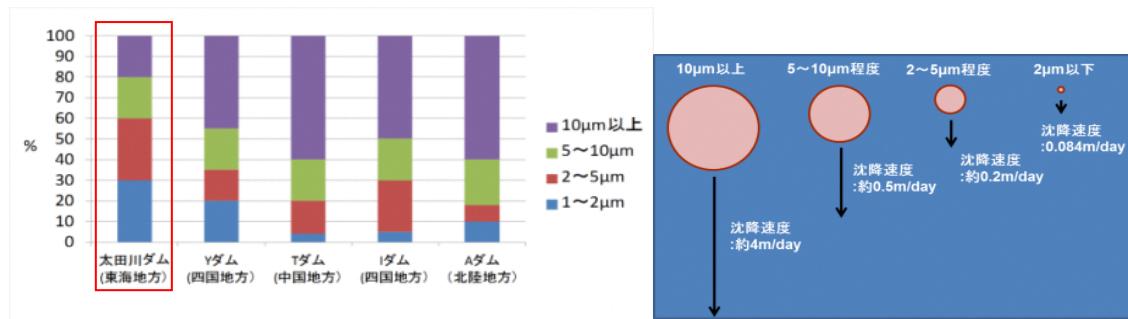


図 3.6 ダムに流入する土粒子の粒径比較、粒径毎の沈降速度

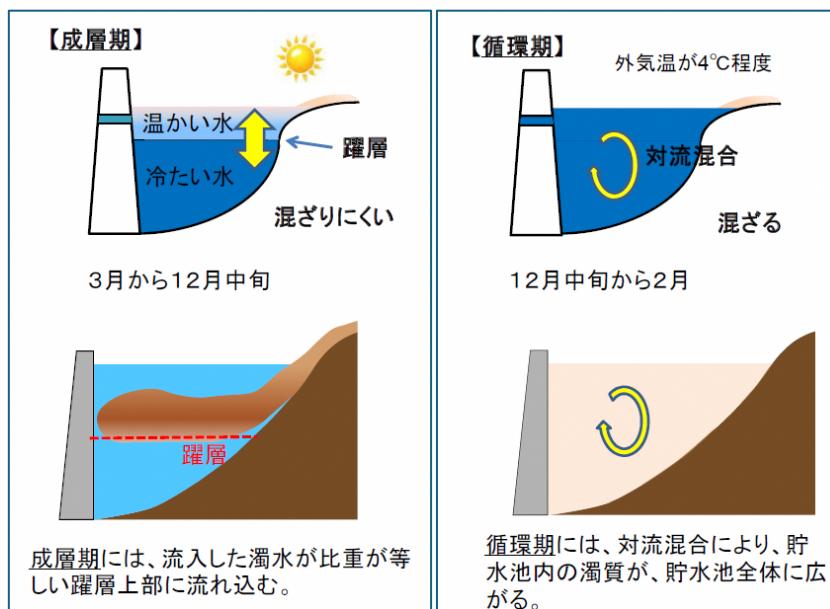


図 3.7 太田川ダムの特性(成層期と循環期)

出典：静岡県袋井土木事務所(2015)「第2回太田川ダム濁水対策検討会(資料)」

## b) これまで実施してきた濁水対策

平成27年から太田川ダム濁水対策検討会を開催し、地元関係者等の意見を聴取し、学識経験者の指導・助言を得ながら濁水対策を実施している。

濁水対策は、「ダムの上流域」、「貯水池内」、「ダムの下流域」に分けて実施しており、「ダムの上流域」では、流入濁質の低減を目的に、濁水発生源の調査や、貯砂ダムや河道内に堆積した土砂の掘削、「貯水池内」では、貯水池内濁質の低減を目的に、早期濁水放流や、ろ過材による濁質捕捉の試験施工、「ダムの下流域」では、下流濁質の低減を目的に、減勢工の維持管理や、既設砂防堰堤のろ過材機能の維持などを行い、これまでに濁度低減の効果が得られている。

一方で、令和4年9月台風15号及び令和5年6月台風2号により多くの斜面崩壊や河川施設の被災があり、河川の濁りが長期間解消しなかったため、地元から濁水対策を求める声が上がった。県の太田川ダムでは、最適な施設運用を継続するとともに、必要な施設の改良に向けた概略設計を進めているが、太田川ダム濁水対策検討会において、河川、環境、森林などで横断的に取り組まれたいとの意見もあることから、今後は流域全体で連携した取組が必要である。

表 3.2 令和6年度に実施した濁水対策

箇所	No.	目的	対策項目
上流域	1	流入濁質の低減	濁水発生源の調査
	2		上流堆積土砂の掘削
貯水池内	1	清澄水の放流	躍層低下放流
	2		出水後の効果的な放流
	3	貯水池内濁質の低減	早期濁水放流
	4		秋季の濁水放流
	5		ろ過材による濁質の捕捉
	6		長期的対策の取組検討
下流域	1	下流濁質の低減	減勢工の維持管理
	2		既設砂防えん堤のろ過材機能の維持
	3		水質モニタリング調査
	4	河川環境の改善	環境調査
	5		瀬淵創出箇所のモニタリング

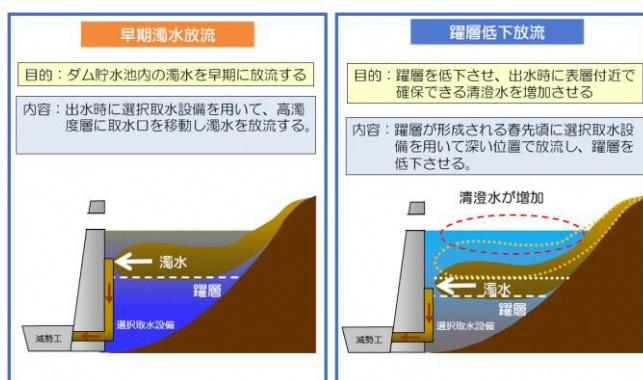


図 3.8 早期濁水放流と躍層低下放流のイメージ図

出典：静岡県（2023）「第9回太田川ダム濁水対策検討会（資料）」

#### 4) 天竜川から取水する用水への泥等の混入

天竜川から取水し、天竜川圏域及び太田川圏域内の農地に農業用水を供給している天竜川下流用水において、泥等の混入量が増加し、農業水利施設に貯まった泥等の排除に苦慮していることが一部の利水者から報告されているほか、天竜川を水源とする当該圏域以外の農業用水等においても同様の状況が見られる。

また、天竜川、太田川及び都田川から取水し、太田川ほか2圏域の各市町に上水を供給している遠州広域水道の各浄水場では、泥等の混入量が年々増加し、薬品の注入量や浄水発生土の搬出量が増加傾向にあり、こうした影響により、浄水コストの増加につながっていることがこれまでに報告されている。

河川水に含まれる土砂量の増加が原因と思われるため、現時点においては、天竜川水系から用水等を取水している各圏域における被害等の現状把握や泥等の増加原因の特定に努める必要がある。



船明ダムの濁水状況  
(令和3年7月5日撮影)



国営社山幹線大谷分水工での濁り：  
雨天から10日後の状況  
(令和4年8月30日撮影)

## (2) 水量に関する現状と課題

- 太田川水系だけでなく、天竜川水系や大井川水系における取水制限の影響を受けるため、取水制限時の適切な水利調整が必要である。
- 地下水の実績採取量は利用可能量を下回っており、適切な量を採取している。
- 水道用水は、大井川広域水道や遠州広域水道からの受水割合が大きいため、バックアップ体制や応急給水体制の整備が必要である。

### 1) 太田川圏域の水利用

太田川水系の各河川から取水される水は、水道用水  $0.695\text{m}^3/\text{s}$ 、雑用水  $0.0202\text{m}^3/\text{s}$ 、及び農業用水として約  $2,570\text{ha}$ （うち約  $645\text{ha}$  ( $2.014\text{m}^3/\text{s}$ ) が許可水利）に及ぶ耕地のかんがいに利用されている。弁財天川水系では、許可水利権が設定されているのは、西大谷川の1河川であり、農業用水として  $0.004\text{m}^3/\text{s}$  が許可水利となっている。そのほか、必要な用水を確保するため、天竜川及び大井川から補給を受けている。太田川水系だけでなく、天竜川水系や大井川水系における取水制限の際にも適切な水利調整が必要となる。

弁財天川水系では、流域内のかんがい用水の大部分は、弁財天川左岸を大井川用水、右岸を天竜川下流用水に依存している。

農業用水は、太田川水系の太田川、三倉川から取水している太田川上流用水があり、森町の南部に供給されている。磐田市、袋井市の受益地の大部分及び森町の受益地の一部は天竜川下流用水から、掛川市の受益地の大部分は大井川用水から用水が供給されている。

水道用水について、磐田市、袋井市及び森町は、遠州広域水道用水供給事業からの受水と、自己水源の地下水を水源としている。また、掛川市は、大井川広域水道からの受水と、自己水源の地下水を水源としている。4市町とも、遠州広域水道（表 3.3）や大井川広域水道（表 3.4）からの上水受水の割合が大きく、特に掛川市、袋井市、森町では約7割～9割が多いのが特徴である（図 3.9 及び図 3.10）。掛川市では、「取水量の大部分を占める受水量の安定受水」が課題となっており、安全で安定的に受水できる体制の維持が重要となる。また、磐田市の水源の割合は、受水と自己水源が概ね半分ずつとなっている。

太田川圏域では、人口減少や節水機器の普及などにより水需要は減少傾向にあることから、施設の稼働率は低下が見込まれる。このため、中長期的な視点に立ち、県企業局や各市町の水道施設のダウンサイ징や広域化の検討などを通じて、地域全体における水資源の有効活用を図る必要がある。

工業用水は、掛川市では主に大井川を水源とする東遠工業用水道から、袋井市及び磐田市では主に天竜川を水源とする中遠工業用水道から取水されている（表 3.5）。

### 第3章 太田川圏域の現状と課題

地下水は、中遠地域における利用可能量 120 千 m<sup>3</sup>/日に対して実績採取量が下回っている状況が続いている（表 3.6）。地下水位の顕著な低下や地盤沈下は、近年では見られていないが、引き続き地下水採取量や地下水位等の監視が必要である。

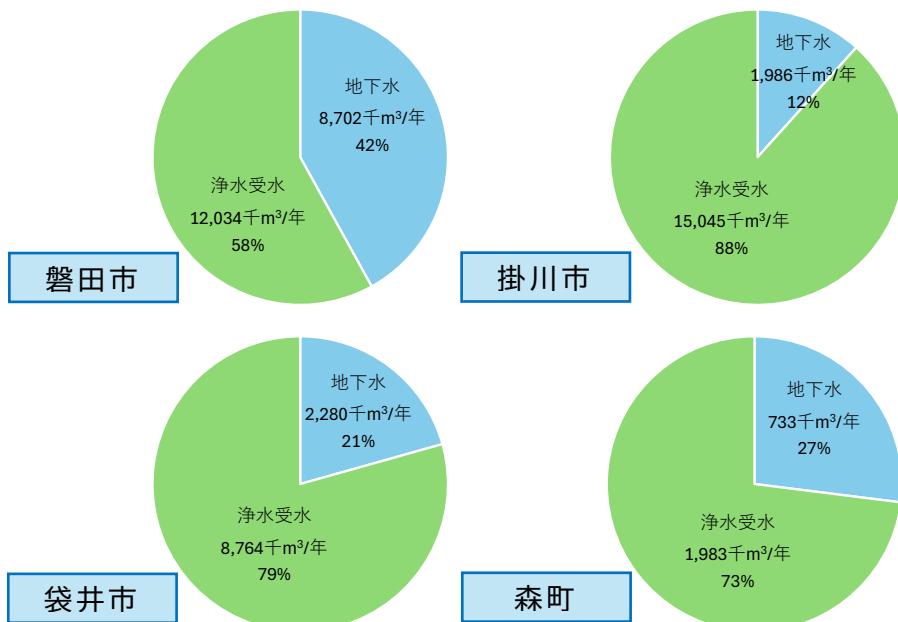


図 3.9 令和5年度上水道事業年間取水量

出典：静岡県（2025）「静岡県の水道の現況」より作成

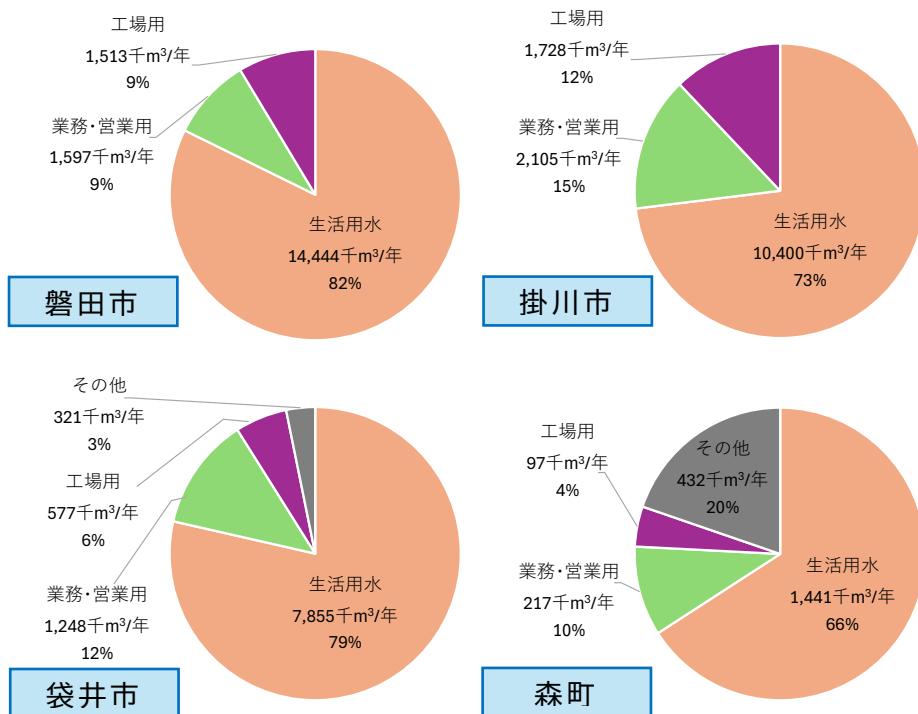


図 3.10 令和5年度上水道事業年間実績給水量

出典：静岡県（2025）「静岡県の水道の現況」より作成

表 3.3 遠州広域水道の概要

(単位 : m<sup>3</sup>/日)

	寺谷浄水場	於呂浄水場	都田浄水場	新寺谷浄水場
水源	天竜川 (船明ダム)		都田川 (都田川ダム)	太田川 (太田川ダム)
計画給水量	292,100			
現有給水能力	70,900	50,400	115,500	55,300
磐田市	37,600 (41,200)	—	—	14,300 (10,700)
袋井市	22,200	—	—	19,000
森町	4,500	—	—	4,000
浜松市	3,000	47,700 (50,400)	89,700 (95,500)	25,100 (16,600)
湖西市	—	—	20,000	5,000

出典：静岡県企業局「企業局概要（令和7年度）」より作成

表中( )は、浄水場施設能力水量

表 3.4 大井川広域水道の概要

(単位 : m<sup>3</sup>/日)

受水団体	計画給水量			
	1期給水量 A	融通(受)水量 B	融通(出)水量 C	相互融通後の給水量 A+B-C
掛川市	49,600	7,300	0	56,900
島田市	14,500	1,000	3,500	12,000
焼津市	36,300	0	11,400	24,900
藤枝市	24,400	0	5,100	19,300
御前崎市	12,700	2,300	0	15,000
菊川市	19,600	4,000	0	23,600
牧之原市	3,600	5,400	0	9,000
計	160,700	20,000	20,000	160,700

出典：静岡県大井川広域水道企業団（2018）「大井川広域水道用水供給事業の概要」より作成

表 3.5 工業用水道の概要

(単位 : m<sup>3</sup>/日)

	中遠工業用水道	東遠工業用水道
水源	天竜川(船明ダム)	大井川(長島ダム)
計画給水量	175,000	19,135

出典：静岡県企業局「企業局概要（令和7年度）」及び静岡県水資源課ホームページより作成

表 3.6 地下水条例の規制地域等における利用可能量と実績採取量

(単位 : 千 m<sup>3</sup>/日)

地下水条例の規制地域等	① 地下水実績採取量	② 地下水利用可能量	②-①
中遠地域	75	120	45

※令和6年における実績

### 第3章 太田川圏域の現状と課題



船明ダム



長島ダム

## 2) 水利調整等の対応

本圏域のうち磐田市及び森町は天竜川から、掛川市は大井川から、袋井市はその両方から農業用水、水道用水及び工業用水を取水している。これらの用水においては度々取水制限が発生している。圏域内での取水制限日数は、直近の平成27年度から令和6年度までの10年間では計550日、その前の平成17年度から平成26年度の10年間では計428日で、いずれも平均して年間約1か月以上の取水制限が発生した。また、太田川水系では、平成30年度から令和元年度にかけて112日間、令和3年度から令和4年度にかけて52日間、取水制限が発生した(表3.7)。

少雨等により天竜川水系や大井川水系で取水制限が発生するおそれがあるときは、天竜川水利調整協議会及び大井川水利調整協議会において水源状況説明会を開催するなど、利水者と河川管理者の間で適切に調整を実施している。太田川水系では、太田川ダムで取水制限が開始される可能性がある場合、太田川ダム渇水情報連絡会において情報提供及び水利使用者間の情報共有を図っている。

今後、気候変動に伴って無降雨日数が増加し、天竜川水系での取水制限日数も増加する可能性がある(表3.8)。一方で高温化や降雨の極端化が進行し、農業用水等の使用時期、量が変わる可能性があることから、今後は取水制限時の適正な水利調整の重要性が高まるとともに、各利水者が代替水源の確保や長期取水制限時の対応を検討する必要がある。

表3.7 直近10年及び前10年の取水制限日数(天竜川・大井川・太田川水系)

年度	①天竜川	②大井川	③太田川	④重複	計 (重複除く) ①+②+③-④
H17	113	41	0	23	131
H18	0	0	0	0	0
H19	61	38	0	31	68
H20	25	15	0	0	40
H21	0	0	0	0	0
H22	29	0	0	0	29
H23	35	0	0	0	35
H24	12	0	0	0	12
H25	130	60	0	55	135
H26	23	0	0	0	23
計	428	154	0	129	473

年度	①天竜川	②大井川	③太田川	④重複	計 (重複除く) ①+②+③-④		
					2026-2030年	2031-2035年	2036-2040年
H27	32	0	0	0	32		
H28	0	35	0	0	35		
H29	44	97	0	32	109		
H30	116	95	60	155	116		
R1	16	52	52	68	52		
R2	0	67	0	0	67		
R3	78	0	23	17	84		
R4	72	0	29	0	101		
R5	50	0	0	0	50		
R6	70	0	0	0	70		
計	478	346	164	272	716		

表3.8 天竜川水系における降水量、無降雨日数の予測(RCP2.6シナリオでの予測)

	平均値(実績) 2005-2024年	予測値(5年間平均値)		
		2026-2030年	2031-2035年	2036-2040年
年間降水量(浜松)(5年平均)	2014.6mm	2269mm	2256mm	2191mm
年間無降雨日数(5年平均)	250.5日	253.8日	267.2日	267.2日
年間取水制限日数(予測値・参考) <sup>※1</sup>	56.6日 <sup>※2</sup>	66.6日	111.6日	127.4日

※1 モデル上のダム操作の仮定が実運用と異なる場合があるため、ここで予測した取水制限日数は参考値である。

※2 取水制限があった年における取水制限期間の平均値(取水制限日数0日の年は計算に含めない。)

### (3) 災害・治水に関する現状と課題

- 気候変動の影響に伴う降雨の激甚化による水害等が発生しているため、あらゆる関係者が連携した水害等の被害の最小化に向けた取組が必要である。
- 圏域内で土砂災害が多く発生しており、また山地災害危険地区も点在しているため、土砂災害危険箇所の整備率向上や山地災害防止施設等の整備が望まれる。
- 気候変動や南海トラフ地震などの災害リスクの増大により、遠州灘海岸における防潮堤整備の必要性が高まっており、森の防潮堤整備の推進が必要である。
- 遠州灘海岸の侵食が発生しており、サンドバイパスシステム等による侵食対策が必要となっている。

#### 1) 気候変動の影響に伴う災害の激甚化・頻発化

地球規模の気候変動に起因し、近年、風水害が激甚化・頻発化し、全国では多くの水害が発生している。太田川圏域においても、日雨量 100mm 以上の降雨において、最近 10 年間（2015～2024 年）の平均年間発生回数が 30 年前の 10 年間と比べて、磐田では約 1.9 倍、掛川では約 1.4 倍、三倉では約 1.6 倍に増加しているなど、豪雨の発生回数は増加傾向にある。また県内では今後、豪雨の発生回数が増加することが予測されている。

太田川流域では、地形的特性と流域の開発により、ぼう僧川の流域など中流部から下流部の低平地において、内水被害が頻発している。また、弁財天川流域で発生している浸水被害の多くは、弁財天川の水位が上昇したことにより、低平地に広がる水田や宅地など流域からの排水が困難となる内水による氾濫である。

ぼう僧川・今ノ浦川流域のうち、特に磐田原台地南側の今ノ浦川沿いには、河川への自然排水が困難な低平地が広がっており、大雨の際には、内水氾濫による農地の湛水や家屋の浸水被害が発生している。

弁財天川流域及び近傍の前川流域においては、近年では、平成 16 年 11 月、令和 4 年 9 月などで家屋の浸水被害が発生している。

太田川圏域における過去の主な洪水と洪水被害を表 3.9 に示す。なお、平成 27 年から令和 6 年までの 10 年間の被災家屋棟数は 636 棟となっており、水害等による被害の最小化が必要である。

表 3.9 太田川圏域における過去の主な洪水被害(家屋被害)

発生年月日	気象要因	水系名	家屋被害	
			床上被害	床下被害
平成 16 年 11月 10 日	集中豪雨	太田川 弁財天川	101 件 4 件	355 件 37 件
平成 26 年 10月 6 日	台風 18 号	太田川	12 件	53 件
令和元年 7月 22 日	集中豪雨	太田川	3 件	14 件
令和元年 10月 12 日	台風 19 号	太田川	4 件	54 件
令和 4 年 9月 23-24 日	台風 15 号	太田川 弁財天川	232 件 2 件	278 件 5 件
令和 5 年 6月 2-3 日	台風 2 号	太田川	8 件	32 件

出典:「水害統計調査」を参考に作成

## 第3章 太田川圏域の現状と課題

### 2) 流域治水による対応

流域治水とは、気候変動の影響による水災害の激甚化・頻発化等を踏まえ、河川改修、ダムの建設・再生などの対策をより一層加速するとともに、集水域(雨水が河川に流入する地域)から氾濫域(河川等の氾濫により浸水が想定される地域)にわたる流域に関わるあらゆる関係者が協働して水災害対策を行う考え方である。

地域の特性に応じ、氾濫をできるだけ防ぐ、減らす対策、被害対象を減少させるための対策、被害の軽減、早期復旧・復興のための対策をハード・ソフト一体で多層的に進める。

県では、太田川水系流域治水プロジェクトとして流域の治水対策の全体像を取りまとめ、年超過確率1/10規模の降雨による洪水を安全に流下させるよう河川整備を進め、ソフト対策と合わせて流域一体となった治水対策を進めている。特に浸水被害が頻発する地区では、「袋井市中部水災害対策プラン」、「敷地川水災害対策プラン」、「ぼう僧川・今ノ浦川水災害対策プラン」を策定し、地域特性に応じたハード・ソフトの減災対策を関係者と連携して推進している。ハード対策としては、流域の浸水被害軽減に向けて河川改修を実施しているほか、治水協定に基づく太田川ダムや原野谷川農地防災ダムの洪水調節機能の強化や、治山事業等による森林の維持造成を通じた流出抑制対策を行っている。ソフト対策としては、静岡県土木総合防災情報(サイボスレーダー)などを活用し、水位情報、カメラ映像、通行規制情報等を発信するとともに、ハザードマップの周知や出前講座、避難訓練の実施、さらには土のうステーションの運営等を通じて、市民による自助・共助の活動を支援している(図3.11)。



図 3.11 太田川水系流域治水プロジェクト

出典: 静岡県(2024.3)「太田川水系流域治水プロジェクト」

## a) 水災害対策プラン

### i) 袋井市中部水災害対策プラン

袋井市中部を流れる蟹田川、沖之川及び小笠沢川の流域は、低い土地が広く分布していることから、度々深刻な浸水被害に見舞われている。平成20年度から「袋井市中部豪雨災害対策アクションプラン」等に基づき、県・市が連携して総合的な治水対策を進めてきた。しかしながら、令和元年10月洪水や令和4年9月洪水など、近年も浸水被害が発生している。

「袋井市中部水災害対策プラン」では、浸水被害が頻発している袋井市中部の蟹田川、沖之川及び小笠沢川流域を対象に、流域のあらゆる関係者が協働して流域全体で行う持続可能な「流域治水」の取組を示している(図3.12)。



図3.12 短期的な対策メニュー(蟹田川)

出典：袋井市中部流域治水対策推進協議会・静岡県・袋井市(2024)「袋井市中部水災害対策プラン」

### ii) ぼう僧川・今ノ浦川水災害対策プラン

ぼう僧川・今ノ浦川流域は、特に磐田原台地南側の今ノ浦川沿いに低平地が拡がっており、大雨の際に内水氾濫による浸水被害が発生している。平成14年度に策定した「ぼう僧川流域総合的治水計画」等に基づき、抜本的な治水対策に加え流域での対策を推進してきたが、令和4年9月洪水など依然として浸水被害が発生している。

「ぼう僧川・今ノ浦川水災害対策プラン」では、ぼう僧川・今ノ浦川流域を対象に、流域における関係者が協働して流域全体で行う持続可能な「流域治水」の取組を示している(図3.13)。

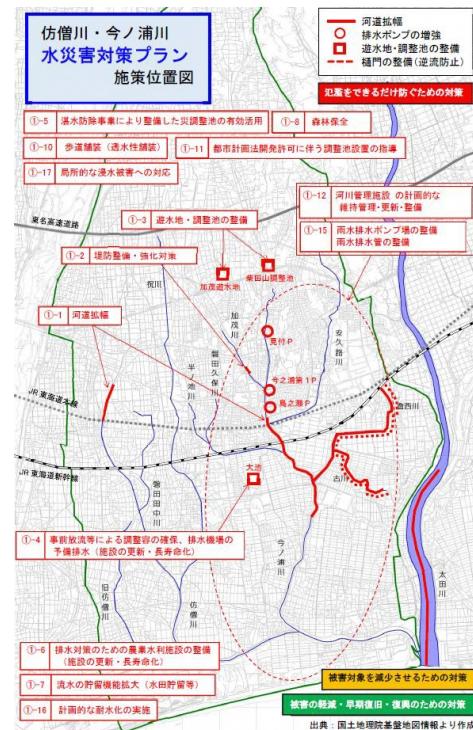


図3.13 短期的な対策メニュー(ぼう僧川・今ノ浦川)

出典：ぼう僧川・今ノ浦川流域治水対策推進協議会・静岡県・磐田市(2024)「ぼう僧川・今ノ浦川水災害対策プラン」

#### iii) 敷地川水災害対策プラン

磐田市及び袋井市を流れる二級河川敷地川の流域では、河川の流下能力不足、低平地の排水不良や農地の減少による保水力の低下など、様々な複合的要因により浸水被害が発生している。県は、平成13年に策定された「太田川水系河川整備計画」に基づき、下流区間から河川改修を推進してきたところである。

しかしながら、令和4年9月及び令和5年6月の台風による記録的な豪雨により、堤防が決壊し甚大な浸水被害が発生した。

「敷地川水災害対策プラン」では、令和4年及び令和5年に甚大な被害が発生した敷地川流域を対象とし、各々が取り組むべき「流域治水」をより強力に推進し、実現を図るための対策を示している(図 3.14)。



図 3.14 短期的な対策メニュー  
(静岡県実施分)

出典：敷地川流域治水対策推進協議会・  
静岡県・磐田市・袋井市(2024)  
「敷地川水災害対策プラン」

#### b) 各市町の水災害対策に係る計画

##### i) 掛川治水プラン

掛川市では、河川や都市下水路の整備等の治水対策を実施してきたが、整備の長期化や、気候変動による大型台風、集中豪雨の増加により、市内各所で浸水被害が発生している状況である。今後、治水対策の更なる推進を図るには、流域全体であらゆる関係者が協働し、総合的に治水対策を進めていく必要があることを踏まえ、「掛川治水プラン」を策定した。近年、浸水被害が常襲化している箇所を優先的に対策し、雨水対策として、「流す」、「貯める」、「備える」を3つの柱として、浸水被害の軽減を図っている。(図 3.15)。

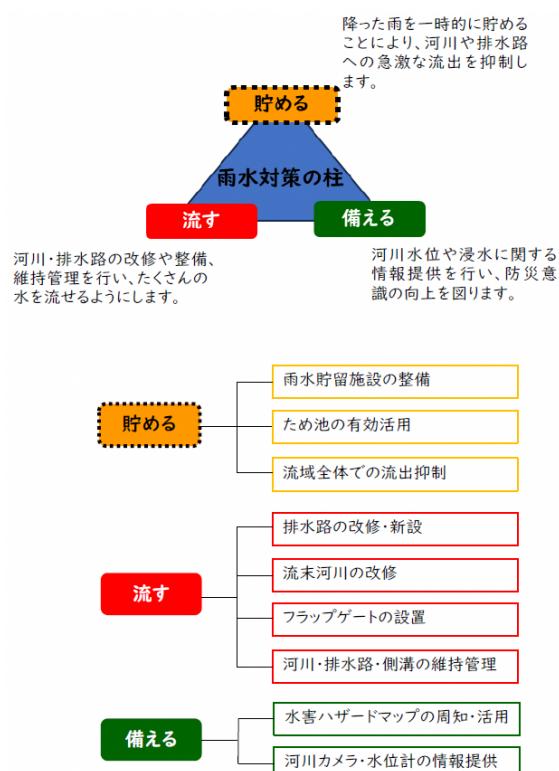


図 3.15 掛川治水プランの整備メニュー

出典：掛川市(2024)「掛川治水プラン」

## ii) 袋井市かわプログラム・袋井市中部水災害対策プラン

袋井市では、近年発生した浸水被害を早期に軽減し、今後の浸水被害を防止するため、河川整備の方針と具体的な整備内容を示す「袋井市かわプログラム（第2次袋井市河川等整備計画）」を策定した。市民や整備計画に関係するあらゆる関係者と協力して、浸水被害の早期軽減に取り組んでいる（図 3.16）。

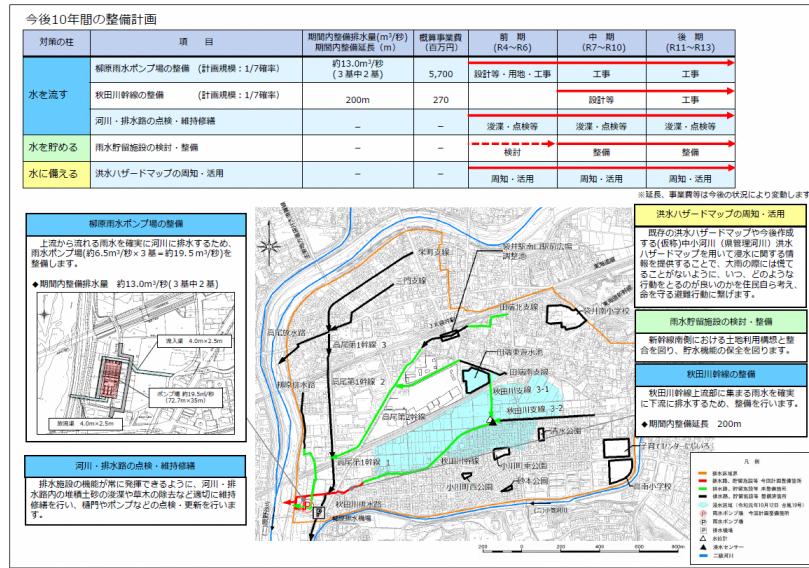


図 3.16 袋井市かわプログラムの整備計画

出典：袋井市（2022）「袋井市かわプログラム（第2次袋井市河川等整備計画）」

## iii) いわた流域治水共創プロジェクト

磐田市では、太田川流域の「ぼう僧川・今ノ浦川流域」、「敷地川流域」等を対象に、静岡県や袋井市と連携し、水災害対策プランを策定した。各プランで磐田市が取り組む施策を「いわた流域治水共創プロジェクト」と名付け、流域のあらゆる関係者と、共創によるハード対策・ソフト対策一体の多層的な浸水対策を強力に推し進めている（図 3.17）。

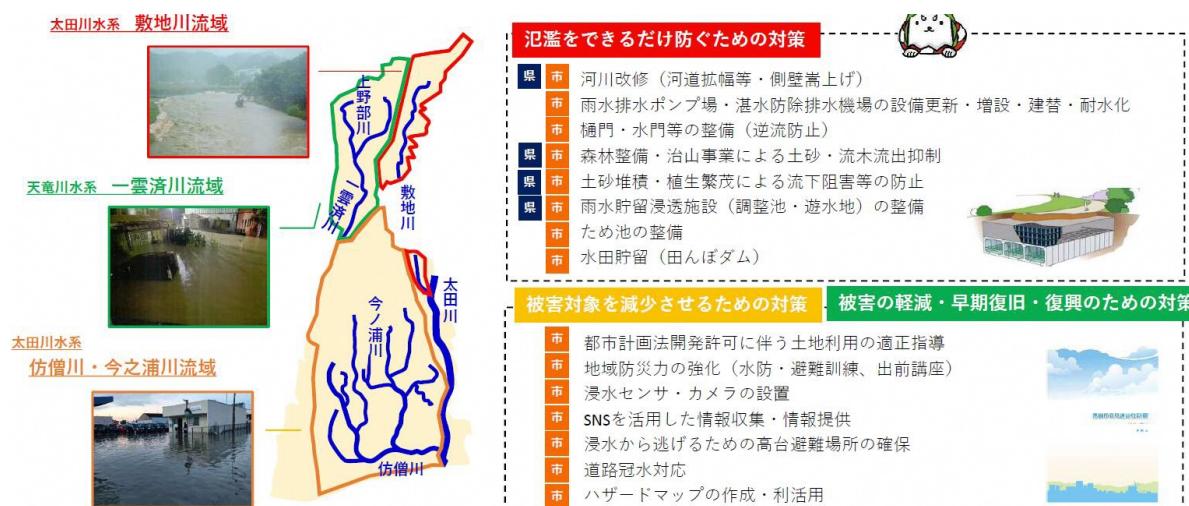


図 3.17 いわた流域治水共創プロジェクトの主な施策

出典：磐田市（2024）「水災害対策プラン パンフレット」

### c) 河川整備

県は、太田川水系において昭和49年七夕豪雨などによる大規模な水害を契機に、有効貯水量 10,800 千 m<sup>3</sup>(洪水調節容量 6,000 千 m<sup>3</sup>、利水容量 4,800 千 m<sup>3</sup>)の太田川ダムを整備するとともに、一定規模の洪水に対応できる河川整備を目指している。河川整備計画等に示された計画延長に対する、完成断面が確保された延長の割合を表す河川整備率は令和6年度末時点で約 51% である。

市街地で破堤等の災害が発生すると、多くの人々に危害が及び、集積した莫大な資産が損なわれるおそれがある。それとともに、JR 東海道本線や国道 150 号、など、物流・交通を支える道路網や通信網、都市基盤施設が被害を受けることで、県西部地域の社会や経済にも大きなダメージを与える。そのため、社会的に重大な被害を引き起こすおそれのある太田川流域では、治水対策の早急な整備に対する需要が高まっている。

また、内水を受け入れる能力を持った河川の整備とともに、樋管の維持管理と洪水時の操作、流域における貯留やポンプによる湛水排除など、流域内の関係機関で実施される流域対策との連携が課題となっている。

弁財天川水系では、弁財天川一次支川の下紙川や西大谷川などにおいて、浸水被害軽減のための掘削等の河道改修が実施されている。また、弁財天川本川では、河口閉塞対策として平成8年より河口部の導流堤整備に着手し、平成 12 年に完成している。

### d) 土砂災害危険箇所の整備や治山事業等による流出抑制対策

太田川圏域内では土砂災害が多く発生しており、土砂災害対策や治山事業が進められている。磐田市、掛川市、袋井市及び森町に 296 箇所ある土砂災害危険箇所等(土石流危険渓流、地すべり危険箇所、急傾斜地崩落危険箇所)の令和6年度末時点での整備率は約 26% であり、引続き土砂災害危険箇所等の整備率向上が必要である(表 3.10 及び図 3.18)。また、山地災害危険地区(山腹崩壊危険地区、崩落土砂流出危険地区、地すべり危険地区)は、4市町に 549 箇所存在している。山地災害危険地区において治山事業により山地災害防止施設等を計画的に整備する必要がある。

土砂災害や山地災害は、大量の土砂だけでなく、流草木の発生源にもなりうる。流草木は土砂とともに家屋や道路に流出したり、橋脚に引っ掛けたり河道を閉塞して氾濫を引き起こしたり、海まで到達し海岸利用等に支障を生じるなど、様々な被害の要因となるおそれがある。

表 3.10 土砂災害危険箇所等の整備箇所数

	磐田市		掛川市		袋井市		森町	
	箇所数	概成 箇所数	箇所数	概成 箇所数	箇所数	概成 箇所数	箇所数	概成 箇所数
土石流危険渓流数	20	3	39	3	7	0	23	8
地すべり危険箇所数	-	-	11	7	-	-	5	2
急傾斜地崩壊危険箇所数 <sup>*1</sup>	33	8	102	31	30	11	26	4
危険箇所数計	53	11	152	41	37	11	54	14

※1: 急傾斜地崩壊危険箇所数：人家5戸以上等の事業採択箇所数

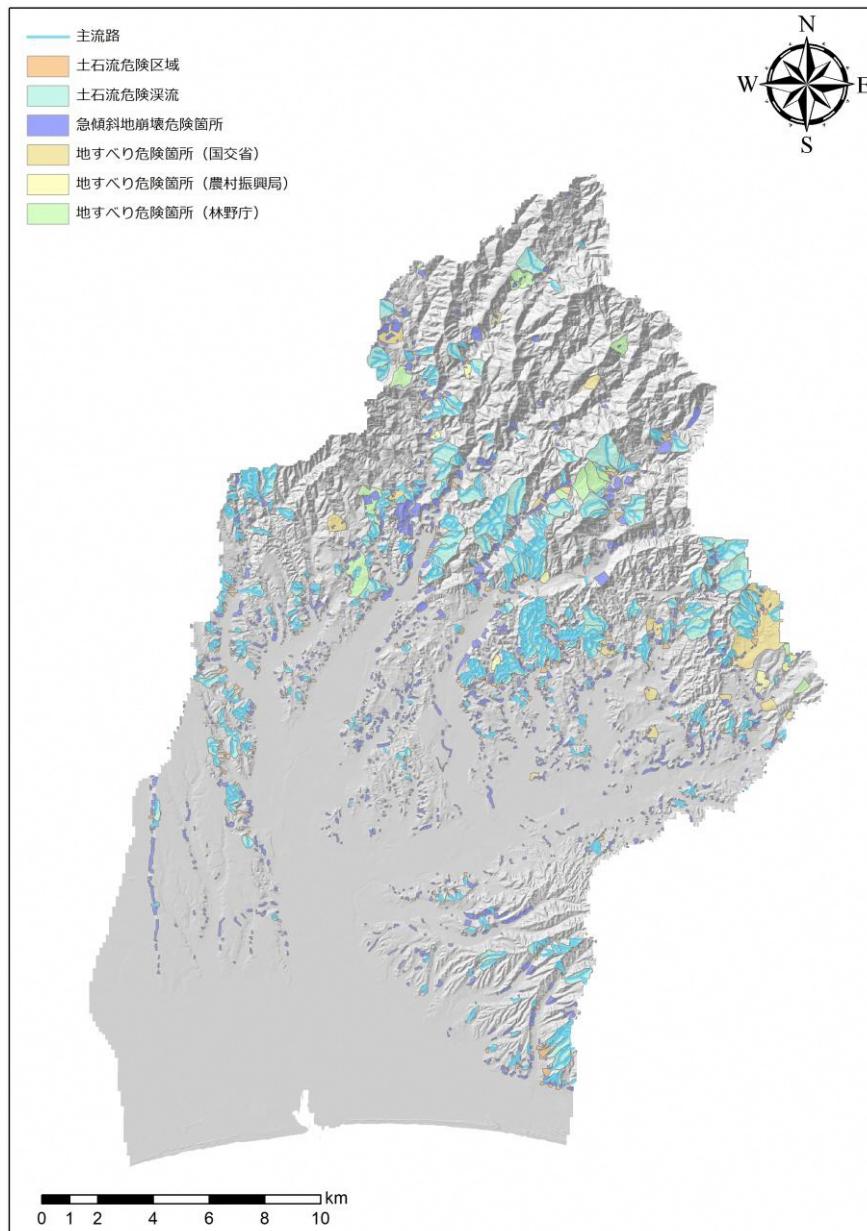


図 3.18 土砂災害危険箇所

出典：国土地理院基盤地図情報数値標高モデル 10m メッシュデータ、  
静岡県 GIS（「土砂災害危険箇所マップ」）より作成

#### e) 農業水利施設の整備、農業用ため池の耐震・豪雨対策

太田川水系の各河川の下流部に位置する袋井市、磐田市、掛川市においては、農業水利施設等を活用した貯留機能の整備が検討されている。

流域河川の水位低下のため、河川流域全体での流出抑制対策を図ることが考えられ、農地における対策には、ため池の有効活用のほか、田んぼダムの実施などがあげられる。ため池の有効活用により、降雨前に池の水位を下げ、実質的な貯水容量を増加させ、田んぼの排水口に流出量を調整する板を設置することにより、水田に降った雨を一時保留し、ピーク流出量を抑制することが考えられる。

太田川水系の各河川流域では、農業者の理解や地域の合意形成を得ながら、田んぼダムを実施することや、農業用調整池の施設操作ルールの見直しなどが検討されているほか、浚渫による大池の貯留容量の確保や、ため池の事前放流のための設備の改修等を進めている。

自然災害によりため池が決壊した場合には、下流の住宅や公共施設に甚大な被害を及ぼす可能性があることから、防災重点農業用ため池の改修整備など、防災・減災対策を着実に進めることが重要である。

### 3) 海岸における対応

気候変動による台風の大型化や切迫性が高まっている南海トラフ地震など、災害リスクの増大により、防潮堤の整備の必要性が高まっている。

遠州灘では、レベル1を超える津波に対しても被害の最小化を図るため、既存の防災林、砂丘、道路等の嵩上げや補強をおこなう「静岡モデル」の整備を推進するとともに、クロマツや広葉樹を植栽し、災害に強い森林「森の防潮堤」として再生する事業を進めている。磐田市側では、津波に対する安全・安心を高めるため、河口を除く沿岸域約10.2kmにわたり、レベル2津波に対応した防潮堤を整備し、うち約7.0kmについて「森の防潮堤」として再生している。掛川市側では、河口を除く沿岸域約9.0kmにわたり、レベル2津波に対応した防潮堤を整備し、うち約8.8kmについて「森の防潮堤」として再生する事業を進めている。袋井市側では、河口を除く沿岸域約5.4kmにわたり、レベル2津波に対応した防潮堤を整備し、「森の防潮堤」として再生する事業を進めている。

また、福田漁港では、沿岸漂砂が防波堤にさえぎられることにより、航路が土砂で埋塞し、漁船の航行に支障をきたしている一方、漁港東側の浅羽海岸では、天竜川からの土砂供給の減少もあり海岸侵食が進行していた。そこで、海岸に堆積した砂を、桟橋に据え付けたジェットポンプによって吸い込み、パイplineを通して侵食している海岸へ運ぶ恒久的なサンドバイパスシステムである「ジェットポンプ式サンドバイパスシステム工法」を国内で初めて実施し、対策を行っている。対策実施に当たってはアカウミガメやシラスなどの海生生物の状況調査を実施し、周辺環境や漁獲量への影響を把握している。今後も引き続き、これらの対策や調査を継続していくことが重要である。



森の防潮堤

浅羽海岸

### 4) 災害時の生活用水の供給

2011年の東日本大震災や2024年の能登半島地震のように、全国各地で予測し難いような大規模災害が発生している。これらの地震の際には、長期的かつ広範囲にわたる断水が発生した。東海地方でも、大規模な地震が近い将来発生すると予想されている。そのような状況の中、水道施設は、法定耐用年数(40年)を経過したものがあり、今後一斉に更新時期を迎えることから、設備の計画的な更新と、構造物の耐震化を図ることが求められている。また、災害発生時の迅速な応急給水体制の確立には、水源の多系統化・複数化も求められている。

磐田市は、災害時における市民生活の影響の最小化に向け、管路・施設の耐震化に取り組んでいる。また、生活用水(非飲用)を確保する目的で、事業所の協力を得て、所有する井戸を「災害時協力井戸」として市ホームページに公開している。

掛川市は、バックアップ体制、応急給水体制などの危機管理を充実し、施設の計画的更新により耐震化を推進し、自然災害の被害を最小限に抑えられるように構築された水道を目指している。また、災害時の非常用水や飲料水確保のため、雨水貯留設備や非常用貯水槽を設置する経費に対して住宅用防災施設等設置事業費補助金を交付している。

袋井市は、地震災害や渴水などに対応できるよう、非常時給水タンクを避難所に計画的に配置するほか、折り畳み式の簡易受水槽を計画的に購入している。また、市内の防災拠点や地域を結ぶ重要な基幹管路(約94km)については、平成26年度から耐震化を進めており、当初の計画よりも2年前倒しで取り組むこととしている。

森町は、災害時の給水機能確保のため、老朽化した施設の計画的な更新、耐震化、効率的な管路網整備により、施設の健全性を保ち、災害に強い水道を目指している。また、非常時の飲料水確保のため、既設配水池の改修に加え、新たに増設することにより必要容量の確保を目指すと共に、断水発生時の飲料水運搬のため、給水車(2トン)を1台配備している。



磐田市 給水車



袋井市 非常時給水タンク

出典:磐田市(2017)「磐田市水道事業ビジョン」、袋井市(2019)「袋井市水道ビジョン」

#### (4) 自然環境に関する現状と課題

- 人々の生活や周囲の環境に広く寄与している森林の適切な管理・整備、保全が進められており、地域の実情に応じた森林の公益的機能の維持・増進を図ることが必要である。
- 太田川圏域は山間部から河川空間、ため池、干潟、沿岸部等に至るまで豊かな生物相が形成されているため、これらの生育・生息環境の保全が必要である。

##### 1) 森林の公益的機能の維持・増進

第2章第2節で述べたとおり、太田川圏域の約46%は森林である(令和3年度時点)(図3.19)。森林の多面的機能として大きく、木材等生産機能と公益的機能の2つがある。このうち、公益的機能は、水源涵養機能、山地災害防止機能／土壌保全機能、快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能、文化機能、生物多様性保全機能の6つに分類され、人々の生活や周囲の環境に広く寄与している(表3.11)。このように、森林の公益的機能と水循環は関連性が深いことから、多様性のある豊かな森林の保全に取り組み、森林の公益的機能の維持・増進を図ることが必要である。

掛川市森林組合や森町森林組合では、令和6年度末時点で計2,939ha、森林認証を取得し、特に掛川市北部の原田・原泉・倉真地区や森町北部の三倉・天方地区、南部の森・一宮・園田及び飯田地区において、水資源を保持し、渇水を緩和するとともに、洪水流量等を調節する機能を持った水源涵養機能を高める森林の整備を進めることとしている。

磐田市の豊岡地域は、戦後に植林された人工林が多く、市内の人工林の約8割を占めているが、近年では積極的な木材生産が行われていない。これらの森林には水源涵養や土砂流出・崩壊防止などの重要な公益的機能が備わっており、間伐・造林等の林業活動により、良好な森林管理を図っていく必要がある。また、里山を主とする緑地が残る磐田原台地は、以前は人の手が加えられ良好な森林環境が保全されていたが、社会状況や生活形態の変化により、長時間放置され高密度化するなど不健全な状態の箇所が発生している。

国有林においては、太田川ダムの上流部は、主に「水源涵養タイプ」に区分し、水源涵養機能の発揮を重視した経営管理を行うほか、三倉地区は、比較的急峻で土砂の崩落、流出のおそれが高くなっていることから、主に「山地災害防止タイプ」に区分し、山地災害防止機能の発揮を重視した経営管理を行うこととしている。また、小笠山は都市近郊林であり、四季を通じてハイキングや自然探勝の場として利用されることから、保健文化機能の発揮を重視した経営管理を行うこととしている。

表 3.11 森林の機能(働き)と望ましい姿

区分	機能(働き)	機能発揮の上から望ましい森林の姿
木材等生産機能	木材等を生産する働きがあります。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 林木の生育に適した森林土壌を有していること。</li> <li>・ 適正な密度を保ち、形質の良好な林木からなり、成長量が大きいこと。</li> <li>・ 林道等の生産基盤が適切に整備されていること。</li> </ul>
公益的機能	水源涵養機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 水資源を保持し、渴水を緩和するとともに、洪水流量等を調節する働きがあります。</li> <li>・ 水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有していること。</li> <li>・ 下層植生とともに樹木の根が発達していること。</li> </ul>
	山地災害防止機能／土壌保全機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自然現象等による土砂崩壊や土砂流出等の山地災害の発生、その他表面侵食等、山地の荒廃を防止し、土地を保全する働きがあります。</li> <li>・ 樹木の根が深く広く発達し、土壌を保持する能力に優れていること。</li> <li>・ 適度な光が差しこみ、下層植生が発達していること。</li> <li>・ 必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されていること。</li> </ul>
	快適環境形成機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 強風や飛砂、騒音等から生活環境を守り、快適な生活環境を形成する働きがあります。</li> <li>・ 樹高が高く枝葉が多く茂っている等、遮へい能力や汚染物質の吸着能力が高いこと。</li> </ul>
	保健・レクリエーション機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供していること。</li> <li>・ 身近な自然として又は自然とのふれあいの場として適切に管理されていること。</li> <li>・ 必要に応じて保健活動に適した施設が整備されていること。</li> </ul>
	文化機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成していること。</li> <li>・ 必要に応じて文化・教育的活動に適した施設が整備されていること。</li> </ul>
	生物多様性保全機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 原生的な森林生態系を保持していること。</li> <li>・ 学術的に貴重な生物種が生育・生息していること。</li> </ul>

出典：静岡県（2025）「地域森林計画書（各森林計画区共通編）」より作成

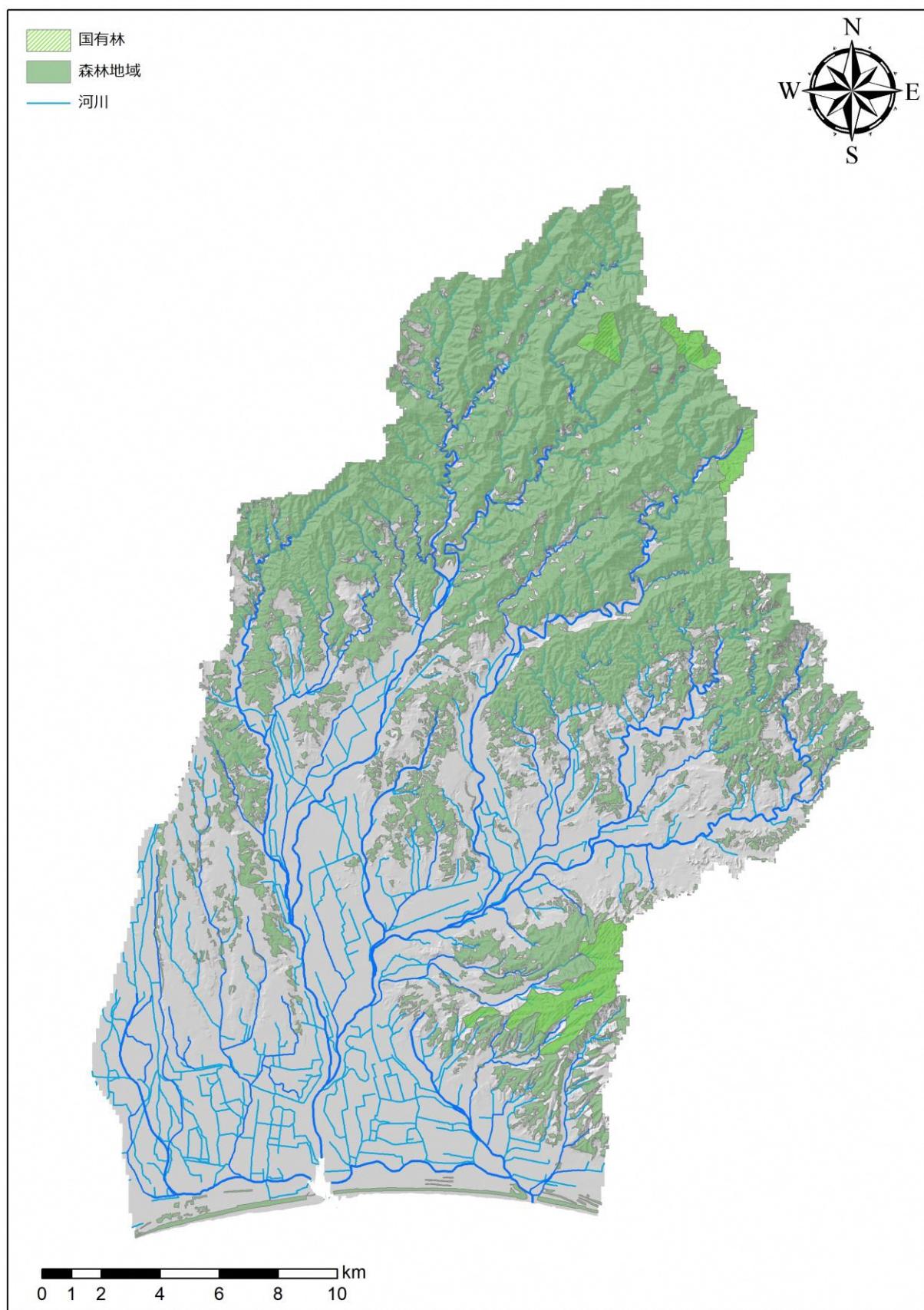


図 3.19 森林地域

出典：国土交通省「国土数値情報（森林地域データ、河川データ）」、  
国土地理院基盤地図情報数値標高モデル 10m メッシュデータより作成

### 2) 圏域の生態系

太田川圏域は、山林域に植林地や常緑針葉樹二次林が、丘陵地に常緑広葉樹二次林が、河川周辺に湿原・河川・池沼植生が分布している。また、丘陵地、台地、平地部には市街地や耕作地が分布する(図 3.20)。

太田川圏域北部では、上流部の優れた森林景観や渓流渓谷美の中を清流が流れ、水環境回復のシンボルとして森町の「町の鳥」に選定されているカワセミをはじめ、アカザ、アマゴが生息している。自然林は、600m 以上では落葉広葉樹林、それ以下では常緑広葉樹林が主体となる。貴重種として天竜奥三河国定公園で指定されているヤマユリが確認されているほか、ササユリも森町の至るところに自生している。

中流部に連続する瀬と淵が見られ、アユ、アユカケ、カワヨシノボリなどが確認されている。また、ススキ群落などの二次草原やヨシ・ツルヨシ等の群落も見られるなど多様な生物の生息・生育・繁殖の場所になっている。下流部は、水面幅が広く、緩やかに蛇行し、広がりのある河川景観を形成するとともに、ボラやハゼといった汽水魚が生息している。

太田川圏域西部の磐田原台地東縁にある桶ヶ谷沼は、県下有数の平地性淡水池沼であり、都市近郊にありながら、貴重な自然が残されており、日本でも数少ないベッコウトンボ生息地として全国的にも貴重である。磐田市や地元住民、「桶ヶ谷沼を考える会」「野路会」「岩井里山の会」等で構成する「桶ヶ谷沼自然環境保全地域管理運営委員会」により、ヨシ等の刈り取りによる開放水面の確保や里山の管理等により、絶滅危惧種ベッコウトンボ等が安定的に繁殖できる環境整備が進められているが、水源である湧水の減少等により、桶ヶ谷沼に流入する水量の減少が見られるため、生育・生息環境の保全が課題となっている。

河口部の中州の南側には、県内屈指の砂泥質の良好な干潟が形成されており、ハマシギやメダイチドリなどの渡り鳥の貴重な餌場となっている。また、ぼう僧川との合流点付近や弁財天川河口付近の干潟ではハマボウの群落が確認され、県内では数少ない自生地の一つとなっている。弁財天川のハマボウ群落は、掛川市の未指定文化財(天然記念物)に位置づけられている。

遠州灘海岸は、砂浜特有の植生を有するとともに、アカウミガメの産卵場となっている。

このように、太田川圏域では、丘陵地、台地、平地地域の開発が早くから進められ、植林地、市街地、耕作地などに利用されてきたが、山間部から河川空間、ため池、干潟、沿岸部等に至るまで比較的良好な自然が残っており、様々な植生、魚類や鳥類等が生息する豊かな生物相が形成されている。こうした生物相に配慮しながら、生育・生息環境の保全を流域全体で進めることが重要である。

太田川圏域の生態系の保全に関しては、現在でも環境保全団体、企業、学生等により様々な活動が行われており、これらの活動を推進していく必要がある。また、こうした取組がさ

らに魅力的で効果のあるものになるよう、地域外に向けた情報発信も積極的に実施する必要がある。

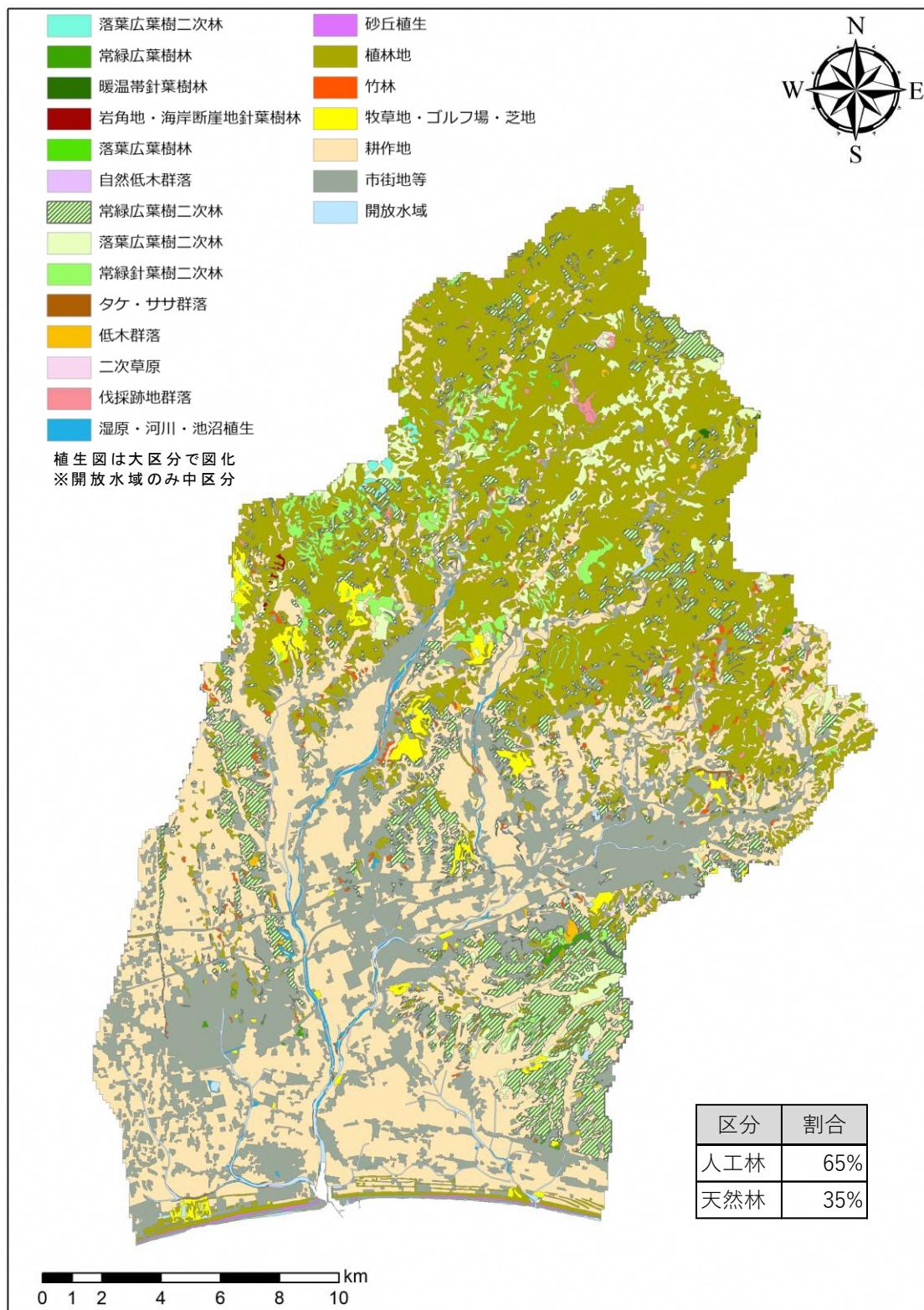


図 3.20 植生図

出典：環境省生物多様性センター「第6-7回自然環境保全基礎調査 1/25,000 植生図 GIS データ」より作成  
※割合は凡例での植林地を人工林、その他の林地を天然林として整理

### 3) 自然公園・鳥獣保護区域

圏域内では御前崎遠州灘県立自然公園が沿岸部で全面的に指定されているほか、桶ヶ谷沼自然環境保全地域も流域に含まれている(図 3.21)。

圏域内の鳥獣保護区は 10 地区、指定猟具(銃)使用禁止区域(旧銃猟禁止区域)は 18 地区指定されている(図 3.22)。

2021 年 6 月に開催された G7 コーンウォール・サミットにおいて、2030 年までに生物多様性の損失を止めて反転させるという世界的な任務を支える「G7・2030 年自然協約」が採択された。この協約において G7 各国は国内の状況に応じて 2030 年までに陸地及び海洋の少なくとも 30% を保全又は保護すること(30by30)を約束している。県内には、自然公園や鳥獣保護区等、法令などで自然環境を保全し、野生動植物を保護している地域がある。今後も生物多様性の保全のため、30by30 の考え方に基づき重要な自然環境保全地域、自然公園、鳥獣保護区等の維持・保全、拡張の検討が必要である。なお、掛川市にある民間企業の敷地内緑地である「資生堂 掛川 自然共生サイト」及び森町にある民間企業の社有林である「睦実の里」が、民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域「自然共生サイト」として環境省から認定されている。

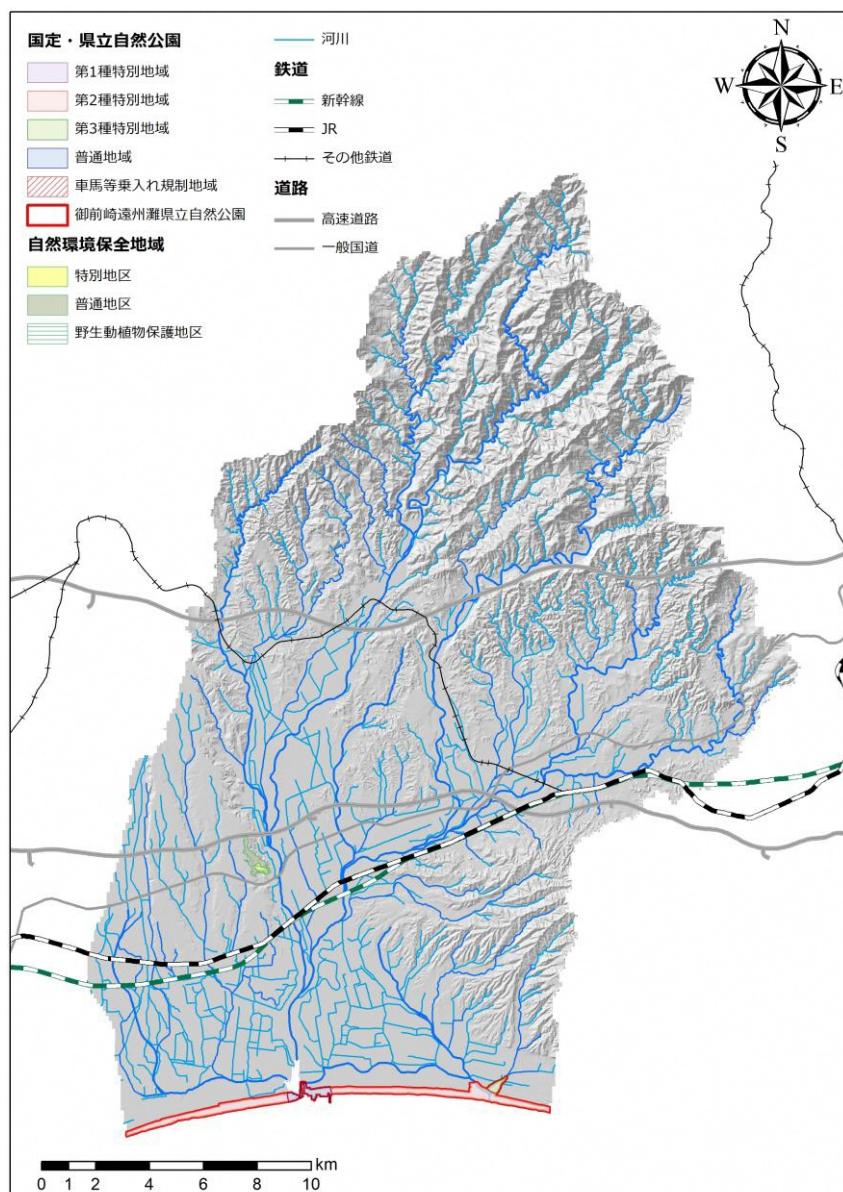


図 3.21 自然公園位置図

出典：国土交通省「国土数値情報（河川データ、重要物流道路データ、鉄道データ）」、  
国土地理院基盤地図情報数値標高モデル 10m メッシュデータ、  
静岡県 GIS（「国定・県立自然公園」、「自然環境保全地域」）より作成

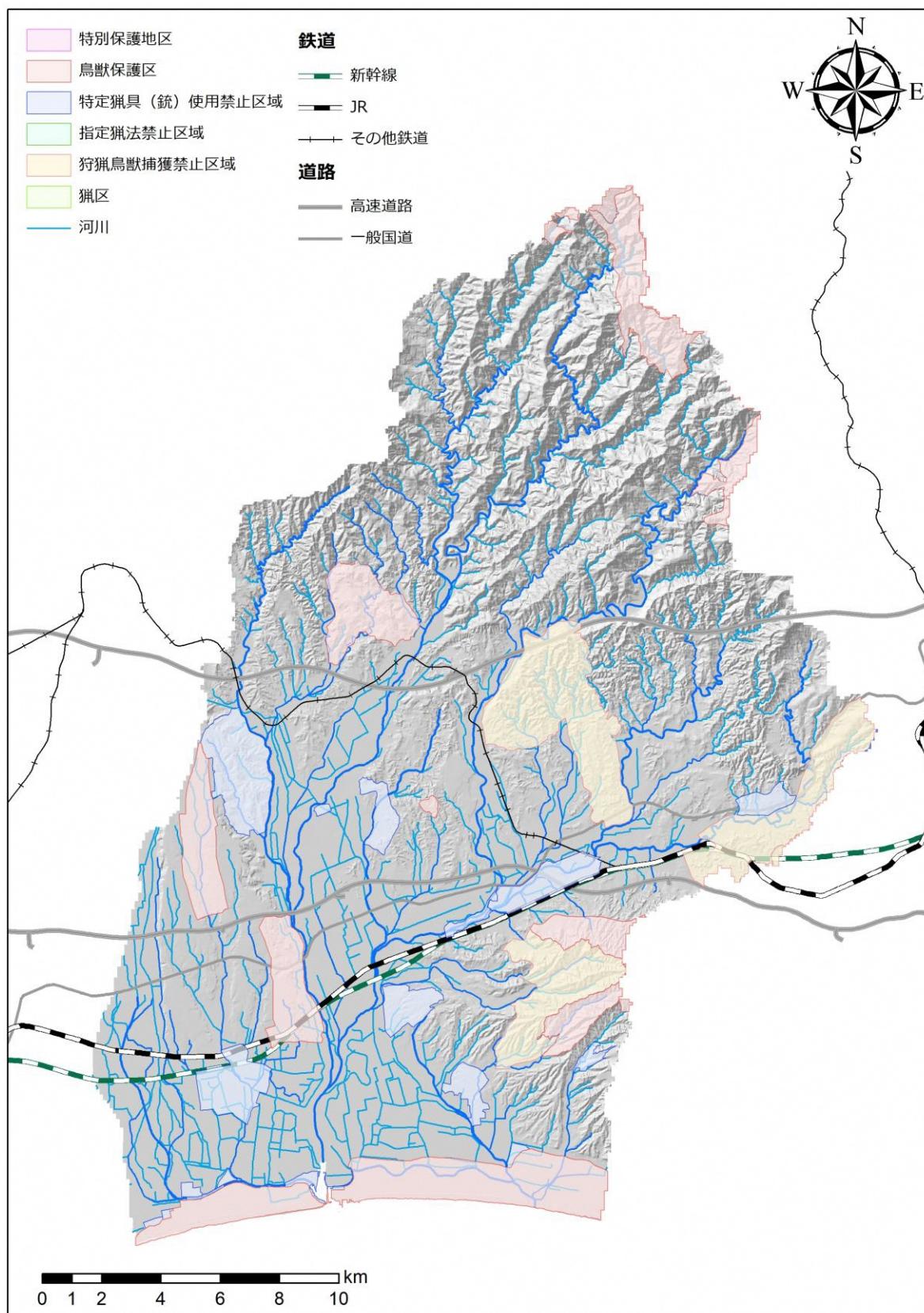


図 3.22 鳥獣保護区域図

出典：国土交通省「国土数値情報（河川データ、重要物流道路データ、鉄道データ）」、  
国土地理院基盤地図情報数値標高モデル10mメッシュデータ、  
静岡県GIS（「特別保護地区」、「鳥獣保護区」、「特定獵具（銃）使用禁止区域」、  
「指定獵法禁止区域」、「狩獵鳥獣捕獲禁止区域」、「獵区」）より作成

## (5) 暮らしに関する現状と課題

- 多面的機能支払交付金活動の取組面積が大きく、活動が広がっており、農業・農村の多面的機能を発揮する取組への持続的な支援が必要である。
- 河川空間の利用が盛んであり、リバーフレンドシップをはじめとする協働活動や情報発信等が盛んであるため、河川愛護の活動における様々な主体の連携・協働が必要である。
- 雨水・再生水利用施設数が少ないため、支援策の活用促進が必要である。

## 1) 農業・農村

県全体では、少子高齢化・人口減少による農業者の減少が加速度的に進行しており、平成22年から令和2年までの10年間で農業経営体数の推移は全国とほぼ同様、約35%減少したほか、農地面積も約6,700ha、9.5%減少している。一方で、販売金額3,000万円以上の規模の大きい経営体は増加している（表3.12）。

また、農村では、人口減少や高齢化により農村コミュニティを維持することが難しくなっており、環境、景観、伝統文化等の地域資源を保全・継承するためには、外部の協力を得ながら、再生・創造に取り組むことが求められている。

太田川圏域は、平地部においては水田が多く、県内最大の稲作地帯となっているほか、丘陵地では茶、みかんの栽培が行われている。また、圏域内に点在する温室では、メロンやイチゴ栽培が行われており、全国でも有数の産地となっている。さらに、本圏域では掛川茶やふくろい茶が生産されており、中でも掛川市において茶は全国トップクラスの生産量を誇る。東山地区を中心とした「静岡の茶草場農法」が世界農業遺産に認定されたほか、生産者との交流などを観光メニューに組み込むなど、掛川茶を活用した観光誘客を推進している。

表3.12 農産物販売金額規模別の農業経営体数

販売金額規模	静岡県						全国			
	2010年		2015年		2020年		2020年			
	経営体	構成比	経営体	構成比	経営体	構成比	2020/2010	経営体	構成比	2020/2010
100万円未満	19,333	48.2%	16,292	49.2%	12,382	47.7%	64.0%	561,051	52.2%	56.7%
100～1000万円	16,676	41.6%	13,072	39.4%	10,058	38.8%	60.3%	387,589	36.0%	69.6%
1000～3000万円	3,343	8.3%	2,999	9.0%	2,613	10.1%	78.2%	86,035	8.0%	86.1%
3000～5000万円	380	0.9%	399	1.2%	467	1.8%	122.9%	20,090	1.9%	110.3%
5000～1億円	231	0.6%	219	0.7%	219	0.8%	94.8%	13,080	1.2%	140.8%
1億円以上	139	0.3%	162	0.5%	203	0.8%	146.0%	7,836	0.7%	140.5%
計	40,102	100%	33,143	100%	25,942	100%	64.7%	1,075,681	100%	64.1%

出典：農林水産省「生産農業所得統計」及び「農林業センサス」

## 2) 林業

太田川圏域を含む天竜地域の人工林・天然林別の地域森林計画対象森林を図3.23に示す。磐田市の豊岡地域、掛川市の原田・原泉・倉真・桜木・西郷地区、袋井市の北西部と北東部、森町の三倉・天方地域に人工林が多い。

磐田市豊岡地域、掛川市及び森町では、人工林の多くが伐採適齢期を迎えており、積極的な利用が望まれる。

平成28年度より森林認証制度を活用した森林経営を掛川市と森町等が共同で実施しており、持続可能な森林管理を推進しているとともに、認証材を活用した地域材のブランド化に向けた取組を強化している。

また、掛川市と森町の両森林組合は、これまで組合間の連携強化に取り組み、令和8年4月の合併を目指し準備を進めしており、経営基盤の強化を図ることで、将来的には中東遠地域の広域的な森林管理を目指している。

表3.11にも示したとおり、森林の多面的機能は木材生産機能と公益的機能がある。成熟した森林資源の積極的な利用を推進するとともに、森林の持つ公益的機能を持続的に発揮させるためには、伐採によって林地を荒らすことなく、的確な更新を図る必要がある。また、本圏域の森林の一部では、森林認証制度の国際基準に沿った適切な森林管理により、経済性と環境に配慮した木材生産活動に取り組んでいる。

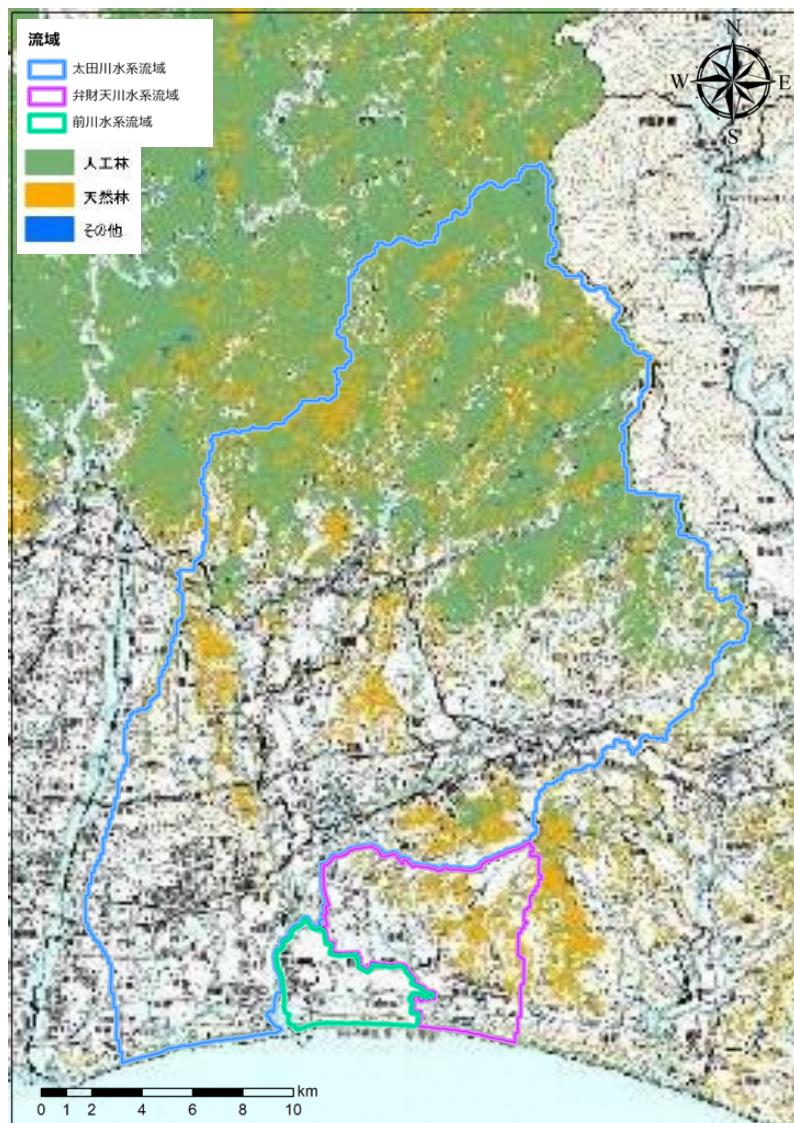


図3.23 人工林・天然林別にみた天竜地域の地域森林計画対象森林

出典：静岡県（2024）「天竜地域森林計画書（天竜森林計画区編）」に加筆

### 3) 歴史・民俗

太田川圏域には、5世紀前後の築造とされる大型古墳もあり、古代から中央政権を支える重要な地方都市が営まれてきた。また、東海道、秋葉街道、浜街道が東西南北に発達し、人や物の交流が盛んな地域であった。さらに、古代より伝わる舞楽や川に関する伝統行事として磐田市の「米とぎ祭り」や森町の「武家廻まつり」、袋井市の「秋葉の火まつり」、磐田市の「見付天神裸祭り」、「掛塚屋台祭り」などが今でも継承されている。

また、太田川の水源の神として小國神社が祭られた。それは遠江国の一宮となり、由緒ある格式の高い神社として古代以来ずっと崇敬されている。森町は、南部の田園地帯、そして中央を流れる太田川など、豊かで美しい自然環境を有しており、これらを町民の貴重な財産として、今後も継承していくことが求められている。

#### 4) 地域と協働した取組

##### a) 農地、農業水利施設の保全等の取組

農業者の高齢化・減少等により、農村集落機能が低下し、農地・農業用水等の資源の保全管理が困難になっているほか、農村の自然環境や美しい景観といった農業の有する多面的機能を維持・発揮していく必要があることから、県は平成19年度から、地域協働による農地・農業用水等の資源の保全管理と農村環境の保全のための活動（ふじのくに美農里プロジェクト）に対して国の「農地・水保全管理支払交付金」（平成26年度から「多面的機能支払交付金」）を活用し、支援を行ってきた。太田川圏域において、令和7年度時点の取組面積は水田を中心に4,239haであり、他圏域と比較しても大きく、活動が盛んに行われている。

##### b) 河川愛護・美化活動や情報発信

リバーフレンドシップは住民と行政による協働事業である。住民、利用者等がリバーフренд（川のともだち）となり、川の清掃や除草等の河川美化活動を行い、地域全体で身近な環境保護への関心を高めることを目的としている。令和7年6月時点で、太田川圏域では169団体とリバーフレンドシップを締結している（表3.13）。行政としても、県と市町が連携して活動団体の取組を支援している。

太田川流域では河川の高水敷を利用した公園が数多くあり、住民の憩いの場として利用されている。これらの公園の中には、太田川のはまぼう公園や原野谷川のはらや親水公園のように、地域のボランティアが積極的に管理に参加している公園もある。また、沿川の住民による堤防の草刈や河川の清掃活動も積極的に行われており、住民の河川愛護活動が大変活発な地域である。

しかし、近年では河川愛護・美化活動に参加する周辺住民の高齢化や新たな担い手の不足が進んでおり、活動の維持に苦慮している団体が多い。また、農林漁業等に関わる人口の減少により、河川と地域とのつながりが希薄になっていることも、活動への参加が遠のく一因であるという声もある。今後も活動が継続されるよう、住民と行政が連携していくことが必要である。

県袋井土木事務所と流域住民で構成される太田川情報事務局は、太田川水系の情報誌「てくてく太田川」を2004年から、概ね年1回発行し、2025年7月現在、第24号まで発行しており、新聞、広報やホームページ、SNS等により積極的な発信が図られている。こうした発信活動は、地域住民の河川への愛着の増進に寄与するものと思われる。

表 3.13 各河川におけるリバーフрендシップ締結団体数

水系	河川名	団体数
太田川水系	太田川	28
	原野谷川	20
	逆川	17
	宇刈川	10
	倉真川	11
	今ノ浦川・ぼう僧川	9
	その他	54
弁財天川水系	—	12
前川水系	—	8
計	—	169

※令和7年6月時点



## 5) 雨水・再生水利用等の持続可能な水利用の支援

雨水・再生水利用は、雨水や一度使用した水道水や下水処理の再処理水（再生水）を水道水と比較して低いレベルの水質でも使用可能な冷却用水、水洗トイレの用、散水の用、冷房用水など人の飲用以外の用途に利用することをいう。

雨水・再生水を利用することにより、水道水の使用量を減少させ、水需給がひっ迫している地域の需要緩和策の一つになる。また、再処理することで排水量、汚濁負荷の減少につながり、下水道負担の軽減とともに、公共用水域の水質保全に寄与することが期待される。さらに、災害を含む、水道の給水制限を受ける逼迫地域では、その制約をある程度緩和できる。

令和7年3月末時点で、太田川圏域における再生水利用施設及び雨水貯留施設数は4箇所設置されている（表 3.14 及び表 3.15）。令和7年度時点で、圏域内の雨水利用等に対する自治体の補助金制度等は3件ある（表 3.16）。能登半島地震の教訓から雨水・再生水利用のニーズが高まっており、これらの支援策の活用促進が必要である。

そのほか、スマート農業の導入による水利用の効率化、太田川ダムで実施している小水力発電等も含めて、持続可能な水利用に対して引き続き支援が必要である。

表 3.14 再生水利用施設

施設名称	所在地	用途	利用量 (m <sup>3</sup> /日)	開始 年度	原水	処理方式
袋井浄化センター (アクアピュア)	袋井市	雑用水、洗浄、消泡水	221	H11	場内処理水	広域循環※
アクアパークあさば	袋井市	雑用水、洗浄、消泡水	0.45	H14	場内処理水	広域循環※

※下水道の処理場等の排水処理施設や工業用水道から供給を受け、広域的かつ大規模に雑用水利用を行うもの。

表 3.15 雨水利用施設

施設名称	所在地	用途	雨水貯水 容量(m <sup>3</sup> )	開始 年度
掛川市役所庁舎	掛川市	トイレ	200	H8
袋井市役所北分庁舎	袋井市	散水	3	H22

表 3.16 雨水利用等に対する自治体の補助金制度等

名称	策定 施行開始	事業主体	直近の 申請数
掛川市住宅用防災施設等設置事業費補助金	H25	掛川市	12 件(R4-6)
袋井市浄化槽雨水貯留施設転用工事費補助金	H17	袋井市	6 件(R3-5)
磐田市自主防災組織整備事業費補助金 (生活用水確保事業)	H17	磐田市	2 件(R4-6)

## 第2節 太田川圏域で実施している水循環に関する取組

### (1) 行政が主に実施している計画

太田川圏域の水循環に関して、令和7年度に実施中の計画は、水質に関連する計画が1計画、水量に関連する計画が4計画、災害・治水に関連する計画が12計画、自然環境に関連する計画が10計画、暮らしに関連する計画が13計画、その他が7計画の計47計画がある(表3.17)。詳細は、参考資料(2)を参考にされたい。

表3.17 太田川圏域の水循環に関して実施している計画一覧(令和7年度現在)

分類	No	計画名称	策定者		
			国	県	市町
A. 水質	A-1	天竜川左岸流域別下水道整備総合計画		○	
B. 水量	B-1	磐田市水道事業ビジョン			○
	B-2	掛川市新水道ビジョン			○
	B-3	袋井市水道ビジョン			○
	B-4	森町水道事業経営戦略			○
C. 災害・治水	C-1	太田川水系河川整備基本方針	○		
	C-2	太田川水系河川整備計画	○		
	C-3	太田川水系流域治水プロジェクト	○	○	
	C-4	弁財天川水系河川整備基本方針	○		
	C-5	いわた流域治水共創プロジェクト	○	○	
	C-6	ぼう僧川・今ノ浦川水災害対策プラン	○	○	
	C-7	敷地川水災害対策プラン	○	○	
	C-8	掛川治水プラン			○
	C-9	袋井市かわプログラム			○
	C-10	袋井市中部水災害対策プラン	○	○	
	C-11	美しい”ふじのくに”インフラビジョン	○		
	C-12	遠州灘沿岸海岸保全基本計画	○		
D. 自然環境	D-1	天竜国有林の地域別の森林計画書(天竜森林計画区)	○		
	D-2	第6次地域管理経営計画書(天竜森林計画区)	○		
	D-3	地域森林計画書(各森林計画区共通編)		○	
	D-4	天竜地域森林計画書(天竜森林計画区編)		○	
	D-5	静岡県森林共生基本計画		○	
	D-6	磐田市森林整備計画			○
	D-7	掛川市森林整備計画			○
	D-8	袋井市森林整備計画			○
	D-9	森町森林整備計画			○
	D-10	<改訂版>ふじのくに生物多様性地域戦略		○	

分類	No	計画名称	策定者		
			国	県	市町
E.暮らし	E-1	静岡県 浜名湖・遠州灘圏域総合水産基盤整備事業計画		○	
	E-2	静岡県水産振興基本計画		○	
	E-3	静岡県農業農村整備みらいプラン		○	
	E-4	磐田市農業振興地域整備計画書			○
	E-5	掛川市農業振興ビジョン			○
	E-6	袋井市農業振興ビジョン			○
	E-7	静岡県文化財保存活用大綱		○	
	E-8	磐田市文化財保存活用地域計画			○
	E-9	掛川市文化財保存活用地域計画			○
	E-10	袋井市文化財保存活用地域計画			○
	E-11	静岡県観光基本計画		○	
	E-12	掛川市観光振興計画			○
	E-13	袋井市観光基本計画			○
F.その他	F-1	静岡県の新ビジョン		○	
	F-2	第4次静岡県環境基本計画		○	
	F-3	第2次磐田市環境基本計画後期計画			○
	F-4	第2期掛川市環境基本計画			○
	F-5	第2期袋井市環境基本計画			○
	F-6	第9次森町総合計画			○
	F-7	静岡県農業水利施設を活用した小水力等発電マスターplan		○	

## (2) 民間団体等の取組

本計画の策定に先立ち、太田川圏域内で活動している民間団体等を対象として、流域水循環に関する活動の状況等についてアンケートを実施した。アンケート結果は参考資料(3)に示す。

太田川圏域における民間団体の取組について、多様な取組が実施されている。河川愛護・美化や農地・農業用水利施設の保全、防災に取り組んでいる団体が多く、今後も同様の分野の活動に取り組みたいと考えている団体が多い(図 3.24)。河川や農地等と住民の関わりが強く、また、度々災害に見舞われていることから防災や治水に対する意識が高い地域であることも、このアンケート結果から伺える。

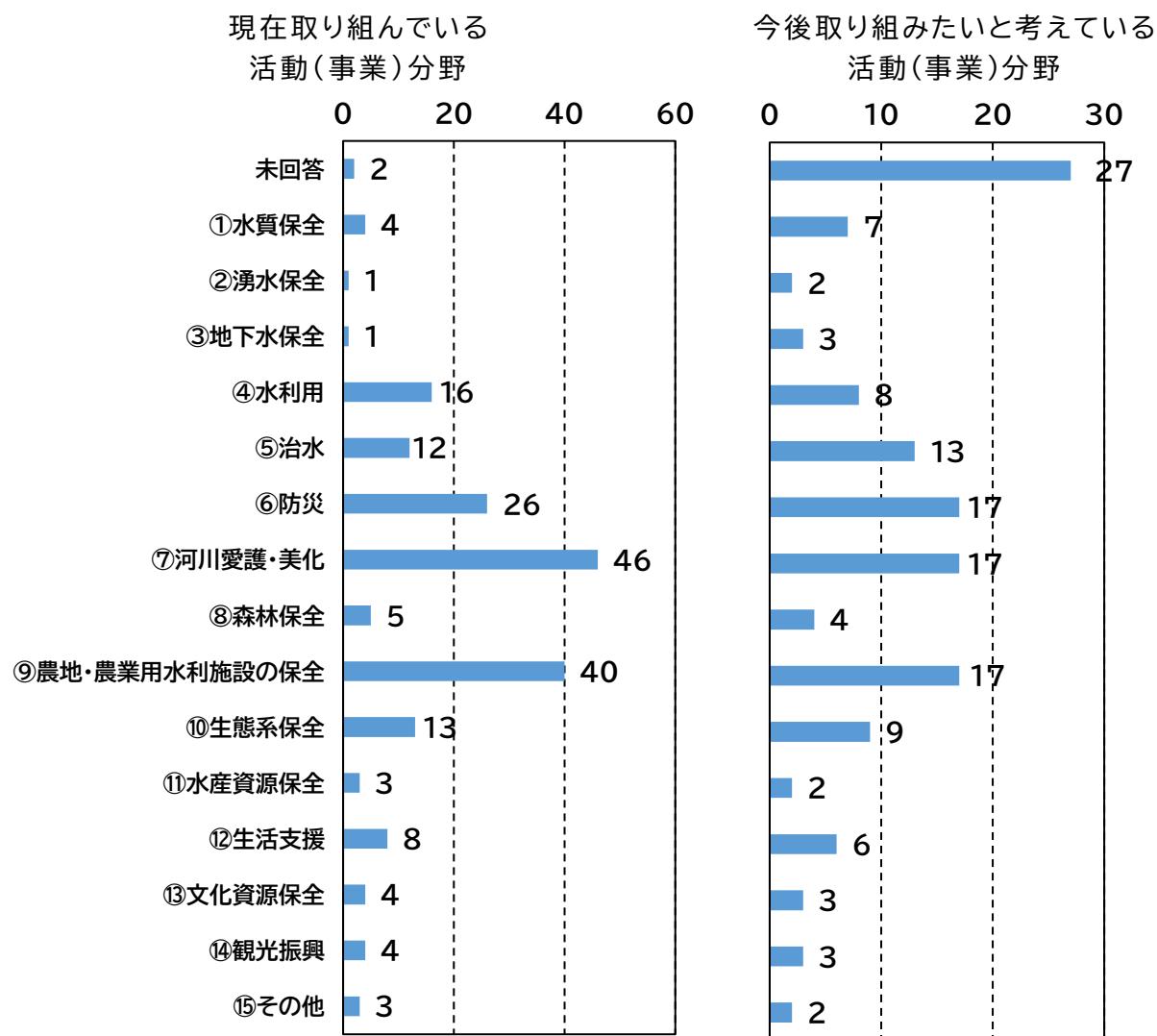


図 3.24 民間団体の活動(事業)分野

### (3) 課題への対応状況

- 課題に対して、現状の関連計画等において対応がなされている。
- 現状での対応が十分でない課題は、新たな対応や連携が必要である。

対応状況の課題を表 3.18 に、課題図を図 3.25 に示す。課題に対して、行政や民間において対応がなされているとともに、他分野の関連計画の対応での副次的効果により、一層の効果が期待される。一方で、一部の課題では現状の行政や民間で対応がなく、新たな対応や連携が必要である。

表 3.18 現状の施策、取組による対応状況

分類	課題	現状の取組		緊急性評価	地域性評価	取組の方向性
		行政	民間			
水質	公共用水域の水質維持	○	■	○	○	現状の対応の継続
	地下水塩水化の状況監視	○	■	○	△	現状の対応の継続
	太田川ダムの濁水放流の長期化に対する対策	○	■	○	■	現状の対応の継続及び長期対策の検討
	河川や用水路等の泥等の状況把握及び増加原因究明	△	△	△	△	経過観察及び原因究明
水量	取水制限時の適正な水利調整	○	■	■	○	現状の対応の継続と確実な実施
	地下水採取量、地下水位等の監視	○	■	○	○	現状の対応の継続と確実な実施
	バックアップ体制や応急給水体制の整備	○	■	■	△	計画に基づく着実な推進
災害・治水	流域治水の取組による水害等の被害の最小化	○	△	○	○	計画に基づく着実な推進
	土砂災害危険箇所の整備率向上	○	■	△	○	現状の対応の継続と確実な実施
	防潮堤整備の推進	○	■	△	○	計画に基づく着実な推進
	サンドバイパス等による侵食対策	○	■	△	■	現状の対応の継続と環境影響の把握
自然環境	地域の実情に応じた森林の公益的機能の維持・増進	○	○	○	○	現状の対応の継続と確実な実施
	山間部から沿岸部にかけての特徴ある生育・生息環境の保全	○	○	○	○	現状の対応の継続と連携の推進
暮らし	農業・農村の有する多面的機能の発揮	○	○	■	○	現状の対応の継続と連携の推進
	河川愛護等の活動における様々な主体の連携・協働	○	○	■	○	現状の対応の継続と連携の推進
	雨水・再生水利用の支援策の活用促進	○	■	△	△	対応の検討

【凡例】

現状の取組 ○: 対応策の記載がある △: 課題は把握されているが対応策が明確でない ■: 記載がない  
 緊急性評価 ○: 長期的に取り組むべき課題 △: 中期的(概ね 10 年間)に取り組むべき課題

■: 短期的に取り組むべき課題

地域性評価 ○: 全圏域に共通の課題 △: 複数の圏域に共通の課題 ■: 太田川圏域独自の課題

### 第3章 太田川圏域の現状と課題

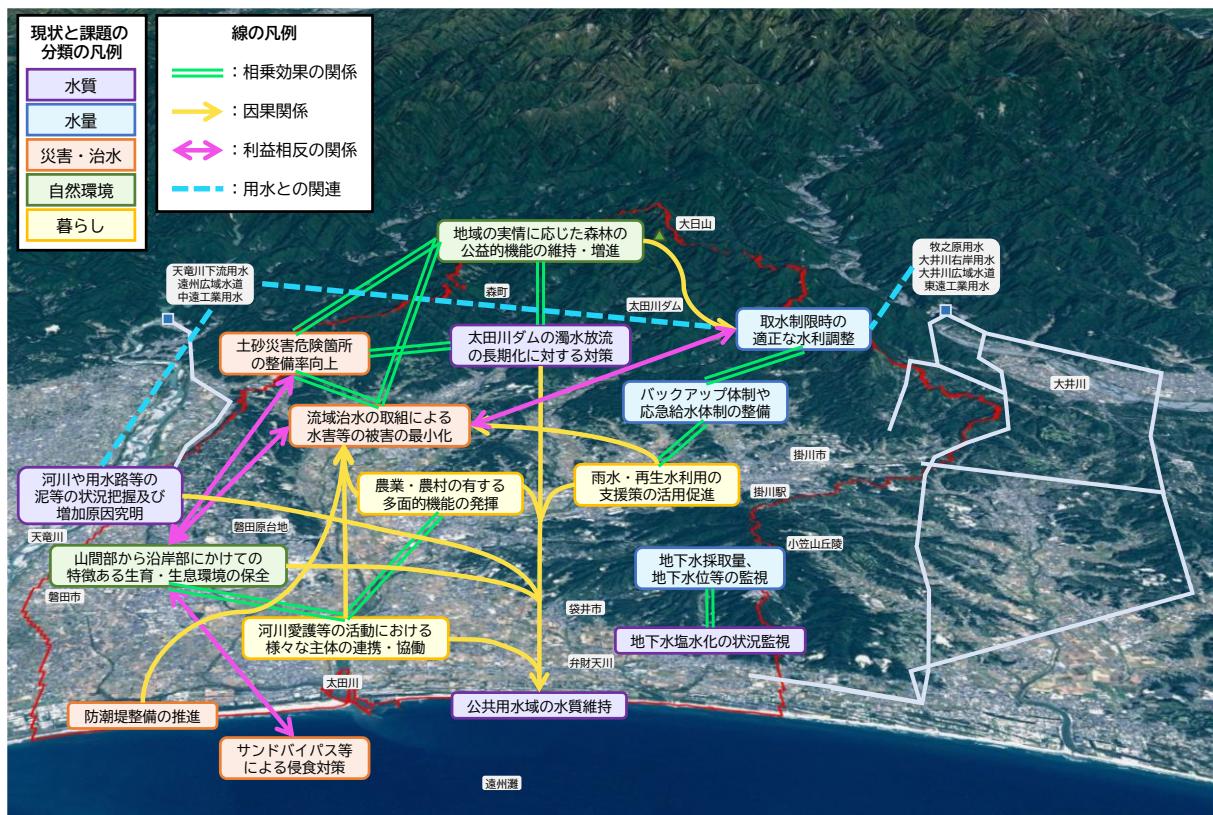


図 3.25 課題図

出典：国土地理院撮影（2021年）の空中写真を加工して作成

#### (4) 太田川圏域における水循環の課題のまとめ

太田川の水源域である森林での公益的機能の維持・増進により涵養機能の維持・保全することが必要である。さらに、それらにより太田川ダムへの濁水流入抑制や下流河川の環境保全、公共用水域の水質維持、及び水害被害発生の抑制にもつなげることが必要である。

また、ため池の有効活用や田んぼダムの実施により、降った雨を一時的に貯めることで、河川や排水路への急激な流出の抑制にもつなげることが必要である。さらに、市街地・住宅地においても雨水浸透や貯留による雨水利用を促進し、地下水涵養の維持・保全を図ることが重要である。それらにより、洪水時の流出抑制にもつなげることが必要である。

太田川は清らかな流れを有し、地形的にも特徴がある桶ヶ谷沼等は多様な動植物の良好な生息・生育・繁殖の場となっており、良好な水質の維持や、生物生息・生育環境の保全が必要である。さらに、河川・水辺は地域の人々の利用が多く、河川愛護等の活動等が必要である。

今後、これらの課題解決に向けては、既往の取組を確実に実施するとともに、行政各機関や、民間が連携し、さらなる取組の推進を図ることが必要である。なお、各課題についても相乗効果が期待されるだけではなく利益相反となる可能性があることに留意が必要である。

## 第4章 太田川圏域の理念、目指すべき健全な水循環の姿

### 第1節 理念

静岡県水循環保全条例第3条「基本理念」を踏まえ、民間団体等や有識者の意見を参考にし、本計画の理念を定める。河川や地下水といった地域の貴重な水資源を将来世代に継承するため、暮らしと豊かな自然が共存する太田川圏域を、森・里・川・海に関わる全ての人と共に流域一体で守る。なお、参考とした民間団体等や有識者の意見を巻末に示す。

### 暮らしと豊かな自然が共存する太田川圏域を守る

～地域の貴重な資源である水を将来世代に継承するために～

### 第2節 目指すべき健全な水循環の姿

太田川圏域における諸課題に対応していくため、理念に基づき民間団体等へのアンケート結果や有識者の意見を参考として、本計画において3つの目指すべき健全な水循環の姿を定める。

### 清らかで豊かな流れをはぐくむ自然環境の維持又は回復

分類	対応する課題
水質	公共用水域の水質維持
	地下水塩水化の状況監視
	太田川ダムの濁水放流の長期化に対する対策
	河川や用水路等の泥等の状況把握及び増加原因究明
水量	取水制限時の適正な水利調整
	地下水採取量、地下水位等の監視
	バックアップ体制や応急給水体制の整備
自然環境	地域の実情に応じた森林の公益的機能の維持・増進
	山間部から沿岸部にかけての特徴ある生育・生息環境の保全
暮らし	農業・農村の有する多面的機能の発揮
	河川愛護等の活動における様々な主体の連携・協働
	雨水・再生水利用の支援策の活用促進

## 水循環の恵みを受ける産業と暮らしの調和のとれた発展

分類	対応する課題
水質	公共用水域の水質維持
	地下水塩水化の状況監視
	太田川ダムの濁水放流の長期化に対する対策
	河川や用水路等の泥等の状況把握及び増加原因究明
水量	取水制限時の適正な水利調整
	地下水採取量、地下水位等の監視
	バックアップ体制や応急給水体制の整備
暮らし	農業・農村の有する多面的機能の発揮
	河川愛護等の活動における様々な主体の連携・協働
	雨水・再生水利用の支援策の活用促進

## 水災害（水害・土砂災害・渇水）の被害軽減

分類	対応する課題
水量	取水制限時の適正な水利調整
	地下水採取量、地下水位等の監視
	バックアップ体制や応急給水体制の整備
災害・治水	流域治水の取組による水害等の被害の最小化
	土砂災害危険箇所の整備率向上
	防潮堤整備の推進
	サンドバイパス等による侵食対策
自然環境	地域の実情に応じた森林の公益的機能の維持・増進
	山間部から沿岸部にかけての特徴ある生育・生息環境の保全
暮らし	農業・農村の有する多面的機能の発揮
	河川愛護等の活動における様々な主体の連携・協働
	雨水・再生水利用の支援策の活用促進

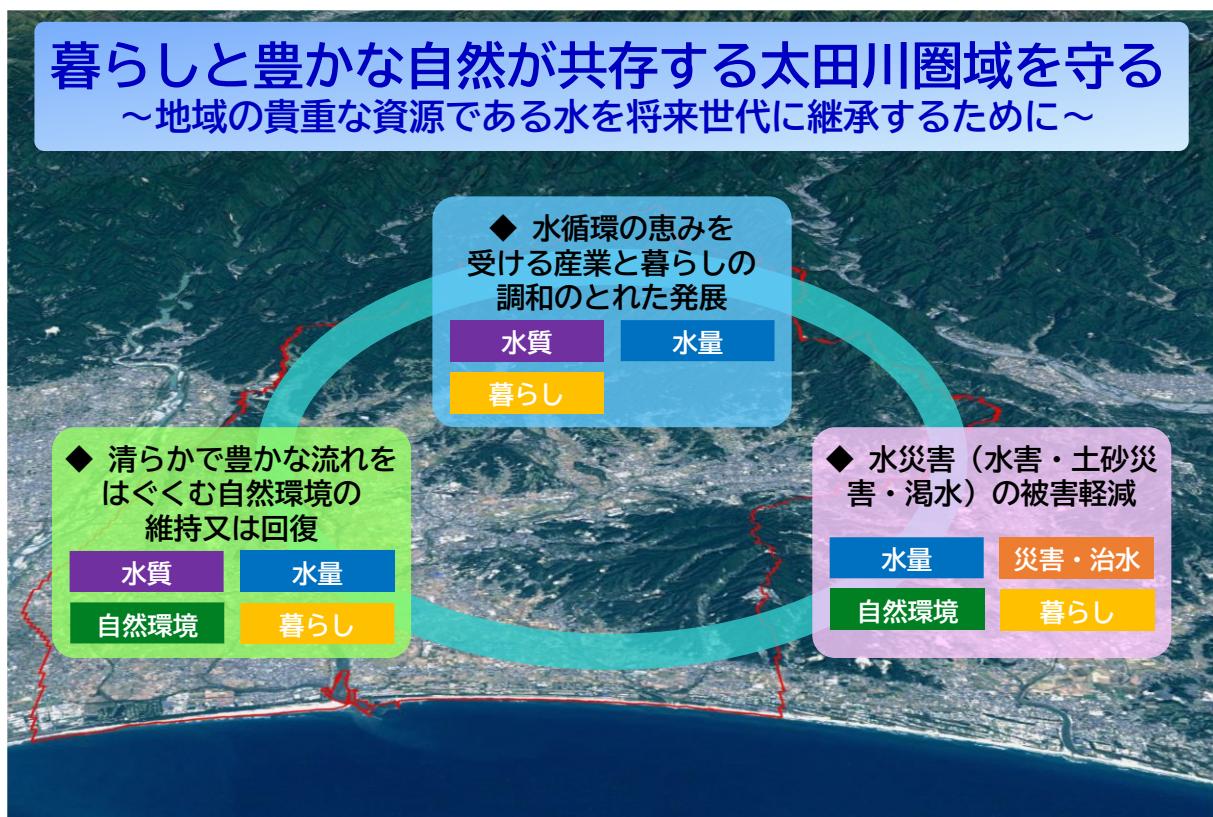


図 4.1 太田川圏域流域水循環計画における理念、目指すべき健全な水循環の姿、  
及び関連する 5 つの分類

出典：国土地理院撮影（2021年）の空中写真を加工して作成

## 第5章 健全な水循環の維持又は回復に関する目標

### 第1節 健全な水循環の維持又は回復のための目標

太田川圏域における健全な水循環の維持又は回復に向けた施策を効果的に推進し、理念や姿を達成するために、水質、水量、災害・治水、自然環境、暮らしの5つの分類ごとに目標を定める。

#### (1) 水質に関する目標

清らかな流れを保つため、良好な水質の維持、改善を図る

#### (2) 水量に関する目標

暮らしや産業に使用する水を安定的に供給する

#### (3) 災害・治水に関する目標

被害軽減のため、流域治水による取組を  
あらゆる関係者が連携して推進する

#### (4) 自然環境に関する目標

森・里・川・海の豊かな生育・生息環境を保全、回復する

#### (5) むらしに関する目標

水環境と暮らし・産業・自然のつながりを圏域全体で認識し、活動する

## 第2節 将来目指すべき健全な水循環の姿と目標の関係

太田川圏域では5つの目標を達成することで、健全な水循環の姿を目指し、理念の実現に向かう(図 5.1)。

将来目指すべき健全な水循環の姿は、それぞれ複数の目標と関連があることから、施策の効果的な実施に当たっては、全体を見通して取り組むことが必要である。

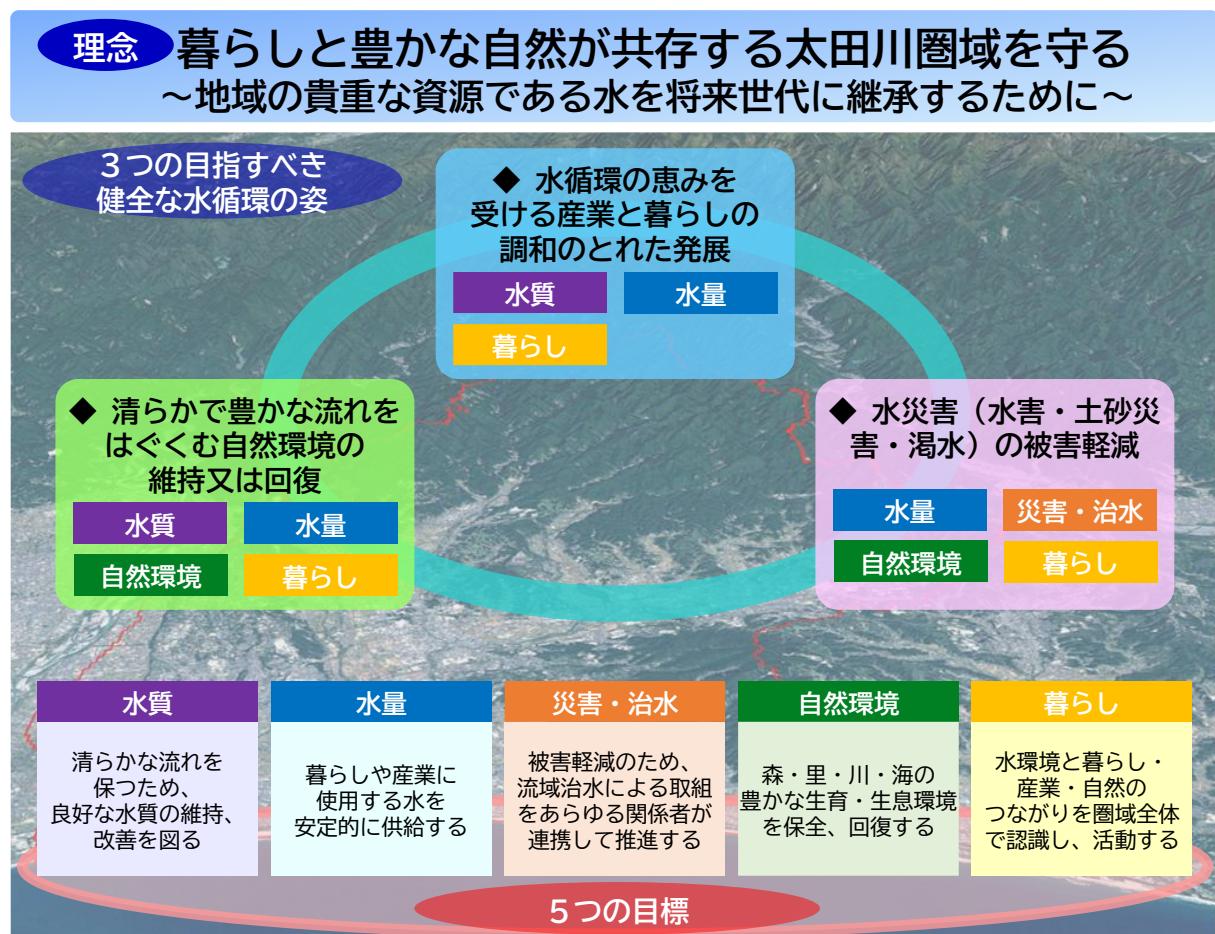


図 5.1 将来目指すべき健全な水循環の姿と目標の関係

出典：国土地理院撮影（2021年）の空中写真を加工して作成

## 第6章 目標を達成するために実施する施策

前章で設定した5つの「健全な水循環の維持又は回復に関する目標」を達成するため、「流域総合水管理」の考え方に基づき、流域治水・水利用・流域環境の間に生じる相乗効果や利益相反の関係に留意し、施策間の相互調整を図りながら、以下に掲げる24施策を実施する。5年後の中間評価において、施策間の相乗効果が得られているか、相互調整が適切に図られているかを確認し、再度必要な対応を検討する。

### 第1節 水質の目標に対する施策

水質の目標である「清らかな流れを保つため、良好な水質の維持、改善を図る」に向け、公共用水域の水質維持、地下水塩水化の状況監視、太田川ダムの濁水放流の長期化に対する対策及び河川や用水路等の泥等の状況把握及び増加原因究明が必要であるといった課題に対し、以下に示す施策を実施する。

No.	施策	施策実施に関連する計画
1	流域別下水道整備総合計画等に基づく汚濁負荷削減対策の実施	天竜川左岸流域別下水道整備総合計画等

本施策については、天竜川左岸流域別下水道整備総合計画等に基づきこれまで取り組んできた。今後も引き続き水質改善を図るための施策や活動を実施していく。

No.	施策	施策実施に関連する計画
2	中遠地域地下水利用対策協議会による地下水障害の監視	—

本施策については、中遠地域地下水利用対策協議会がこれまで取り組んできた。地下水塩水化は、一部の地点で解消されておらず、引き続き観測体制を継続していく。

No.	施策	施策実施に関連する計画
3	太田川ダム濁水対策検討会による濁水対策の検討及び対策の実施	—

本施策については、太田川ダム濁水対策検討会を開催し、対策に取り組んできた。これまでに濁度低減の一定の効果が得られているものの、地元からは、抜本的な濁水対策を求める声も上がっていることから、今後も引き続き濁水対策の検討及び対策の実施を継続していく。なお、施策11「土砂災害防止施設の整備の推進」、施策12「山腹崩落地、荒廃渓流等の荒廃山地における治山事業の推進」、施策18「森の力再生事業による、荒廃した人工林、里山の放置された竹林や広葉樹林などの整備の推進」、施策19「造林、下刈り、除伐、間伐など

## 第6章 目標を達成するために実施する施策

---

の実施の支援」が適切に行われることで、太田川ダムに流入する濁水の軽減が期待される。また、濁水対策が着実に実施されることで、施策20「生物多様性の保全上重要な生育・生息地の確保」にもつながる可能性があることから、お互いの実施により最大の効果を発揮するよう取り組んでいく。

## 第2節 水量の目標に対する施策

水量の目標である「暮らしや産業に使用する水を安定的に供給する」に向け、取水制限時の適正な水利調整、地下水採取量、地下水位等の監視及びバックアップ体制や応急給水体制の整備といった課題に対し、以下に示す施策を実施する。

No.	施策	施策実施に関連する計画
4	天竜川水利調整協議会、大井川水利調整協議会における適時適切な調整の実施	-
5	太田川ダム渇水情報連絡会における情報提供及び水利使用者間の情報共有	-

施策4及び施策5については、渇水のおそれがある場合にも暮らしや産業に必要な水を確保しながら、河川環境を維持するため、天竜川水利調整協議会や大井川水利調整協議会、太田川ダム渇水情報連絡会において、利水者等と適切な調整等を行っていく。なお、施策10「治水協定に基づくダムの洪水調節機能の強化（事前放流等）」で実施する洪水調節は、利水者への影響も考慮しながら実施する必要があることから、治水協定による関係利水者との情報共有方法及び緊急時の連絡体制を明確化している。

No.	施策	施策実施に関連する計画
6	適切な地下水管理の推進	静岡県環境基本計画 等

本施策については、静岡県環境基本計画等によりこれまで取り組んできた。今後も引き続き地下水の保全と持続的な利用の両立を図るための施策や活動を実施していく。なお、施策18「森の力再生事業による、荒廃した人工林、里山の放置された竹林や広葉樹林などの整備の推進」、施策19「造林、下刈り、除伐、間伐などの実施の支援」、施策21「多面的機能支払交付金による農地・農業水利施設保全のための活動支援」を適切に実施することで、森林や農地が有する水源涵養機能が向上し、利用可能な地下水が増加することが期待されることから、お互いの実施により最大の効果を発揮するよう取り組んでいく。

No.	施策	施策実施に関連する計画
7	自己水源の整備・維持	各市町水道ビジョン・水道事業経営戦略 等

本施策については、各市町が策定する水道ビジョンや水道事業経営戦略等に基づきこれまで取り組んできた。今後も引き続き、渇水等による長期取水制限時や災害発生時等の迅速な応急給水体制の確立を図るための施策を実施していく。

## 第6章 目標を達成するために実施する施策

### 第3節 災害・治水の目標に対する施策

災害・治水の目標である「被害軽減のため、流域治水による取組をあらゆる関係者が連携して推進する」に向け、流域治水の取組による水害等の被害の最小化、土砂災害危険箇所の整備率向上、防潮堤整備の推進やサンドバイパス等による侵食対策が必要であるといった課題に対し、以下に示す施策を実施する。

No.	施策	施策実施に関連する計画
8	水災害対策プラン等による対策実施	
9	河川整備計画に基づく河川整備・改修	
10	治水協定に基づくダムの洪水調節機能の強化(事前放流等)	太田川水系河川整備計画 太田川水系流域治水プロジェクト (各河川)水害対策プラン
11	土砂災害防止施設の整備の推進	掛川治水プラン
12	山腹崩落地、荒廃渓流等の荒廃山地における治山事業の推進	袋井市かわプログラム いわた流域治水共創プロジェクト
13	土地改良施設・農業用ため池の耐震化や更新整備、保全の推進	美しいふじのくにインフラビジュョン等
14	「田んぼダム」の実施	
15	雨水貯留・浸透施設の整備	

施策8から施策15までについては、太田川水系河川整備計画、太田川水系流域治水プロジェクト等に基づき、水害等の被害の最小化を図るために、引き続きあらゆる関係者が連携して推進し、ハード対策とソフト対策を一体的に講じていく。

なお、施策11及び施策12が適切に行われることで、施策3「太田川ダム濁水対策検討会による濁水対策の検討及び対策の実施」において、太田川ダムに流入する濁水軽減の一助となることが期待される。また、施策18「森の力再生事業による、荒廃した人工林、里山の放置された竹林や広葉樹林などの整備の推進」や施策19「造林、下刈り、除伐、間伐などの実施の支援」における事業効果を高めることにも寄与する。施策13及び施策14は、施策21「多面的機能支払交付金による農地・農業水利施設保全のための活動支援」を行うことであらなる推進が期待される。施策間の相乗効果の発現を図るよう調整することにより、事業効果を高めるよう取り組んでいく。

一方、施策9及び施策12は、構造物の設置や土地の形質の変更等により、現況地形や流況等を変化させる可能性もあることから、施策20「生物多様性の保全上重要な生育・生息地の確保」と相互に調整を図る必要がある。太田川水系の河川整備においては、これまで河川整備計画及び河川整備基本方針に基づき生息環境への配慮(瀬淵の保全・復元、砂州・

干潟の保全、ワンドの創出等)を実施し、生息環境の保全・回復に成功している。今後も引き続き、生息環境への配慮を適切に実施する必要がある。また、治山事業においては、野生動植物の生息・生育環境の保全、創出に向け、地域の特性に応じた森林の管理を推進することで、事業実施後の自然環境の回復を図ることが重要である。また、施策10は、水利使用者への影響も考慮しながら実施する必要があることから、治水協定による関係利水者との情報共有方法及び緊急時の連絡体制を明確化している。

No.	施策	施策実施に関連する計画
16	森の防潮堤づくりの推進	静岡県森林共生基本計画 等
17	サンドバイパス等による侵食対策	—

施策16については、静岡県森林共生基本計画等に基づき、遠州灘を有する各市と県が連携して取り組んできた。津波等による被害の最小化を図るため、引き続き海岸防災林の再整備・機能強化を図る森の防潮堤づくりを推進する。

施策17については、浅羽海岸の侵食対策のため、これまでに引き続きサンドバイパスによる土砂輸送を実施する。なお、ジェットポンプ式サンドバイパスシステムの稼働に当たっては、アカウミガメの生息環境やシラスの漁獲量に影響を与える可能性があることから、福田漁港・浅羽海岸サンドバイパスシステム検証委員会において検証を行い、アカウミガメ産卵期における稼働時間の短縮など配慮を実施してきた。施策20「生物多様性の保全上重要な生育・生息地の確保」と相互に調整を図り、今後もこれらの配慮を着実に実施する必要がある。

## 第6章 目標を達成するために実施する施策

### 第4節 自然環境の目標に対する施策

自然環境の目標である「森・里・川・海の豊かな生育・生息環境を保全、回復する」に向か、地域の実情に応じた森林の公益的機能の維持・増進や、山間部から沿岸部にかけての特徴ある生育・生息環境の保全を図る必要があるといった課題に対し、以下に示す施策を実施する。

No.	施策	施策実施に関連する計画
18	森の力再生事業による、荒廃した人工林、里山の放置された竹林や広葉樹林などの整備の推進	静岡県森林共生基本計画 等
19	造林、下刈り、除伐、間伐などの実施の支援	

施策 18 については、森林所有者により整備が困難となっている森林のうち緊急に整備が必要な森林整備を推進することで、森林の持つ公益的機能の維持・増進を図っていく。施策 19 については、林家や林業経営体に対し、森林整備の実施を支援する。なお、これらの施策が適切に行われることで、施策3「太田川ダム濁水対策検討会による濁水対策の検討及び対策の実施」において、太田川ダムに流入する濁水軽減にも効果を発現することが期待される。また、森林の公益的機能が回復することで、地下水流动量の増加が期待され、施策6「適切な地下水管理の推進」においても効果を發揮しうるほか、土砂災害や山地災害の発生抑制も期待されることから、施策 11「土砂災害防止施設の整備の推進」、施策 12「山腹崩落地、荒廃渓流等の荒廃山地における治山事業の推進」と両輪で推進することが望ましい。施策 23「フォレストツーリズム等を通じた森林とのふれあいの機会の醸成」等により、森林のもつ公益的機能への県民の理解を深め、事業への理解を得やすくなることが期待される。施策間の相乗効果の発現を図るよう調整することにより、事業効果を高めるよう取り組んでいく。

No.	施策	施策実施に関連する計画
20	生物多様性の保全上重要な生育・生息地の確保	<改訂版> ふじのくに生物多様性地域戦略 等

本施策については、太田川<改訂版>ふじのくに生物多様性地域戦略等に基づき、太田川水系上流部の豊かな森林やアマゴなどが生息する環境、アユ等が生息する水系中流部の連続する瀬や淵、同戦略に記載されている「今守りたい大切な自然」に選定されている太田川河口付近の干潟や海浜や磐田市大池のほか、絶滅危惧種であるベッコウトンボが生息する桶ヶ谷沼等の生育・生息地の保全を行っていく。

なお、施策3「太田川ダム濁水対策検討会による濁水対策の検討及び対策の実施」により、アユ等の魚類の生息・生育環境の確保につながる可能性があるほか、施策 21「多面的機能支払交付金による農地・農業水利施設保全のための活動支援」により農地や農業用排水路、ため池等の生息・生育環境の保全が期待される。また、施策 23「フォレストツーリズム等を通

じた森林とのふれあいの機会の醸成」等により、県民の生息・生育環境の保全への理解を得られることが期待される。施策間の相乗効果の発現を図るよう調整することにより、事業効果を高めるよう取り組んでいく。

一方、施策9「河川整備計画に基づく河川整備・改修」、施策 12「山腹崩落地、荒廃渓流等の荒廃山地における治山事業の推進」、及び施策 17「サンドバイパス等による侵食対策」は、構造物の設置や土地の形質の変更等により、現況地形や流況等を変化させる可能性もあることから、生息環境への配慮を適切に実施する必要がある。弁財天川の干潟やぼう僧川河口付近では、塩性湿地群落やハマボウの生育環境の保全と河川改修の両立が図られている。また、サンドバイパスシステムの稼働に当っては、福田漁港・浅羽海岸サンドバイパスシステム検証委員会における対策検討の結果に基づき、アカウミガメ産卵時期におけるサンドバイパス稼働時間の短縮等が実施されてきた。今後も引き続き、河川整備計画、河川整備基本方針に基づく生息環境への配慮（瀬淵の保全・復元、砂州・干潟の保全、ワンドの創出等）、野生動植物の生息・生育環境の保全、創出に向け、地域の特性に応じた森林の管理の推進及びアカウミガメ産卵時期におけるサンドバイパスシステム稼働時間の短縮等の配慮を継続するなど、施策間の調整を図っていく必要がある。

## 第6章 目標を達成するために実施する施策

### 第5節 暮らしの目標に対する施策

暮らしの目標である「水環境と暮らし・産業・自然のつながりを圏域全体で認識し、活動する」に向け、農業・農村の有する多面的機能の発揮、河川愛護等の活動における様々な主体の連携・協働及び雨水・再生水利用の支援策の活用促進を図る必要があるといった課題に対し、以下に示す施策を実施する。

No.	施策	施策実施に関連する計画
21	多面的機能支払交付金による農地・農業水利施設保全のための活動支援	静岡県農業農村整備みらいプラン等

本施策については、静岡県農業農村整備みらいプラン等に基づき、多面的機能支払交付金を活用し、農地や農業水利施設保全のための活動を支援していく。なお、農地・農業水利施設の保全が適切に行われることにより、地下水涵養機能や生物多様性を保全する機能等の多面的機能が発揮され、施策6「適切な地下水管理の推進」や、施策 20「生物多様性の保全上重要な生育・生息地の確保」にも寄与することが期待される。また施策 13「土地改良施設・農業用ため池の耐震化や更新整備、保全の推進」や施策 14「田んぼダム」の実施においては、本施策と連携する必要がある。また、施策 22「リバーフрендシップによる沿川の住民による堤防の草刈や河川の清掃活動支援」とも連携し、施策間の相乗効果の発現を図るよう調整することにより、事業効果を高めるよう取り組んでいく。

No.	施策	施策実施に関連する計画
22	リバーフрендシップによる沿川の住民による堤防の草刈や河川の清掃活動支援	
23	フォレストツーリズム等を通じた森林とのふれあいの機会の醸成	

施策 22 については、活動団体の高齢化などが進み後継者不足に悩む団体が多いことに加え、地域の河川への関心が希薄になっている地域もあることから、こうした活動が継続できるよう支援する必要がある。なお、施策 21「多面的機能支払交付金による農地・農業水利施設保全のための活動支援」とも必要に応じて連携することで、相乗効果の発現が期待される。

施策 23 については、県民が森林の公益的機能や森林整備等への理解を促し、水源を涵養する森林への理解を深める機会となるよう、関係団体と連携して実施していく。なお、これらの施策が施策 18「森の力再生事業による、荒廃した人工林、里山の放置された竹林や広葉樹林などの整備の推進」や施策 20「生物多様性の保全上重要な生育・生息地の確保」とも連携し、施策間の相乗効果の発現を図るよう調整することにより、事業効果を高めるよう取り組んでいく。

## 第6章 目標を達成するために実施する施策

No.	施策	施策実施に関連する計画
24	雨水利用・雨水貯留等に対する補助金制度の活用促進	—

本施策については、各市町において補助金制度が設置されており、災害発生時における非常用水の確保や、散水や防火用水等への活用に向け、これらの補助金制度の活用を推進する。

## 第6章 目標を達成するために実施する施策

### 第6節 施策の体系と主な実施地域

太田川圏域が目指すべき健全な水循環の姿に向け、各目標の達成のためには圏域全体で施策を実施する必要がある。各施策を確実に実施することにより圏域全体での取組になるとともに、各地域間でのつながりを認識して施策を実施することにより、太田川圏域全体に施策を展開する（表 6.1）。

表 6.1 施策の実施地域

理念	目指すべき姿	目標	No	施策	主な対象地域			
					山間地域	農村地域	都市地域	湖沼・海域
「地域の貴重な水資源が共存する太田川圏域を将来世代に継承するため」 「暮らしと豊かな自然環境の維持又は回復」	清らかで豊かな流れをはぐくむ自然環境の維持又は回復	水質	1	流域別下水道整備総合計画等に基づく汚濁負荷削減対策の実施			○	○
			2	中遠地域地下水利用対策協議会による地下水障害の監視		○	○	
			3	太田川ダム濁水対策検討会による濁水対策の検討及び対策の実施	○	○		
		水量	4	天竜川水利調整協議会、大井川水利調整協議会における適時適切な調整の実施		○	○	
			5	太田川ダム渇水情報連絡会における情報提供及び水利使用者間の情報共有		○	○	
			6	適切な地下水管理の推進		○	○	
			7	自己水源の整備・維持		○	○	
		自然環境	18	森の力再生事業による、荒廃した人工林、里山の放置された竹林や広葉樹林などの整備の推進	○			
			19	造林、下刈り、除伐、間伐などの実施の支援	○			
			20	生物多様性の保全上重要な生育・生息地の確保	○	○	○	○
		暮らし	21	多面的機能支払交付金による農地・農業水利施設保全のための活動支援		○		
			22	リバーフрендシップによる沿川の住民による堤防の草刈や河川の清掃活動支援		○	○	
			23	フォレストツーリズム等を通じた森林とのふれあいの機会の醸成	○			
			24	雨水利用・雨水貯留等に対する補助金制度の活用促進			○	
		と暮らしの調和のとれた発展	水質	－	1～3に同じ			
			水量	－	4～7に同じ			
			暮らし	－	21～24に同じ			

## 第6章 目標を達成するために実施する施策

理念	目指すべき姿	目標	No	施策	主な対象地域						
					山間地域	農村地域	都市地域	湖沼・海域			
「暮らしと豊かな自然が共存する太田川圏域を将来世代に継承するため」 （地域の貴重な水資源を将来世代に継承するため）	水災害（水害・土砂災害・渇水）の被害軽減	水量	—	4～7に同じ							
		災害・治水	8	水災害対策プラン等による対策実施	○	○	○				
			9	河川整備計画に基づく河川整備・改修	○	○	○				
			10	治水協定に基づくダムの洪水調節機能の強化（事前放流等）		○	○				
			11	土砂災害防止施設の整備の推進	○						
			12	山腹崩落地、荒廃渓流等の荒廃山地における治山事業の推進	○						
			13	土地改良施設・農業用ため池の耐震化や更新整備、保全の推進		○					
			14	「田んぼダム」の実施		○					
			15	雨水貯留・浸透施設の整備			○				
			16	森の防潮堤づくりの推進				○			
		自然環境	17	サンドバイパス等による侵食対策				○			
			—	18～20に同じ							
		暮らし	—	21～24に同じ							

## 第7章 健全な水循環の状態や計画の進捗状況を表す指標

### 第1節 指標の設定の考え方

計画の確実な推進のために、指標及び目標値を設定して、目標の達成状況や施策の進捗状況を管理する。

ここで、目標の達成状況に対して「健全な水循環の状態を表す指標」、施策の進捗状況に対して「施策の進捗状況を管理する指標」を設定した(表 7.1)。

健全な水循環の状態を表す指標は、目指すべき健全な水循環の姿に到達するために設定した「5つの目標」の達成状況を評価するための指標であり、様々な取組を実施した結果、健全な水循環の維持又は回復が図られているかを表す指標である。目標値は、関連計画と調整、整合させて設定する。

施策の進捗状況を管理する指標は、目標を達成するために必要な「施策」の実施状況を把握、管理するための指標である。目標値は、関係者が実施する施策の実施量を設定する。

なお、目標の達成状況や施策の進捗状況の把握・評価には、指標のモニタリングが必要である。また、関連する計画が改訂された際には、必要に応じて指標を見直すものとする。

表 7.1 指標の種類と設定の考え方

指標の種類	設定の考え方
健全な水循環の状態を表す指標	・ 様々な取組を実施した結果、健全な水循環の維持又は回復が図られているかを表す指標 ・ 目標値は、関連計画と調整、整合させて設定 ・ 把握・評価には、指標のモニタリングが必要 例：水質環境基準(COD等)の達成率、 水害・土砂災害による死者数 等
施策の進捗状況を管理する指標	・ 目標値は、関係者が実施する施策の実施量を設定 ・ 把握・評価には、指標のモニタリングが必要 例：整備面積、参加者数 等

## 第2節 目標、及び施策の指標

以上を踏まえて、本計画の推進に当たって、太田川圏域の健全な水循環の状態を把握するともに、施策の進捗状況を管理するための指標及びそれらの目標値を設定する。

### (1) 水質の目標に対応する指標

#### a) 健全な水循環の状態を表す指標・目標値

水質の環境基準を達成できているものの、今後も環境基準を毎年達成するよう水質の維持を図る必要がある。このため、水質の目標に対する健全な水循環の状態を表す指標、目標値及び目標年度を以下のとおり設定する。

指標	目標値	目標年度
水質環境基準達成(BOD、COD)	100% (8地点)	毎年度

#### b) 施策の進捗状況を管理する指標・目標値

水質の目標に対する施策の進捗状況を管理する指標、目標値及び目標年度を以下のとおり設定する。

指標	目標値	目標年度
地下水取水基準の見直し	中遠地域で完了	R10年度

## (2) 水量の目標に対応する指標

### a) 健全な水循環の状態を表す指標・目標値

圏域内では、表流水の取水制限時における適切な調整を行っていくとともに、地下水利用可能量の動向も踏まえながら、地下水適正揚水量を確保していく必要がある。このため、水量の目標に対する健全な水循環の状態を表す指標、目標値及び目標年度を以下のとおり設定する。

指標	目標値	目標年度
地下水適正揚水量の確保	実績採取量 ○中遠 120千m <sup>3</sup> /日以下	毎年度

### b) 施策の進捗状況を管理する指標・目標値

水量の目標に対する施策の進捗状況を管理する指標、目標値及び目標年度を以下のとおり設定する。

指標	目標値	目標年度
地下水取水基準の見直し	中遠地域で完了	R10年度
自己水源の整備、維持	2箇所	R17年度

### (3) 災害・治水の目標に対応する指標

#### a) 健全な水循環の状態を表す指標・目標値

地球規模の気候変動に起因し、近年、風水害が激甚化・頻発化しており、県内では今後、豪雨の発生回数が増加することも予測されている。洪水による浸水被害が近年も発生していることから、洪水や土砂災害等による災害の発生を防止し、被害軽減のための取組をあらゆる関係者が連携して推進する必要がある。このため、災害・治水の目標に対する健全な水循環の状態を表す指標、目標値及び目標年度を以下のとおり設定する。

指標	目標値	目標年度
水害及び土砂災害による死者数	0人	毎年度

#### b) 施策の進捗状況を管理する指標・目標値

災害・治水の目標に対する施策の進捗状況を管理する指標、目標値及び目標年度を以下のとおり設定する。

指標	目標値	目標年度
県管理河川の整備延長	26.7km(太田川水系)	R10 年度
土砂災害防止施設整備箇所	1,994 箇所(県全体)	R10 年度
山地災害危険地区の整備地区数	4,190 地区(県全体)	R10 年度
基幹農業水利施設の更新整備数	75 施設(県全体)※暫定	R10 年度

#### (4) 自然環境の目標に対する指標

##### a) 健全な水循環の状態を表す指標・目標値

圏域の約46%は森林である。森林の公益的機能を発揮させるよう、多様性のある豊かな森林の保全に取り組むことが必要である。また、圏域では、流域や河川空間、沿岸部には比較的良好な自然が残っており、様々な植生、魚類や鳥類等が生息する豊かな生物相が形成されている。こうした生息・生育環境を保全するため、自然環境の目標に対する健全な水循環の状態を表す指標、目標値及び目標年度を以下のとおり設定する。

指標	目標値	目標年度
森林の多面的機能を持続的に発揮させる 森林整備面積	11,000ha/年(県全体)	R10年度

##### b) 施策の進捗状況を管理する指標・目標値

自然環境の目標に対する施策の進捗状況を管理する指標、目標値及び目標年度を以下のとおり設定する。

指標	目標値	目標年度
森の力再生面積	25,881ha	R10年度
国有林の間伐面積	92ha	R10年度

## (5) 暮らしの目標に対する指標

### a) 健全な水循環の状態を表す指標・目標値

圏域では、森・里・川・海の恵みを活かし、森が水の恵みを育み、その恵みを産業や暮らし等において持続的に利用できるよう、農業・農村の多面的機能を発揮する取組への持続的な支援や、河川愛護・美化活動における連携・協働等が必要である。このため、暮らしの目標に対する健全な水循環の状態を表す指標、目標値、及び目標年度を以下のとおり設定する。

指標	目標値	目標年度
多面的機能支払交付金の活動面積	維持または向上	R10 年度
リバーフрендシップの活動が行われている 河川数	維持または向上	R11 年度

### b) 施策の進捗状況を管理する指標・目標値

暮らしの目標に対する施策の進捗状況を管理する指標、目標値及び目標年度を以下のとおり設定する。

指標	目標値	目標年度
リバーフрендシップ制度を活用する団体数	850 団体(県全体)	R9年度

## 第7章 健全な水循環の状態や計画の進捗状況を表す指標

### (6) 目標及び施策の指標とりまとめ

前項までで設定した目標及び施策の指標、及び目標値を表 7.2 に示す。

表 7.2 太田川圏域流域水循環計画における5つの目標と施策、指標

	目標	健全な水循環の状態を表す指標	目標値	目標年度
水質（目標1）	清らかな流れを保つため、良好な水質の維持、改善を図る	・水質環境基準達成 (BOD、COD)	100% (8地点)	毎年度
	施 策	施策の進捗状況を管理する指標	目標値	目標年度
	・流域別下水道整備総合計画等に基づく汚濁負荷削減対策の実施	—	—	—
	・中遠地域地下水利用対策協議会による地下水障害の監視	・地下水取水基準の見直し	中遠地域で完了	R10年度
	・太田川ダム濁水対策検討会による濁水対策の検討及び対策の実施	—	—	—
水量（目標2）	目標	健全な水循環の状態を表す指標	目標値	目標年度
	暮らしや産業に使用する水を安定的に供給する	・地下水適正揚水量の確保	実績採取量 ○中遠 120千m <sup>3</sup> /日以下	毎年度
	施 策	施策の進捗状況を管理する指標	目標値	目標年度
	・天童川水利調整協議会、大井川水利調整協議会における適時適切な調整の実施	—	—	—
	・太田川ダム渇水情報連絡会における情報提供及び水利使用者間の情報共有	—	—	—
	・適切な地下水管理の推進	・地下水取水基準の見直し	中遠地域で完了	R10年度
	・自己水源の整備・維持	・自己水源の整備、維持	2箇所	R17年度
災害・治水（目標3）	目標	健全な水循環の状態を表す指標	目標値	目標年度
	被害軽減のため、流域治水による取組をあらゆる関係者が連携して推進する	・水害及び土砂災害による死者数	0人	毎年度
	施 策	施策の進捗状況を管理する指標	目標値	目標年度
	・水灾害対策プラン等による対策実施	—	—	—
	・河川整備計画に基づく河川整備・改修	・県管理河川の整備延長	26.7km(太田川水系)	R10年度
	・治水協定に基づくダムの洪水調節機能の強化(事前放流等)	—	—	—
	・土砂災害防止施設の整備の推進	・土砂災害防止施設整備箇所	1,994箇所(県全体)	R10年度
	・山腹崩落地・荒廃渓流等の荒廃山地における治山事業の推進	・山地災害危険地区の整備地区数	4,190地区(県全体)	R10年度
	・土地改良施設・農業用ため池の耐震化や更新整備、保全の推進	・基幹農業水利施設の更新整備数	75施設(県全体)※暫定	R10年度
	・「田んぼダム」の実施	—	—	—
	・雨水貯留・浸透施設の整備	—	—	—
	・森の防潮堤づくりの推進	—	—	—
	・サンドバイパス等による侵食対策	—	—	—
自然環境（目標4）	目標	健全な水循環の状態を表す指標	目標値	目標年度
	森・里・川・海の豊かな生育・生息環境を保全、回復する	・森林の多面的機能を持続的に発揮させる森林整備面積	11,000ha/年(県全体)	R10年度
	施 策	施策の進捗状況を管理する指標	目標値	目標年度
	・森の力再生事業による、荒廃した人工林、里山の放置された竹林や広葉樹林などの整備の推進	・森の力再生面積	25,881ha	R10年度
	・造林、下刈り、除伐、間伐などの実施の支援	・国有林の間伐面積	92ha	R10年度
	・生物多様性の保全上重要な生育・生息地の確保	—	—	—
暮らし（目標5）	目標	健全な水循環の状態を表す指標	目標値	目標年度
	水環境と暮らし・産業・自然のつながりを圏域全体で認識し、活動する	・多面的機能支払交付金の活動面積 ・リバーフрендシップの活動が行われている河川数	維持または向上 維持または向上	R10年度 R11年度
	施 策	施策の進捗状況を管理する指標	目標値	目標年度
	・多面的機能支払交付金による農地・農業水利施設保全のための活動支援	—	—	—
	・リバーフрендシップによる沿川の住民による堤防の草刈や河川の清掃活動支援	・リバーフрендシップ制度を活用する団体数	850団体(県全体)	R9年度
	・フォレストツーリズム等を通じた森林とのふれあいの機会の醸成	—	—	—
	・雨水利用・雨水貯留等に対する補助金制度の活用促進	—	—	—

## 第8章 流域水循環計画の推進

### 第1節 施策の実施主体の役割分担

健全な水循環の保全を推進するためには、国、県、市町の行政機関、企業・団体等及び住民の各主体が、それぞれの立場に応じた役割分担に基づき、自主的・積極的に施策に取り組む必要がある。このため、各主体の役割を次のように分担し、適時適切に協働し、施策の効果的・効率的な実施を図る。

#### (1) 国

国は、健全な水循環の保全に関する施策について、支援を行う。

#### (2) 県

県は、健全な水循環の保全に関する施策を実施する責務を有する。また、施策を推進するに当たっては、市町との連携に努めるとともに、企業・団体等及び住民の参加と協力を得るよう努める。

#### (3) 市町

市町は、健全な水循環の保全に関する施策を実施する責務を有する。また、施策を推進するに当たっては、県との連携に努めるとともに、企業・団体等及び住民の参加と協力を得るよう努める。

#### (4) 企業・団体等

企業・団体等は、健全な水循環の保全の重要性について理解を深め、事業活動を行うに当たっては、健全な水循環の保全に十分配慮し、水源保全地域における適正な土地利用に努めるとともに、県が実施する健全な水循環の保全に関する施策に協力するよう努める。

#### (5) 住民

圏域内の住民は、健全な水循環の保全の重要性について理解を深め、県が実施する健全な水循環の保全に関する施策に協力するよう努める。

## 第2節 計画の推進と進捗管理

「太田川圏域流域水循環協議会」が中心となって、「健全な水循環の状態を表す指標」や「施策の進捗状況を管理する指標」を用いて計画の進捗管理を行いながら、関係機関と連携して取組の推進を図る(図 8.1)。指標により進捗管理を行わない施策についても、実施状況やそれに伴う改善状況を把握し、また必要な調査を行うなどして、本協議会において進捗状況を確認し、推進を図る。

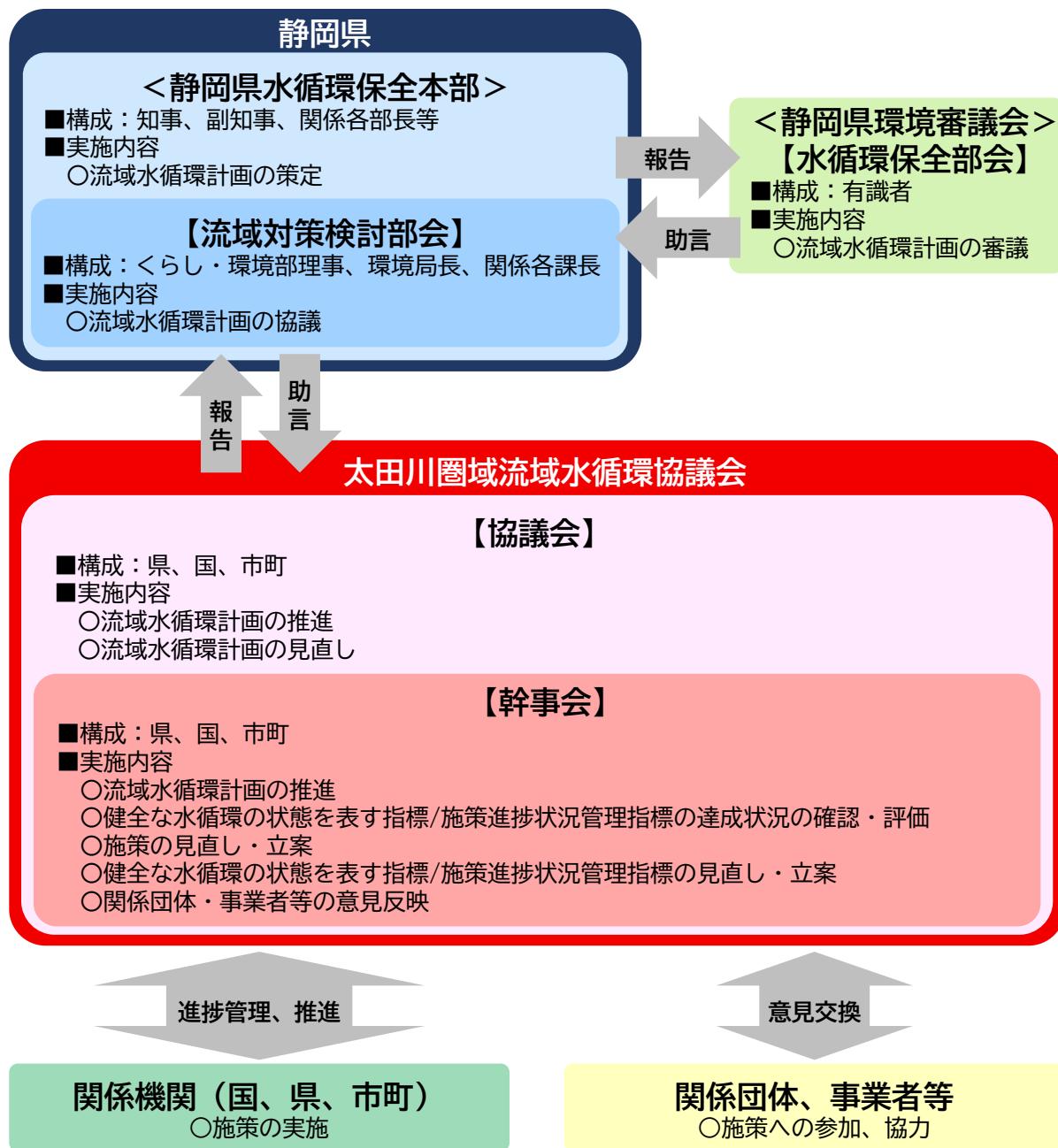


図 8.1 計画の推進と進捗管理体制





## **太田川圏域流域水循環計画**

---

策定年月 令和〇年〇月

編集・発行 静岡県くらし・環境部 環境局水資源課

電話 054-221-2289

FAX 054-221-3278

メールアドレス mizu\_shigen@pref.shizuoka.lg.jp

Web サイト <https://www.pref.shizuoka.jp/kensei/introduction/soshiki/1002382/1002546/1018018.html>